

農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領

第 1 農地等の買収関係

農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）
附則第 3 条に規定する小作地等の買収は次により行う。

1 国の買収

(1) 買収する土地等の決定

国が買収する土地等は次により決定する。

ア 改正法の施行前にされた改正法第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定による公示のあった小作地で、公示の日から起算して 1 か月以内（期間延長を申し入れた時はその期日まで）に所有権の譲渡又は使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権。以下同じ。）の消滅等がなされなかったもの

イ 改正法の施行前にされた旧法第 15 条第 2 項に規定する国が売り渡した農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の買収について、旧法第 10 条第 1 項又は第 2 項による買収令書の交付又はその買収令書の交付に代わる公示がされたもの

ウ 改正法の施行前にされた旧法第 15 条の 3 第 3 項の規定による公示のあった農地等のうち、

(ア) 同条第 5 項の期間の満了の日までに同項の届出がなく、かつ、その期間の満了の日の翌日から起算して 3 か月以内に所有権の譲渡又は使用収益権の消滅等がなされなかったもの

(イ) 同条第 5 項の期間の満了の日までに同項の届出があり、かつ届出につき同条第 6 項の公示がなされたものであって、その公示の日の翌日から起算して 3 か月以内に所有権の譲渡又は使用収益権の消滅等がなされなかったもの

エ 改正法の施行前にされた旧法第 16 条第 1 項の規定により農地等の所有者が農業委員会に国が買収すべきことを申し出たもの

オ 改正法の施行前にされた旧法第 14 条第 2 項（旧法第 15 条第 2 項、第 15 条の 3 第

10 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する附帯施設の買収について、旧法第 10 条第 1 項又は第 2 項による買収令書の交付又はその買収令書の交付に代わる公示がされたもの

(2) 農業委員会の関係書類の送付

ア 農業委員会は(1)のア、ウ及びエによって買収に係る土地を定めたときは、様式例第 1 号の 1 により、買収計画書（以下「計画書」という。）を作成して都道府県知事に送付する。

イ 計画書は、買収に係る土地の所有者ごとに作成する。

ウ 計画書は 6 部（送付に係る土地が差押中であるときは 7 部）作成する（都道府県

知事に対する計画書1部。買収令書の添付書類として5部（送付に係る土地が差押中であるときは6部）。これに加え、その土地の上にある先取特権、質権又は抵当権（以下「担保権」という。）があるときは、担保権の数に応じて作成し、担保権を有する者（以下「担保権者」という。）に対する通知書に添付する。

(3) 担保権者への通知

ア 農業委員会は、計画書の作成に当たって、買収すべき土地の上にある担保権者の氏名又は名称、住所及び当該権利の設定年月日について把握する。

また、計画書を作成した場合において担保権者に対して対価の供託の要否を20日以内に都道府県知事に申し出るよう通知しなければならない。その通知書は様式例第1号の2により担保権者ごとに作成し、原則として都道府県知事に計画書を送付する前に行う。

イ 農業委員会は、担保権者に対して通知をした場合には、計画書の「備考」欄に通知を發した年月日を記入し、これに通知書の控えを添付して都道府県知事に送付する。

(4) 買収対価の算定

都道府県知事は、農業委員会から(2)により計画書の送付があった場合、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号。以下「改正令」という。）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「旧令」という。）第2条第1項又は第3項の規定に基づき対価の算定を行い、2の(2)のオの買収対価算定調書を作成する。

(5) 差押中の土地等の差押債権者への通知

都道府県知事は、農業委員会から計画書の送付があり、その計画書に係る土地が差押中であるときは、差押債権者に対し土地の表示、見込買収対価、予定買収日、買収令書の交付の見込期日等を通知する。

(6) 買収令書の交付、公示及び縦覧

ア 買収令書の作成

(ア) 都道府県知事は、農業委員会から送付された計画書について、適法なものであるか、誤りがないか等を確認する。

また、(1)のアからウまでのいずれかの土地等を買収する際の行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく弁明手続については、農地等の所有者に対して計画書に記載された事項等を通知して弁明の機会を与えた後に、計画書に記載されたところに従って買収令書を様式例第1号の3により作成する。

(イ) 計画書に誤りのあるとき又は農地等の所有者の弁明に理由があるときは、農業委員会に計画書を返送し、訂正して再送付するよう求める。また、(1)のアからウまでの公示について必要があれば取消又は変更を行うよう農業委員会を指導する。

(ウ) 買収令書は5部（都道府県知事の控え、登記用、所有者用、農業委員会用及び地方農政局長用（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。））作成する。

(エ) 買収令書には、計画書に記載された事項のほか、買収の期日、対価の支払方法

等があるが、買収の期日は対価支払に要する期間を考慮して決定する。

イ 買収令書の交付及び交付に代わる公示

(ア) 都道府県知事は、担保権のない土地にあっては送付後遅滞なく、担保権のある土地にあっては担保権者に対価の供託の要否を通知した日の翌日から起算して20日以内に都道府県知事に申し出るよう農業委員会から通知してあるため、この申出期間の経過後遅滞なく、その土地の所有者に買収令書を交付する。

(イ) 買収令書の交付は、配達証明郵便によって所有者に交付し、また、同時に、その謄本を農業委員会に交付する。

(ウ) 都道府県知事は、過失がなく所有者の住所が確知できない等の理由によって買収令書の交付ができないときは、その内容を旧法第11条第2項の規定によって交付に代わる公示（様式例第1号の4）をする。

ウ 買収令書の公示及び縦覧

農業委員会は、都道府県知事から買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく様式例第1号の5によりその旨を公示するとともに、買収令書の謄本をその公示の日の翌日から起算して20日間縦覧する。

(7) 都道府県知事は、買収令書の交付又は交付に代わる公示を行ったときは、遅滞なく農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号。以下「会計事務規程」という。）第4条の規定により支出に関する事務の委任を受けた者（北海道にあっては大臣官房予算課経理調査官、都府県にあっては地方農政局総務部長（北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあっては地方農政局総務管理官）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長。以下「官署支出官」という。）に対し対価支払を依頼する。

2 買収対価の算定

都道府県知事は、農業委員会から関係書類の送付があり、送付に係る土地の買収を相当と認めたときは、旧法第12条第1項の規定に基づく対価の算定を次の事項に留意の上、旧令第2条第3項の規定に基づき定めた算定方法により行う。

(1) 旧令第2条第3項の規定に基づき定めた算定方法

ア 近傍類似農地の取引価格基準方式

近傍類似農地の取引価格基準方式とは、買収に係る農地の近傍類似の農地（当該農地の近傍にあり、かつ、その価格及び借賃の形成上の一般的要因が当該買収すべき農地と類似する農地をいう。）についての耕作目的での通常取引の数が当該買収前1年以内に3件以上である場合にあっては、それらの取引において成立した価格を基準として算定する方式をいう。

(ア) 「近傍」とは、買収に係る農地と農業事情が類似する区域（旧令第2条第1項に規定する一定の区域）にあればよい。

(イ) 買収に係る農地が、耕作目的での通常取引において成立する価格が転用価格の影響を受けて形成されていると認められる区域内にあるときは、転用価格の形成上の一般的要因も「その価格及び借賃の形成上の一般的要因」に含まれる。

(ウ) 買収に係る農地の占有者が土地改良費その他の有益費を支出しているときは、

その近傍類似の農地の選定に当たっては、賃借人等の占有者が買収に係る農地の占有者と同程度の有益費を支出している農地を選定することが必要である。すなわち、有益費の投下の有無及び投下している場合におけるその有益費の程度は、類似性の判断をする場合に考慮しなければならない事項である。

(エ) 「基準として算出する」とは、当該類似の農地の耕作目的での通常取引において成立した価格 10 アール当たりの価格の平均価格を算出し、その平均価格に当該買収に係る農地の面積を乗じて算出する。この場合、その算定に当たっては、次の事項に留意する。

- a 算定に用いる近傍類似の農地についての耕作目的での通常取引事例は、原則として 3 件以上となるようにする。
- b 買収に係る農地の近傍類似の農地における耕作目的での通常取引価格の水準は、おおむね同程度になるべきものである。他の取引価格に比べて著しく高い取引価格又は著しく低い取引価格のものは、近傍類似の農地であるかどうか、又は耕作目的での通常取引価格であるかどうかを再検討し、買収に係る農地の近傍類似の農地についての耕作目的での通常取引価格のうち、他のいずれの取引価格に対しても、それらのほぼ 3 分の 2 以下及び 2 分の 3 以上であるものを除外した全ての取引価格を用いて算定する。
- c 買収前 1 年以内の取引であっても、その間に価格形成要因の変化があり取引価格の上昇又は低下があったことが明らかであると認められるときは、最近の時点又は価格形成要因の変化が顕著に生じた時期以降の取引価格を採用する（仮に、この結果、採用することができる取引事例が 3 件に達しないときは、イの算定方法による。）。

イ 近傍農地の取引価格比準方式

近傍農地の取引価格比準方式とは、アの算定方式が採用できない場合であって、買収に係る農地の自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額（旧令第 3 条第 1 項に規定する固定資産税評価額をいう。）と当該農地の近傍の地域において耕作目的での通常取引が行われた農地に係る自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該通常取引が行われた農地のその取引において成立した価額に比準して算定する方式をいい、算定に当たっては、次のことについて留意する。

- a 「比準」は、原則として 3 件以上の取引事例地について行うものとし、その比準地は、買収に係る農地と農業事情が類似する区域内にある農地についての耕作目的での通常取引事例地のうちから、b に掲げる指標等からみて比準すべき農地として適当と認められるものを選ぶこと（近傍類似の農地についての耕作目的での通常取引があるときは、これを優先的に選ぶことになる。）。
- b 比準すべき指標としては、買収に係る農地のある地域における価格形成上の重要な一般要因となると認められる事項を用いるべきであるが、これを画一的に決めることは困難である。一般的には、固定資産税評価額、収量、面積、地形、傾斜度等の耕作の難易、水利条件、占有者の有益費投下の有無及び程度

等が考えられる。また、耕作目的での通常取引において成立する価格に転用価格が影響していると認められる区域においては、道路ぞいであるかどうか、役場、鉄道乗降場、最寄り集落までの距離等転用価格の形成上の主要な要因も指標として用いることが必要である。

- c 各指標の価格に影響する程度は、それぞれの地域により異なるので、買収対価を取引価格に比準して算定する場合における各指標のウェートのつけ方については、その地域の事情を調査の上、適正な対価を算定することができるよう各指標を総合的に判断して決める必要がある。
- d 比準に際しては、以上のほか、耕作目的での通常取引であっても、取引の事情が異なり、その取引事情が取引価格に反映していることが考えられるから、このことも配慮する。
- e 買収に係る農地の対価を比準して求める方法は、比準地ごとに、その10アール当たりの取引価格を基礎に比準地と買収に係る農地との各指標の関係等を考慮して買収に係る農地の10アール当たりの価格を評定し、その評定価格のうち他のいずれの評定価格に対しても、それらのほぼ3分の2以下及び2分の3以上であるものを除外した評定価格の平均評定価格を求め、その評定価格に買収に係る農地の面積を乗じて算出する。
- f 都道府県の職員が比準方式に習熟するまでの間は、職員による評定のほか、要すれば（耕作目的での通常取引価格が転用価格の影響を強く受けていると認められる区域内の農地を買収する場合等）、精通者に評定を委託し、その結果を参酌して買収に係る農地の価格を算定することが望ましい。

(2) その他

ア 買収対価については、(1)の算定方法により算定した農地の対価を基礎に、旧令第2条第1項後段の規定による権利価格の控除、竹木価格の加算及び必要経費の控除を行う。

イ 権利価格の控除

(ア) 買収に係る農地の上に地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利があり、それに価額があるときは、その価額を差し引く。

(イ) 地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利には、耕作を目的とするいわゆる耕作権のほか、耕作を目的とする権利以外、たとえば電線路等を施設するための区分地上権その他これと内容を同じくするその他の権利も含まれる。

(ウ) 耕作権価額

耕作権の価額は、次により算出する。

- a 買収に係る農地の近傍類似の農地の上にある耕作権であって、買収に係る農地の上にある耕作権とその種類及び内容を同じくする耕作権（以下「類似の耕作権」という。）の最近1年間における取引（特殊な事情の下に行われたと認められる取引を除く。以下同じ。）における10アール当たりの価格を求め、これにその買収に係る農地の面積を乗じて算出する。
- b aに規定する耕作権の取引がない場合には、次による。

(a) 買収に係る農地の近傍類似の農地であって自作地であるものの最近1年間における取引価額と買収に係る農地の近傍類似の農地であって買収に係る農地における耕作権と類似の耕作権がある借入地の最近1年間における取引価額との10アール当たりの差額を求め、これに買収に係る農地の面積を乗じて算出する。

(b) 買収に係る農地と農業事情が類似する区域内にある農地であって買収に係る農地の上にある耕作権と類似の耕作権があるものの最近3～5年間における10アール当たりの取引価格とその取引価格に係る農地の近傍類似の自作地の10アール当たりの取引価格とその差額の、当該自作地の10アール当たりの取引価格に対する割合を求め、買収に係る農地について第2により算出した額にその割合を乗じて算出する。

(エ) 耕作権以外の権利の価額

耕作権以外の使用及び収益を目的とする権利の価額は、(ウ)の耕作権価額に準じて算出する。

ウ 竹木の価額の加算

(ア) 買収に係る農地の上に竹木がある場合には、その農地の所有者以外の者が所有する場合及び別に立木として買収する場合を除き、その価額を加算する。

(イ) 竹木の価額は、旧令第3条第2項の算定方法により算出する。

エ 必要額の控除

(ア) 買収に係る農地について賃借人等の占有者が必要額を負担しており、買収期日においてその償還を請求することができる権利があるときは、その必要費の額を差し引く。

(イ) 「必要費」とは、民法（明治29年法律第89号）第196条又は第608条に規定する必要費をいう。

(ウ) 必要費の額は、次により算出する。

a 占有者が賃借人である場合には、その賃借人が負担した通常必要費と特別必要費の合計額とする

b 占有者が使用貸借による借主である場合には、次のいずれかによる。

(a) 使用貸借による借主が償還を請求することができる必要費は、特別必要費に限られる（通常必要費は借主の負担になる（民法第595条第1項）。）。

(b) その使用貸借による権利が期間の定めのあるものである場合における控除すべき必要額の額は、その借主が負担した特別必要費の額を買収の期日から当該期間の満了するまでの残存期間に応じた年8分による複利現価を算出して求める。

(c) その使用貸借による権利が期間の定めのないものである場合における控除すべき必要費の額は、その借主が負担した特別必要費の額とする。

c 占有者が賃借権及び使用貸借による権利以外の使用及び収益を目的とする権利に基づく場合には、その占有者が負担した特別必要費の額とする。

オ 買収対価算定調書

(ア) 農地を買収する場合には、様式例第1号の6による買収対価算定調書を作成する。

(イ) 買収対価算定調書は、次による。

a 買収対価算定総括表

b 各筆対価算定調書

(附) 農地価格評定調書

c 位置図

(a) 表示事項

①買収に係る農地……………◎（赤）

②基準地又は比準地……………○（赤）（整理番号を記載）

③買収に係る農地に係る農業事情類似区域……………黄

④同上内取引事例地……………青（整理番号を記載）

第2 農地等の売渡し関係

改正法附則第5条の規定に基づく旧法第37条の規定により買受申込書の提出があった場合における農地等及び附帯施設の売渡しは、次により行う。

1 売渡計画書の作成

(1) 農業委員会は、売渡しの相手方の選定を終えた場合には、その者の提出した買受申込書を審査し、様式例第2号の1に従って売渡計画書を作成し、都道府県知事に送付する。

(2) 売渡しの相手方に選定されなかった買受申込者には様式例第2号の2により旧法第38条の規定に基づく送付をしない旨を通知する。

(3) 所管換又は所属替をした土地の売渡計画書は、これを区別して別冊とし、表紙にその旨を明記する。

(4) 売渡計画書は6部（都道府県知事送付用1部、3の(1)の売渡通知書の添付資料として5部）作成する。

2 売渡通知書の交付、公示及び縦覧

(1) 売渡通知書の作成

ア 都道府県知事は、農業委員会から送付された売渡計画書について、適法なものであるか、誤りがないか等を確認し、売渡計画書に記載されたところに従って売渡通知書を作成する。

イ 売渡通知書は、様式例第2号の3又は様式例第2号の4により5部（売渡しの相手方送付用の正本、債権管理関係用、登記用、農業委員会用の謄本及び都道府県知事用控）作成する。

(2) 売渡通知書の交付及び公示縦覧

ア 都道府県知事は、売渡通知書を売渡しの相手方に、その謄本を当該農地のある市町村の農業委員会に交付する。

イ 売渡通知書の謄本は、売渡しの期日ごと一括して農業委員会に送付し、農業委員会は、これについて誤りがないか等を確認する。

ウ 農業委員会は、都道府県知事から売渡通知書の謄本を受け取ったときは、遅滞なくその旨を様式例第2号の5により公示するとともに、売渡通知書の謄本をその公示の日の翌日から起算して20日間縦覧する。

3 売渡農地等の対価の経理

- (1) 都道府県知事は、2の(2)により売渡通知書を交付したときは、売渡通知書の謄本を当該農地等の売渡しにかかる債権を管理すべき都道府県歳入徴収官に送付して債権の発生を通知する。
- (2) 都道府県歳入徴収官は、(1)の通知があったときは、遅滞なく、売渡対価に係る債権を国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の定めるところに従って調査確認し、債権管理簿に登記の上、納入告知書を発行する（改正法附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた改正令附則第7条の規定により廃止された農地対価等徴収令（昭和27年政令第482号）参照）。
- (3) 都道府県歳入徴収官は、対価を徴収するため市町村にその徴収を委任するときは、納額通知書を作成し、農地等の買受者の住所のある市町村に送付する。
- (4) 納額通知書の送付を受けた市町村は遅滞なく納入通知書を作成し、納入通知書の納期限前20日までにこれを当該農地等の買受者に交付して対価徴収の措置をする。

第3 未墾地等の検査及び買戻し関係

改正法附則第6条第3項の規定に基づく旧法第61条の規定により売り渡された土地等の検査及び買戻しは、次により行う。

1 未墾地等の検査事務

- (1) 都道府県知事は、旧法第71条の規定に基づき土地等の検査を行う。
- (2) 検査の時期については、農地法関係事務に係る処理基準（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）の別紙2の第3の定めによる。
- (3) 検査の通知
 - ア 都道府県知事は、検査実施期日を決定した場合には、検査実施期日のおおむね1か月前までに、旧法第71条の規定により検査を実施する旨を、土地等の売渡しを受けた者（その一般承継人を含む。以下同じ。）及び農業委員会に対し、検査実施予定期日、検査員の氏名、立会その他検査を実施するために必要な事項とともに通知する。
 - イ 売渡しを受けた者に対する検査の通知は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第49条第3項の立入調査の通知と併せて行うこととし、通知書には、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第98条に掲げる事項のほか、検査員の氏名及び立会に関する事項を併せて記載する。
- (4) 検査の実施
 - ア 都道府県知事は、利用状況検査表（様式例第3号の1）により検査実施期日においてその職員に検査をさせる。
 - イ 検査を行った職員は、検査終了後、利用状況検査表の内容について土地等の売渡

しを受けた者及び立会人の確認を受け、その検査表を都道府県知事に報告する。

ウ 都道府県知事は、アの検査の結果を審査し、検査に合格と認めることを相当とする者については、利用状況検査表の欄外に合格の旨を表示するとともにその旨を売渡しを受けた者及び農業委員会に通知する。

エ 合否の判定については、売渡通知書に記載された用途に供されており、開墾が完了し、転貸、転売等の事実がないことを基準とする。

ただし、売渡通知書に記載された用途に供していない等の事実に関して、その事由が次に掲げる事項に該当する場合には合格として取り扱って差し支えない。

(ア) 天災その他やむを得ない理由により開墾が進まなかったこと

(イ) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法律によって収用又は使用されていること

(ウ) 売渡通知書に記載された農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期到達後に、旧法第 73 条第 1 項の許可を受けて同項に掲げる権利を設定し、又は移転していること

(エ) 法第 4 条の許可を受け農地を農地以外の用に供していること

(オ) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業のために供していること

(カ) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）による強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）及び国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分（その例による滞納を含む。）により公売に付された結果、他に所有権が移転したこと

(キ) 包括遺贈により旧法第 73 条第 1 項の権利が取得されていること

オ アの検査の結果、売渡しを受けた者が、次の事由のため直接その土地等を売渡しの目的の用に供するための作業に従事していないと認められた場合は、土地等の検査について良好と認められても検査結果についての合否の決定は保留する。

(ア) 売渡しを受けた者が疾病又は負傷による療養中の場合

(イ) 売渡しを受けた者が懲役若しくは刑の執行又は未決拘留中の場合

(ウ) 売渡しを受けた者が開拓農業協同組合又は開拓農業協同組合連合会の役員となっている場合

(エ) 売渡しを受けた者がやむを得ず農業以外の職業を主たる業務としている場合

(5) 勧告及び再検査

ア 検査の結果において、売渡通知書に記載された用途に供しているとは認められないが、今後開墾が完了し利用状況が適正化されることが見込まれる土地等については、期限を指定して開墾を勧告することができる。

イ 勧告を行った土地等については、旧法第 72 条の規定に基づく買収は猶予することとし、勧告期間満了後、再検査を行い、買収の要否を判定する。

ウ 勧告の期間、再検査の時期は買収が可能な年限を十分考慮して定める。

エ 再検査は、勧告した事項に留意の上、利用状況検査表によって、その土地等について総合的に行う。

2 未墾地等の買戻し事務

(1) 旧法第 72 条第 1 項第 1 号の規定による場合の買収

旧法第 71 条の規定による検査結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなった場合とは、売り渡した土地等の開墾及び利用がその土地等の 6 割に満たないとき又は農地とすべき土地の耕作が 5 割に満たないときをいう。

ただし、旧法第 71 条の規定による検査の結果において、1 の(4)のエの(ア)から(キ)までの事由により、合格と取り扱う場合は、この限りでない。

(2) 旧法第 72 条第 1 項第 2 号の規定による場合の買収

旧法第 71 条の規定による検査結果、売り渡した土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなった場合とは、次の場合をいう。

ただし、旧法第 71 条の規定による検査の結果において、1 の(4)のエの(ア)から(キ)までの事由により、合格と取り扱う場合は、この限りでない。

ア 売り渡した土地等の一部は、売渡通知書に記載された用途に供しているが、その残りの部分は 1 年以上も利用しないとき

イ 売渡通知書に記載された用途以外に無断で利用しているとき（農地にあつては法第 4 条の規定による許可を得ることなく農地以外の用に供しているとき）

ウ 旧法第 73 条の規定による許可を得ることなく転売等をしているとき

(3) 旧法第 72 条第 1 項第 3 号の規定による場合の買収

旧法第 71 条の規定による検査の期日前にその土地等を売渡通知書に記載された用途に自ら供することをやめた場合とは、売渡しを受けた者の住居が不明の場合、その土地等の利用上、不都合と認められる位置に転居した場合、主たる業務を農業以外の職業に移した場合又はその土地等を無断で旧法第 73 条第 1 項に掲げる権利を設定し、若しくは移転している場合をいう。

(4) 旧法第 72 条第 2 項の規定による買収の手續

ア 都道府県知事は、旧法第 61 条の規定により売り渡した土地等を旧法第 72 条第 1 項の規定により買収しようとする場合は、その土地等の売渡通知書の写し、登記簿謄本等により必要な事項を調査の上、様式例第 3 号の 2 により買収計画書を作成する。

イ 都道府県知事は、買収計画書の作成に当たって、買収に係る土地等の上に担保権があるとき、その権利者の氏名又は名称、住所及びその権利の設定年月日その他の事項について把握する。

また、買収計画書を作成したときは、その土地の上にある担保権者に対して、対価の供託の要否を 20 日以内に申し出るよう、様式例第 3 号の 3 で旧法第 50 条第 2 項の規定により通知する。

ウ 都道府県知事は、旧法第 72 条第 4 項で準用する旧法第 50 条第 2 項に規定する期間が経過した後、様式例第 3 号の 4 の買収令書を配達証明郵便で所有者に交付する。

エ 都道府県知事は、過失がなく所有者を確知できない等の事由によって買収令書を交付ができないときは、その内容を旧法第 72 条第 4 項において準用する旧法第 50 条第 3 項の規定により交付に代わる公示（様式例第 3 号の 5）を行う。

オ 都道府県知事は、買収令書の交付又は交付に代わる公示を行ったときは、遅滞なく官署支出官に対し、対価支払を依頼する。

第4 開拓財産の譲与関係

改正法附則第6条第6項の規定による土地等の譲与は、次により行う。

1 基本事項

(1) 譲与の対象となる道路等

旧法第74条の2の規定による譲与の対象となる土地等は、旧法第61条に掲げる土地等のうち、道路、水路、揚水機場若しくはため池、これらの工作物に附帯する工作物又はこれらの工作物の用地（以下「道路等」という。）で農業上の利用に供することが相当であり、かつ、公共的性格があるものと認められるものを、北海道にあっては農林水産大臣、都道府県にあっては地方農政局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長が個別に指定する。

(2) 譲与を受け得る者

譲与を受け得る者は、譲与すべき道路等のもつ公共的性格にかんがみ、市町村、土地改良区、都道府県、農業協同組合、農業協同組合連合会等で譲与を受けた後においてその道路等を適切に維持管理すると認められるものを指定する。

この場合において、その道路等を含む周辺地域の社会的経済的諸条件からみて、将来その道路等が当該地域の住民による農業以外の一般的な利用に供される程度が増大すると見込まれるものであるときは、その道路等の譲与を受け得る者は、地方公共団体に限る。

(3) 土地改良財産との関係

土地改良財産をその一部に含む道路等については、その土地改良財産の所管部局と協議の上、その道路等の用地の譲与とその土地改良財産の処理とを同時に行う。

2 譲与準備手続

(1) 譲与の対象等の指定

地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下第4において同じ。）は、都道府県知事が様式例第4号の1により作成した指定調書の内容を審査し、譲与の対象となる道路等及び譲与を受け得る者の指定をすることが適当と認める場合には、当該指定を行うとともに、当該指定があった旨を様式例第4号の2により都道府県知事に通知する。

(2) 確定測量及び地番の設定

都道府県知事は、(1)の指定のあった道路等のうちの土地で表題登記のないものについては、その境界の確定をし、地番の設定のための土地の筆割を行い、その筆割に係る土地の部分の確定測量を行ってその面積を決定するとともに、その結果に基づき確定測量図を作成し、その確定測量図を登記所に送付して地番の設定を受ける。

(3) 各筆調書の作成

都道府県知事は、譲与の対象となる道路等のうちの土地についての各筆の地番、地目及び面積を記載した様式例第4号の3の各筆調書を作成する。

(4) 通知書の写し等の農業委員会への送付

都道府県知事は、道路等及び譲与を受け得る者の指定があった旨の通知を受けた場合には、その指定に係る通知書の写しに各筆調書及び確定測量図の写しを添えてこれらを農業委員会へ送付する。

3 譲与手続

(1) 譲受申込書の提出

農業委員会は、道路等及び譲与を受け得る者の指定があった土地等の譲与を受けようとする者から様式例第4号の4による譲受申込書の提出があったときは、2の(4)により送付のあった各筆調書及び確定測量図の写しに基づき譲受申込者に譲与すべき道路等を確認するとともに、その譲受申込書を都道府県知事に送付する。

なお、農業委員会において、道路等の用途を廃止した場合におけるその土地の所有権移転の請求権を保全するため国による仮登記をする必要があると認められる場合には、譲受申込者から仮登記承諾書（印鑑証明書付）その他参考となるべき事項を記載した書面の提出を求める。

(2) 譲与通知書の交付

ア 都道府県知事は、農業委員会を経由して譲受申込書を受理した場合には、各筆調書、確定測量図、道路等及び譲与を受け得る者の指定通知書等に基づき、譲受申込書を提出した者に対し道路等を譲与することが適当であるかどうかを審査し、その者がその譲与を受けた後において当該道路等を適切に維持管理することができるものと認められる場合には、その者について様式例第4号の5による譲与通知書を作成し、当該譲与通知書を農業委員会を経由して譲与の相手方に交付するとともに、その写しを農業委員会に交付する。

イ 農業委員会は、譲与の期日までに譲与通知書を譲与の相手方に交付し、譲与通知書交付簿に譲与通知書の番号、譲与を受ける者の名称、譲与の期日、譲与通知書の交付期日等を記入する。

(3) 開拓財産台帳等の整理

都道府県知事は、道路等を譲与した場合には、譲与の期日をもって開拓財産台帳（農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「旧則」という。）第46条第1項の規定による国有財産台帳等をいう。以下同じ。）に「譲与」と記載するとともに、譲与通知書の写し、各筆調書、確定測量図等を市町村別及び地区別に整理して保管し、巻頭に開拓財産台帳の索引番号を付しておく。

(4) 登記手続

登記手続及び様式等については「農地法に基づく登記の特例等についての取扱要領について」（昭和37年10月25日付け37農地B第1655号農地局長通知）により行う。

4 譲与後の措置

(1) 用途廃止に係る通知

都道府県知事は、道路等の譲与を受けた者が、その道路等の用途を廃止しようとする場合には、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知させる。

(2) 実地調査等

都道府県知事は、(1)による通知があった場合その他必要と認める場合には、譲与した道路等の管理の状況等に関し、人工衛星等利用調査若しくは実地調査を行い、又は当該道路等の譲与を受けた者から報告を徴して必要な指示をする。

(3) 用途の廃止に伴う返還措置

ア 都道府県知事は、(1)による通知又は(2)の調査若しくは報告等の結果、その管理等に関し必要な指示をしても、道路等の譲与を受けた者がなおその道路等をその用途に供しない場合には返還を求める。

なお、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等（農業用以外の目的で設置される道路等であって、地域住民の生活上必要なもの（法定外公共物も含む。）として公共的性格があると認められ、かつ、農業者も利用できるものを含む。）が設置されることに伴いその譲与を受けた道路等の用途が廃止される場合で、あらかじめその用途を廃止することにつき都道府県知事の承認を受けているときは、その承認に係る道路等の返還を求めないことができる。この場合、返還をしないこととした道路等について、その道路等に仮登記がなされている場合には、仮登記の抹消手続をする。

イ 都道府県知事は、アにより譲与した道路等の返還を受けた場合には、農業委員会にその旨を通知し、開拓財産台帳に「譲与の取消」と記載するとともに、保管してある当該譲与通知書の写しに返還のあった旨記載し、速やかに所有権移転の登記手続をとる。

ウ 農業委員会は、イにより譲与した道路等の返還があった旨の通知があった場合には、譲与通知書交付簿にその旨を記載する。

第5 自作農財産の管理の関係

旧法第78条第1項に掲げる土地、立木、工作物及び権利（以下「自作農財産」という。）の管理については、農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。）及び国有農地等・開拓財産管理規程（昭和28年農林省訓令第102号。以下「規程」という。）並びに処理基準の定めるところによるほか、次により行う。

1 財産区分及び管理区分

自作農財産は、規程第2条に規定する国有農地等のうち旧法の規定により取得した土地等（以下「旧国有農地等」という。）及び開拓財産に区分し、旧令第15条第1項各号（開拓財産であって、同項第1号括弧書に規定するものを除く。）に規定するものにあつては都道府県知事が、その他のものにあつては地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第5において同じ。）が管理する。

2 維持保存等

都道府県知事は処理基準別紙2の第6の1、地方農政局長は当該規定に準じるほか、次により自作農財産の維持保存等を行い、できるだけ早期に旧法第80条に基づく売払

い、又はその所管換、引継若しくは所属替を進める。

(1) 処理基準の別紙2の第6の1の(1)の①に定める管理記録カードは、様式例第5号の1による。

(2) 処理基準別紙2の第6の1の(1)の②のウにより設置した国有財産管理人は、適宜見回りを実施するとともに、見回り実施後は速やかに様式例第5号の1の2の国有農地等見回り報告書により都道府県知事へ報告するものとする。

(3) 処理基準別紙2の第6の5の(1)の報告は、様式例第5号の2及び様式例第5号の3による。

(4) 地方農政局長は、(2)による報告についてその内容を十分検討し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「整理法」という。）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）の進行状況と内容に応じて次により措置する。

ア 仮換地指定前であるときは、直ちに事業の施行者（以下「施行者」という。）に対して次の事項を申し入れ、併せて今後施行者から所有者に対する通知等を行う場合のあて先（地方農政局所在地及び担当部局（係名まで））を明示する。

(ア) 換地計画において、旧法第80条第2項に該当する土地については従前の土地と同地目の換地を定めること又は旧法第80条第1項に該当する土地は換地を定めないこと。

(イ) 民有地と同等の取扱いを行うこと。

(ウ) 自作農財産は、旧法第80条第2項の規定により、土地区画整理事業に係る土地（以下「対象地」という。）各筆の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）に売り払わなければならないので、換地計画は旧所有者等の異なる土地の併せ換地のないよう配慮すること。

なお、各筆ごとの減歩率については、なるべく当該施行地区の平均減歩率に近づけ、清算金の額を最少限度にとどめるよう配慮すること。

イ 整理法第98条第5項の規定による仮換地指定通知を受けた場合は、その内容をアに掲げる事項に留意して検討する。

なお、検討の結果、仮換地の変更を求める必要があると認められる場合には、速やかに施行者に対してその旨を申し入れること。

ウ 整理法第103条第1項の規定による換地処分通知を受けた場合は、その内容をイの仮換地指定通知の内容と照合確認し、都道府県知事の備える国有財産台帳等（旧国有農地等にあつては国有財産台帳（農業委員会の国有財産整理簿を含む。）、開拓財産にあつては開拓財産台帳。）の整理を行わせるよう当該通知の写しを都道府県知事に送付する。

なお、仮換地の変更の申入れに対して、その変更が認められないままに換地処分が行われた場合は、換地処分通知に定められた期間内（通常通知書受領の日の翌日から3か月以内）にイの申入事項につき不服審査請求を行い、その結果を待って最終的に決定された換地処分通知の写しを都道府県知事あてに送付する。

エ 地方農政局長は、施行者から対象地について整理法の定めによる承認又は同意を求められた場合には、その内容に従って次により措置する。

(ア) 整理法第7条又は第17条の規定による施行地区への編入承認申請に対して

は、「対象地は、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 80 条第 1 項の規定による売払いが予定されており、事業の施行中に民有地となるので、編入承認を受けても換地計画においては宅地と同一に（換地不交付の場合は清算金を交付するよう）取扱うこと」を条件として編入承認を行う。なお、対象地が開拓道路等敷地で、その工作物たる土地改良財産の用途廃止の手續を要するものである場合は、速やかに関係部局にこの旨を連絡する。

(イ) 整理法第 8 条又は第 18 条の規定による事業計画に関する同意を求められた場合には、アの申入事項に準じた条件を付して同意する。

(ウ) 対象地が旧所有者等に売払うことを要しない場合は、整理法第 90 条の規定による換地不交付に同意する。

(エ) 整理法第 93 条第 4 項の規定による換地の立体化については同意してはならない。

(5) 処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の (2) の報告を受けた地方農政局長は、遅滞なくその概要を農林水産大臣に報告する。

(6) 処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の (5) の報告は、様式例第 5 号の 4 による。

(7) 処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の (7) の報告は、様式例第 5 号の 4 の 2 による。

(8) 地方農政局長は、(7)による報告についてその内容を十分検討した上で、旧国有農地等又は開拓財産の空間又は地下を電気事業者等に使用させることがやむを得ないと判断し、民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転する場合には、次のア及びイを確認して行うほか、「普通財産の空間又は地下を電気事業者等に使用させる場合の取扱いについて」（昭和 39 年 3 月 5 日付け蔵管第 487 号大蔵省管財局長通知）の規定を準用するものとする。

ア その権利の設定又は移転を行ってもその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと

イ その権利の設定又は移転を行っても売払い等に支障を生ずるおそれがないこと

(6) 処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の (5) の報告は、様式例第 5 号の 4 による。

3 法定帳簿等

自作農財産を管理するために備えるべき帳簿は、処理基準別紙 2 の第 6 の 3 によるほか、次により作成保存する。

(1) 帳簿の名称区分等

ア 国有財産台帳等

| 財産区分 | 帳簿名称 | 備付者 | 備考 | |
|-------|------------|--------|---------------|-------------|
| | | | 根拠規定 | 様式 |
| 開拓財産 | 開拓財産台帳(県分) | 都道府県知事 | 旧則第 46 条第 1 項 | 様式例第 5 号の 5 |
| | 開拓財産台帳(局分) | 地方農政局長 | | 規程第 2 号様式 |
| | 開拓財産台帳総括簿 | 地方農政局長 | 規程第 5 条 | 規程第 4 号様式 |
| 国有農地等 | 国有財産整理簿 | 農業委員会 | 旧則第 48 条 | 様式例第 5 号の 6 |
| | 国有財産台帳 | 都道府県知事 | 旧則第 46 条第 2 項 | 様式例第 5 号の 7 |

| | | | | |
|--|-----------|--------|---------|-----------|
| | 国有財産台帳総括簿 | 地方農政局長 | 規程第 5 条 | 規程第 3 号様式 |
|--|-----------|--------|---------|-----------|

イ 貸付簿等

| 財産区分 | 帳簿名称 | 備付者 | 備考 | |
|-------|---|--------------------|----------|-----------------|
| | | | 根拠規定 | 様式 |
| 開拓財産 | 開拓財産貸付簿 (旧令第 15 条の 2 農耕貸付け) (転用貸付け) | 都道府県知事又は 地方農政局長 | 旧則第 47 条 | 様式例第 5 号の 8 |
| | 開拓財産貸付総括簿 | 地方農政局長 | 規程第 7 条 | 様式例第 5 号の 9 |
| 国有農地等 | 国有農地等貸付簿 (旧法第 9 条等継続貸付け) (旧令第 15 条の 2 農耕貸付け) (転用貸付け) | 都道府県知事 | 旧則第 47 条 | 様式例第 5 号の 10 |
| | 国有農地等貸付総括簿 | 地方農政局長 | 規程第 7 条 | 様式例第 5 号の 11 |

(2) 台帳等の作成及び提出

ア 開拓財産

(ア) 開拓財産台帳は、地方農政局長にあつては規程第 2 号様式、都道府県知事にあつては様式例第 5 号の 5 の調製要領に定めるところによるほか次に留意して作成する。

a 区分及び種目は、地方農政局長にあつては規程別表第 2、都道府県知事にあつては処理基準別紙 2 の第 6 の 3 による。

b 開拓財産台帳（土地）の備考欄には、処理基準別紙 2 の第 6 の 1 の (1) の ② において利用する目標物を表示する。

(イ) 地方農政局長は、処理基準別紙 2 の第 6 の 4 により提出された県台帳の総括の部分の写しと、開拓財産台帳（以下「局台帳」という。）の総括の部分とに基づいて、開拓財産台帳総括簿を作成し、その総括の部分の写しを翌年度 5 月 31 日までに農林水産大臣に提出する。

イ 旧国有農地等

(ア) 処理基準別紙 2 の第 6 の 3 の (2) に定める国有財産整理簿は、様式例第 5 号の 6 による。

(イ) 地方農政局長は、処理基準別紙 2 の第 6 の 4 の (2) により提出のあった台帳の総括の部分の写しをまとめて国有財産台帳総括簿を作成し、その総括の部分の写しを翌年度 5 月 31 日までに農林水産大臣に提出する。

(3) 貸付簿等の作成及び提出

地方農政局長は、処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の (6) の ①及び②により報告を受け、毎年度、開拓財産貸付総括簿（様式例第 5 号の 9）及び国有農地等貸付総括簿（様式例第 5 号の 11）中それぞれの集計表の部分の写し並びに国有農地等に係る未貸付地調査表（様式例第 5 号の 12）を翌年度 5 月 31 日までに農林水産大臣に提出する。

4 貸付け

地方農政局長又は都道府県知事は、処理基準別紙 2 の第 6 の 2 によるほか、次に定めるところにより自作農財産を貸し付ける。

(1) 貸付け

ア 農耕貸付け

農耕貸付けとは、旧令第 12 条の規定による貸付け及び旧令第 15 条の 2 の規定による耕作及び養畜の事業の用に供するための貸付け（旧法第 9 条等に基づきこれらを国が取得した際に、地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていたものに係る貸付けを含む。以下別紙 2 において同じ。）をいう。

(ア) 旧令第 15 条の 2 の規定による農耕貸付け

処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (2) の ① の ア の (ウ) の 申込書は様式例第 5 号の 13、処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (2) の ① の ア の (エ) の 通知書は様式例第 5 号の 14 による。

(イ) 旧法第 9 条等の規定による継続貸付け

処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (2) の ① の イ の (ア) の 国有農地等貸付書は様式例第 5 号の 15 による。

(ウ) 貸付料の見積り合せ

処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (3) の ① の イ の 見積り合せの書面は別紙 1 の様式例第 14 号の 17 の 2 による。

イ 転用貸付け

転用貸付けとは、旧令第 15 条の 2 の規定による耕作及び養畜の事業以外の事業に供するための貸付け（農地法施行法（昭和 27 年法律第 230 号）第 13 条の規定により旧令第 15 条の 2 の規定によって貸し付けられたものとみなされるものを含む。以下別紙 2 において同じ。）をいう。

また、処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (2) の ② の イ の 転用借受申込書は様式例第 5 号の 16、処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (2) の ② の ウ の 通知書は様式例第 5 号の 17 による。なお、具体的な使用料の算定にあたり処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (3) の ② の イ による見積り合せを行う場合の書面は別紙 1 の様式例第 14 号の 17 の 2 によるものとし、その他の使用料の算定は、様式例第 5 号の 18 による転用使用料算定調書により行う。

(2) 使用料改定

ア 地方農政局長は、開拓財産で旧令第 15 条第 1 項第 1 号括弧書に規定するものに係る使用料の改定を処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (3) に準じて行う。

イ 処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (3) の ④ の ア の 予告通知書は、農耕貸付けにあつては様式例第 5 号の 19、転用貸付けにあつては様式例第 5 号の 20、同規定の承諾書は様式例第 5 号の 21、変更通知書は様式例第 5 号の 22 による。また、処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の (3) の ④ の ウ の 一覧表は、農耕貸付けにあつては様式例第 5 号の 23、転用貸付けにあつては様式例第 5 号の 24 による。

(3) 貸付けの変更、解約等

- ア 地方農政局長は、開拓財産で旧令第 15 条第 1 項第 1 号括弧書に規定するものに係る貸付けの変更、解約等を処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の(4)に準じて行う。
- イ 処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の(4)のアの(ア)の耕作状況報告書は様式例第 5 号の 25 から様式例第 5 号の 28 まで、転用借受状況報告書は様式例第 5 号の 29 から様式例第 5 号の 32 までによる。
- ウ 処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の(4)のウ及びエの国有財産貸付契約解除通知書は様式例第 5 号の 33 による。
- エ 地方農政局長は、貸付けの解除又は更新拒絶を都道府県知事が適時適切に行っているかを確認し、これらが行われていない場合においては、都道府県知事に対し、必要な指示等を行う。
- オ 処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の(4)の②の解約申入書及び解約同意書は様式例第 5 号の 34 による。

(4) 農作物栽培高度化施設を設置するための同意

- ア 処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の(4)の①のカの(ア)の同意書及び確約書は、様式例第 3 号(平成 30 年 11 月 20 日付け、30 経営第 1796 号農林水産省経営局長通知)及び様式例第 5 号の 15 の 2 による。
- イ 処理基準別紙 2 の第 6 の 2 の(4)の①のカの(イ)の国有財産貸付変更通知書及び国有農地等貸付変更書は、様式例第 5 号の 14 の 2 及び様式例第 5 号の 15 の 3 とする。

(5) 整理替

地方農政局長は、開拓財産で旧令第 15 条第 1 項第 1 号括弧書に規定するものについて、転用貸付けがなされ、又はその貸付けの解約がなされたときは、地方農政局長と都道府県知事との間で整理替調書(様式例第 5 号の 35)により貸付けに係る開拓財産の整理替を行う。

5 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長又は都道府県知事は、処理基準別紙 2 の第 6 の 1 の(3)及び 5 の(4)によるほか、次に定めるところにより自作農財産について天災その他の事故の処理を行う。

- (1) 処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の(4)の被害報告書は様式例第 5 号の 36 による。
- (2) 自作農財産に係る災害が暫定法の適用を受けられない場合又は防災関係事業の採択基準に達しない場合は、関係者の受益割合に応じて費用の振分けを行い、国において負担する。

6 所管換及び所属替

旧法第 80 条第 1 項の規定による認定のあった自作農財産の所管換又は所属替(以下「所管換等」という。)については、次により処理する。なお、地方農政局長は、次の処理を行う前に、処理基準別紙 2 の第 6 の 1 の(4)の境界及び数量の確定の実施状況を確認する(境界及び数量の確定を完了すべきものに該当する場合に限る。7 の引継を行う場合において同じ。)

- (1) 都道府県知事は、所管換等を行うことが適当と認められる場合には、地方農政局長に所管換(所属替)調書(様式例第 5 号の 37)を作成し、送付する。

- (2) 地方農政局長は、所管換等を相当と認めたときは、各省各庁の部局等の長(以下「協議部局長」という。)に所管換等の通知を行うとともに、その写しを都道府県知事へ送付する。なお、財務省から所管換を受けた財産である場合にあっては、「旧農地法第 80 条第 1 項に定める所管換の取扱いについて」(昭和 60 年 3 月 28 日付け蔵理第 1047 号大蔵省理財局長通知)に留意する。
- (3) 地方農政局長は、(2)の通知に対して所管換等を受ける旨の通知を受けたときは、協議部局長に国有財産受渡証書(別紙 1 の様式例第 16 号の 16)を送付する。
- (4) 地方農政局長は、(3)の国有財産受渡証書の返送があったときは、都道府県知事にその旨通知する。

7 引継ぎ

旧法第 80 条第 1 項の規定による認定のあった自作農財産の引継については、次により処理する。

- (1) 都道府県知事は、財務省に引き継ぐことが相当と認められるときは引継調書(様式例第 5 号の 37)を作成し、地方農政局長に送付する。
- (2) 地方農政局長は、引継を相当と認めたときは、財務省に対して引継の通知をするとともに、その写しを都道府県知事に送付する。
- (3) 地方農政局長は、(2)の通知を行った引継について、引き継ぐ旨の通知を受けたときは、財務省に国有財産受渡証書を送付する。
- (4) 地方農政局長は、(3)の国有財産受渡証書の返送があったときは、都道府県知事にその旨通知する。
- (5) その他の手続きは、「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」(令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号農林水産省経営局農地政策課長通知)による。

8 計算書及び報告書

取扱規則第 38 条から第 40 条まで及び第 42 条(都道府県知事にあっては、旧令第 15 条第 2 項及び第 3 項)に定める国有財産増減及び現在額計算書等並びに別紙 1 の様式例第 16 号の 21 から様式例第 16 号の 32 まで及び様式例第 5 号の 38 から様式例第 5 号の 41 までによる報告書(以下「報告書」という。)は、次により作成する。

- (1) 都道府県知事は、報告書を地方農政局長を経由して農林水産大臣に提出する。
- (2) 地方農政局長は、(1)により受理した報告書を進達するときは、その集計表を付する。

なお、開拓財産にあっては局台帳に基づく報告書を作成し、併せて提出する。

- (3) 都道府県知事及び地方農政局長の提出する報告書の提出期限及び様式は、次のとおりとする。

| 書 類 名 | 提出者 | 提 出 期 限 | 様 式 |
|----------------|------------------|----------------------|------------------------------------|
| 国有財産増減及び現在額計算書 | 都道府県知事 地方農政局長 | 4 月 30 日 5 月 31 日 | 計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)第 8 号書式 |

| | | | |
|-------------------------------|------------------|----------------|--|
| 国有財産無償貸付状況計算書 | 都道府県知事 地方農政局長 | 4月30日 5月31日 | 計算証明規則第9号書式 |
| 国有財産増減及び現在額報告書 (付、増減事由別調書) | 都道府県知事 地方農政局長 | 4月30日 5月31日 | 国有財産法施行細則第2号様式 増減事由別調書は別紙1の様式例第16号の33 |
| 国有財産見込現在額報告書 (付、見込増減事由別調書) | 都道府県知事 地方農政局長 | 7月31日 8月15日 | 国有財産法施行細則第3号様式 見込増減事由別調書は別紙1の様式例第16号の34 |
| 国有財産無償貸付状況報告書 | 都道府県知事 地方農政局長 | 4月30日 5月31日 | 国有財産法施行細則第4号様式 |

(4) 地方農政局長は、毎年度の国有財産受渡証書の写しに国有財産受渡証書一覧表(別紙1の様式例第16号の35)を付したものを、翌年度4月10日までに農林水産大臣に提出する。

第6 自作農財産の農業利用目的の売払い関係

1 改正法附則第8条第2項の規定の例による売払い

地方農政局長(北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第6において同じ。)は、改正法附則第8条第2項に基づく法第46条の規定の例による売払いは次により行う。

(1) 地方農政局長は、売払予定地の売払いの相手方の決定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 地方農政局長は、売払予定地が改正法附則第8条第3項により売り払いを行う土地である場合であつて、改正法の施行後最初に当該土地を同項に掲げる者に売払う旨の通知を行い、当該者が通知を受けた日から3か月以内に買受申込書(様式例第6号の1)の提出があつた場合には、その者を売払いの相手方とする。

イ アの通知を受けた者が買受申込書を提出しない場合であつて、売払予定地が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第22条の4第1項に規定する地域計画の区域内にある場合を除き、原則として入札を行い、入札者のうち売払予定価格以上で最高の価額をもって申込みをした者を売払いの相手方とする。ただし、売払予定価格が100万円以下の場合は、入札によらないで地方農政局長が適当と認める者を売払いの相手方とすることができる。

ウ イの原則にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれの買受希望者を売払いの相手方とすることができる。なお、基盤法第22条の4第1項に規定する地域計画

の区域内にある国有農地等の売払いの相手方は、農地中間管理機構に限られることに留意する。

(ア) 無道路地、袋地又は地形狭長等単独利用困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣地所有者又は隣地の貸借権等を有する者（以下「隣地所有者等」という。）が買受けを希望する場合

(イ) 面積が極小規模で単独利用が困難であり、かつ、他に買受希望者がいない土地を、隣地所有者等がその隣地と一体利用するために買受けを希望する場合

エ 入札の結果入札者がいないとき若しくは再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定に基づく随意契約（以下「不落等随意契約」という。）によることができる。

(2) 売払手続

地方農政局長は、都道府県知事から処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の(10)に定める売払調書（別紙 1 の様式例第 15 号の 1）の提出を受け、次により行う。

ア (1)のアの売払手続については、買受申込書の提出を受けた地方農政局長がその内容を相当と認めるときは、様式例第 6 号の 2 による売払通知書を買受申込書を提出した者に交付するとともに、その写しを農業委員会に送付する。

イ (1)のイからエまでの売払手続については、別紙 1 の第 15 の 2 の(1)に準じて行う。

(3) その他の手続

ア 地方農政局長は、売払予定地が国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 12 条の規定により指定された規制区域内に所在する場合には、都道府県知事に同法第 18 条の規定に基づく協議を行う。

イ 地方農政局長は、別紙 1 の様式例第 15 号の 2 による国有財産売買契約書の写しを地方農政局歳入徴収官、都道府県知事及び農業委員会に送付する。

また、売り払った土地等（以下「売払地」という。）について、農耕貸付けを行っていた場合は、地方農政局歳入徴収官に対し、今後の使用料の調査決定を行わないよう措置する。

(4) 売買契約の解除

地方農政局長は、契約の相手方が売買契約書に定める義務を履行しないときは、別紙 1 の様式例第 15 号の 4 による売買契約解除通知書を契約の相手方に交付する。

2 売払価格の決定

改正法附則第 8 条第 2 項の規定に基づき法第 46 条の規定の例により売払う場合における売払価格（入札により売払相手方を決定する場合にあっては予定価格）は、別紙 1 の第 7 の 3 に定める対価の算定方法を用いて評価する。

ただし、評価に当たっては、売払予定地の性格を考慮し、売払予定地が売り払うこととなった時に権原に基づく耕作者があったものについては、価格時点において耕作権が付着している土地として評価することができる。

なお、地方公共団体等と随意契約により契約を締結する場合の売払価格については、別紙 1 の第 15 の 2 の(1)のウの(ウ)に準じて決定する。

3 用途指定

用途指定については、別紙1の第15の2の(1)のオに準じて行う。

ただし、用途指定をするときは、買受申込書（様式例第6号の1）及び売払通知書（様式例第6号の2）に様式例第6号の3による用途指定に係る条件を追加して用途指定を行う。なお、1の(2)のイの相手方に随意契約により売払を行う場合は、別紙1の様式例第16号の2から様式例第16号の6までのいずれかに準じて用途指定を行う。

4 登記

農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成17年農林水産省令第10号）に規定する者（以下4及び第7の8において「不動産登記嘱託職員」という。）は、改正法附則第8条第2項の売払いに係る登記を次により行う。

(1) 所有権移転登記

不動産登記嘱託職員は、別紙1の第15の3の(1)に準じて所有権移転登記を行う。

ただし、登記嘱託書は様式例第6号の4によるものとし、買収登記後登記簿の閉鎖又は登記の抹消をした売払地についての登記は、国有地としての保存登記その他必要な登記手続をした上で行う。

(2) 抵当権設定登記

不動産登記嘱託職員は、別紙1の第16の4の(2)に準じて抵当権設定登記を行う。

ただし、地方農政局長が売払いに当たって売払代金の延納の特約を行った場合、売払いの相手方から抵当権設定登記承諾書は様式例第6号の5、登記嘱託書は様式例第6号の6、抵当権を抹消する際の登記嘱託書は様式例第6号の7による。

(3) 買戻し特約の登記

不動産登記嘱託職員は、別紙1の第15の3の(2)に準じて買戻し特約の登記を行う。

ただし、登記嘱託書は様式例第6号の8による。

5 台帳の整備及び報告

売払いに係る台帳の整備及び報告は、別紙1の第15の4に準じて行う。ただし、用途指定台帳については、様式例第6号の9による。

第7 自作農財産の非農業利用目的の売払い関係

1 旧法第80条第1項の規定による認定

地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第7において同じ。）は、旧法第80条第1項の規定による認定（以下「不要地認定」という。）を次により行う。

(1) 旧令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる土地の不要地認定

開拓財産のうち、旧令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる土地（以下「開拓不要地」という。）の不要地認定に関する手続については、処理基準に定めるところによる。

(2) 旧令第16条第1項第4号から第7号までに掲げる土地の不要地認定

ア 不要地認定の基準

旧令第 16 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる土地とは、それぞれ次に掲げる土地をいい、これらのいずれかに該当する土地については、速やかに不要地認定を行う。

なお、旧令第 16 条第 1 項第 5 号に該当し、かつ、同項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当する場合には、同項第 5 号に該当する土地として不要地認定を行う。

(ア) 旧令第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる土地

- a 改正令附則第 8 条の規定による廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令（昭和 46 年政令第 157 号。以下「旧措置法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる者（以下「地方公共団体等」という。）から公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供するため旧令第 15 条の 2 第 1 項の規定による耕作及び養畜の事業以外の事業の用に供するための貸付申込書（以下「転用貸付申込書」という。）が提出された場合（旧措置法施行令第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者にあつては、その者の主たる目的とする事業の用に供するため転用貸付申込書が提出された場合に限る。）において、その用に供することが相当であり、かつ、確実であると認められる土地
- b 転用貸付けに基づき、その貸付けの目的に係る用途に供されている土地
- c 地方公共団体等から公用、公共用又は試験研究若しくは農事指導の用に供するため旧令第 15 条の 2 の規定による耕作又は養畜の事業の用に供するための貸付申込書（以下「農耕貸付申込書」という。）が提出された場合（旧措置法施行令第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者にあつては、その者の主たる目的とする事業の用に供するため、農耕貸付申込書が提出された場合に限る。）において、その用途に供されることが相当であり、かつ、その用途に相当期間継続して供されることが確実であると認められる土地（旧法第 36 条第 2 項の規定により売渡しを行うことができるものを除く。）
- d 農耕貸付けにより c に掲げる用途に供されており、かつ、その用途に相当期間継続して供されることが確実であると認められる土地（旧法第 36 条第 2 項及び第 61 条の規定により売渡しを行うことができるものを除く。）

(イ) 旧令第 16 条第 1 項第 5 号に掲げる土地

- a 法第 4 条第 1 項第 7 号に規定する市街化区域内にある土地又は農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する用途地域内にある土地
- b 住宅、商店、工場等の建築物が連担集合して存在しており、かつ、公園、運動場等の都市的機能を有する施設を含んでいる区域内にある土地
- c 道路、上下水道、ガス及びその他の都市的施設の整備の状況、当該地域における土地利用の動向等からみて、近い将来において市街地としての条件を備えることが確実であると認められる区域内にある土地
- d 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合がおおむね 40 パーセントを超える区画内にある土地

(ウ) 旧令第 16 条第 1 項第 6 号に掲げる土地

- a 洪水、地すべり、鉱害その他の災害により農地若しくは採草放牧地又はこれ

らの農業上の利用のため必要な土地として利用することができないもので、災害復旧工事等を行うことが技術的・物理的に困難な土地

b 洪水、地すべり、鉱害その他の災害により農業上の利用ができなくなった土地であって、現行の災害復旧制度による災害復旧工事の対象とならないものであり、かつ、災害復旧工事を行うことが経済的にみて困難な土地

(エ) 旧令第 16 条第 1 項第 7 号に掲げる土地

a 現在農業上の利用に供されておらず、その地域の土地利用の動向からみて、将来とも農業上の利用に供される見込みがない土地（農用地区域内にある土地にあっては、その用途が農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する土地に該当する土地を除く。以下この(エ)において同じ。）

b 土質、地勢、位置等の条件が劣悪なため又は生産性が著しく低いため、耕作者が離作し、その後耕作を希望する者がいないまま相当期間を経過しており、将来とも耕作を希望する者がいないと認められる土地

c 既に転用されており原状回復が著しく困難と認められる土地

イ 認定の手続

不要地認定は、次の手続により行う。

(ア) 地方農政局長は、2 の公告又は通知を行う必要がある自作農財産について、その現況等を考慮して、計画的に不要地認定が行えるよう都道府県知事と調整する。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の調整を踏まえ、旧国有農地等につき、(2)のアに掲げる基準に該当する土地（以下「不要地」という。）があると認めたときは、処理基準別紙 2 の第 6 の 1 の(4)に定める旧所有者等の確認等を行った上、様式例第 7 号の 1 による不要地調書を作成し、その不要地調書を地方農政局長に提出する。

なお、旧法第 83 条の規定に基づき、農業委員会が国有農地等に係る不要地があると認める場合には不要地調書により報告すべきことをあらかじめ求める。

(ウ) 都道府県知事は、(ア)の調整を踏まえ、開拓財産につき(1)及び(2)のアの基準に該当して不要地であると認めたときは、処理基準別紙 2 の第 6 の 1 の(4)に定める不要地の確定及び旧所有者等の確認等を行い、不要地調書を作成し、地方農政局長に提出する。

(エ) 地方農政局長は、都道府県知事から不要地調書の提出があったときは、その内容を審査確認の上、不要地認定を相当と認める土地について当該認定を行い、この旨を様式例第 7 号の 2 により都道府県知事に通知する。

(3) 不要地認定の取消し

旧令第 16 条第 1 項第 5 号に該当することにより不要地認定された土地であって、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき生産緑地地区に指定されており、将来的にも都市農業の振興を図ることが適当であると認められる土地（以下「取消対象地」という。）について、不要地認定を取り消すに当たっては、以下の手続により、取り消すことが望ましい。

ア 都道府県知事は、周辺の土地利用の状況、生産緑地法第 10 条の 2 第 1 項の規定

による特定生産緑地の指定に係る市町村の意向及び農耕借受人の意向等を確認した上で、取消対象地に該当すると判断したときは、不要地認定を取り消すことが相当である旨の意見書を地方農政局長へ提出する。

イ 地方農政局長は、都道府県知事から意見書の提出があった場合は、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、当該意見書に係る土地の不要地認定を取り消す旨を都道府県知事に通知する。

2 旧令第 17 条の公告及び通知

地方農政局長は、不要地認定があった土地（以下第 7 において「認定売払予定地」という。）について、旧令第 17 条の規定により次の手続を行う。

(1) 旧令第 17 条の公告の申請

地方農政局長は、旧所有者が確認できたときは、農林水産大臣に土地等の売払を行う旨の公告の依頼を行う。

(2) 旧令第 17 条の通知書の交付

ア 地方農政局長は、(1)の公告に併せ、買収前の所有者又はその一般承継人であって知っているもの（以下「知っているもの」という。）に、旧令第 17 条の通知書（様式例第 7 号の 4）及び国有財産買受申込書（様式例第 7 号の 5）を送付するとともに、様式例第 7 号の 4 の 2 によりその写しを都道府県知事に送付する。

ただし、知っているものから買受申込書が提出されているときは、この通知書を当該者へ送付することを省略して差し支えない。

また、イの(ア)の知っているものに送付する場合の宛先（送付先）は、改正法施行時において確認のできている氏名又は名称及び住所とする。

なお、その認定売払予定地について公共利用の計画がある場合には、極力その用に供すべき旨を勧奨するものとし、また、公共利用の計画がない場合においても、なるべく公共的用途に活用されるよう指導する。

イ 知っているものの範囲

アによる通知を行うものの範囲は、次に定める。

(ア) 改正法施行時において、都道府県知事が旧所有者等の調査により、氏名又は名称及び住所が確認のできているもの

(イ) 改正法施行後において、都道府県知事が農耕貸付け又は転用貸付けを行うための旧所有者等の調査により、氏名又は名称及び住所が確認のできているもの

(ウ) 地方農政局長が、アによる通知を送付しようとする時点において、氏名又は名称及び住所が確認のできているもの

3 旧法第 80 条の売払準備手続

地方農政局長は、4 に定める売払手続を行う前に、処理基準別紙 2 の第 6 の 1 の(5)の境界及び数量の確定の実施状況を確認する（境界及び数量の確定を完了すべきものに該当する場合に限る。）。

4 売払い

地方農政局長は、旧法第 80 条の規定による売払いについて、都道府県知事から処理基準別紙 2 の第 6 の 5 の(7)及び(10)による報告を受け、次により行う。

(1) 売払いの相手方

売払予定地の売払いの相手方の決定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 旧法第 80 条第 2 項に該当する土地等の売払い（以下「2 項該当売払い」という。）であって、売払いの相手方が旧所有者の一般承継人であり、かつ、2 者以上であるときは、次により取り扱う。

(ア) 申込者の間で買い受けるべき持分又は部分について協議が整っている場合は、その協議書に定められた持分又は部分を、それぞれの申込者に売り払う。

(イ) (ア)以外の場合は買受申込みを行った者に対し均等の持分売払いを行う。

イ 2 項該当売払い以外の売払い（以下「1 項該当売払い」という。）の売払いの相手方は次の順による。

(ア) 既に転用貸付けが行われている場合は、転用貸付けの相手方（以下「転用者」という。）を売払いの相手方とする。

(イ) (ア)以外の場合は、原則として地方公共団体等を優先して売払いの相手方とする。

(ウ) 地方公共団体等が認定売払予定地の取得を希望しない場合は、原則として入札を行い、入札者のうち売払予定価格以上で最高の価額をもって申込みをした者を売払いの相手方とする。ただし、売払予定価格が 100 万円以下の場合は、入札によらないで地方農政局長が適当と認める者を売払相手方とすることができる。

なお、入札の方法は、別紙 1 の第 15 の 2 の (1) のアに準じる。

(エ) 農耕貸付地（旧令第 16 条第 1 項第 5 号に基づき不要地認定がされた土地（生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条に基づき生産緑地地区に定められた土地を除く）に限る）を入札により処分する場合には、別紙 1 の第 15 の 2 の (1) のアに準じるほか、次により行う。

a 地方農政局長は、入札対象地を選定する際には、都道府県知事と協議を行う。

b a により選定した入札対象地について、一般競争入札を行う旨を、予め農耕借受人へ通知するものとする。

c 入札を終えた場合には、その入札結果を、直ちに農耕借受人へ通知する。さらに、落札された場合には、その所有権移転結果について、速やかに農耕借受人へ通知する。

なお、別紙 1 の第 14 の 3 の (4) のアの (ウ) 及びイの (オ) による売払結果の公表は行わないものとする。

(オ) (ウ) の原則にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれの買受希望者を売払いの相手方とすることができる。

a 無道路地、袋地、地形狭長等単独利用困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣地所有者又は隣地所有者等が買受けを希望する場合

b 面積が極小規模で公用又は公共用として単独利用が困難であり、かつ、他に買受希望者がいない土地を、隣地所有者等がその隣地と一体利用するために買受けを希望する場合

c 旧法第 72 条の規定により買戻した開拓財産を、当初の買収における旧所有

者等が買受けを希望する場合

(カ) (ウ)の入札の結果入札者がいないとき若しくは再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、不落等随意契約によることができる。

なお、売払手続は、別紙1の第15の2の(1)のアに準じる。

(2) 買受申込書の審査等

ア 地方農政局長は、買受申込書が提出されたときは、都道府県知事に旧法第80条第1項又は第2項の規定に基づき売払いをすることを予定している旨の通知をする。

なお、通知に係る土地等が境界及び数量の確定を完了すべきものであって、通知を行う際、当該境界及び数量の確定が完了していない場合は、境界及び数量の確定を行うよう併せて通知する。

イ 都道府県知事はアによる通知を受けた場合には、当該土地等に係る別紙1の様式例第15号の1による売払調書を地方農政局長に提出する。

なお、売払予定地に使用者がいる場合は様式例第7号の6による耕作権等の権利割合調書を作成して売払調書に添付する。

ウ 地方農政局長は、イによる報告に基づき、その内容を審査する。

エ 地方農政局長は、アの通知又はウの審査に当たって、旧所有者等であることの確認を戸籍謄本等により行い、公的書類以外の書類によって行う場合には、必要に応じて、経営局長と協議する。

(3) 売払通知書の交付等

旧則第49条第2項の規定による売払通知書の交付は次により行う。

ア 地方農政局長は、当該土地等について売り払うことを相当と認めたときは、別紙1の様式例第16号の8による土地売払価格評価調書を作成し、その売払いの区分に従い、5に定めるところにより売払価格を決定する。

イ 地方農政局長は、認定売払予定地が国土利用計画法第12条の規定により指定された規制区域内に所在する場合には、同法第18条の規定に基づく協議を行う。

ウ 地方農政局長は、売払いの決定をしたときは、様式例第7号の7から様式例第7号の9までによる売払通知書（1項該当売払いにあつては様式例第7号の8、延納売払いにあつては様式例第7号の9。）及び売払通知書発行の日から20日以内の日を納期限とする売払代金の納入告知書に別紙1の様式例第15号の5による所有権移転登記嘱託請求書の用紙を添えて、これを直接買受申込者に交付し、その写し2部を都道府県知事宛て送付する。

エ 地方農政局長は、売払代金が納入されたときは、売払地が転用貸付けに係る開拓財産である場合は、貸付けの相手方に様式例第7号の10により所有者の変更通知を行い、併せて売払代金の納入があつた日の前日までの使用料を徴収するものとし、その他の場合は、売払代金の納入年月日を都道府県知事あて通知する。

オ 都道府県知事は、エによる売払通知書の写しの送付を受けたときは、その写し1部を農業委員会に送付する。

カ 都道府県知事は、オによる売払代金の納入の通知を受けたときは、売払地が転用

貸付けに係る国有農地等である場合はオに準じて所有者の変更通知及び使用料の徴収を行い、売払地が農耕貸付けに係る土地等である場合は、貸付けの相手方に様式例第7号の11により所有者の変更通知を行い、また売払通知書の写しを都道府県歳入徴収官に送付して、今後の使用料の調査決定を行わないよう措置する。

(4) 売払いの解除等

ア 地方農政局長は、売払代金が納期日までに納入されなかったときは、様式例第7号の12により売払代金の支払い履行の催告を行い、特に許すべき理由が認められないときは、様式例第7号の13による売払解除通知書を都道府県知事を経由して売払いの相手方に交付する。ただし、1項該当売払いについては、売払代金の支払い履行の催告を要しない。

イ 都道府県知事は、売払いの解除があったときは、売払い以前の貸付けの相手方に対し、様式例第7号の14をもって国との間に従前の貸付けが継続される旨を通知する。

5 売払価格の決定

旧法第80条の売払いにおける売払価格は、次により決定する。

(1) 1項該当売払いにおける評価

ア 1項該当売払いをする場合の売払価格（入札により売払相手方を決定する場合にあっては予定価格）は、「国有財産評価基準（平成13年3月30日付け財理第1317号財務省理財局長通知。以下「評価基準」という。）」に準じて評価する。

イ アにより評価をする場合に、認定売払予定地の性格を考慮し、評価基準の運用につき次の特例を設ける。

(ア) 認定売払予定地が旧令第16条第1項第4号に掲げる用途に供されることとなった時に権原に基づく耕作者があったものについては、価格時点において耕作権が付着している土地として評価することができる。

なお、この場合においては、契約期間経過等による価格修正は行わない。

(イ) 宅地以外の地目の土地評価に当たって民間精通者の鑑定評価額をもって算定評価額とする場合において、民間精通者の鑑定評価額によることが困難又は不相当と認められるときは、森林管理局又は森林管理署、市町村等の意見価格によることができる。

(ウ) 旧所有者等が買受けの権利を放棄した土地については、(2)により算定した売払価格((2)のイの(イ)による修正を行った場合は修正前の価格)に7/10で除して得た額に時点修正率を乗じて得た額とすることができる。

この場合において、当該土地が転用貸付けを行っている土地であって、用途が建物の所有を目的とするものであるときは借地権相当額を控除することとし、用途が建物の所有を目的とするものでないとき又は転用貸付けの期間が短期間であるときは(ア)の規定により耕作権相当額を控除した額とする。

ウ 地方公共団体等と随意契約により契約を締結する場合の売払価格については、別紙1の第15の2の(1)のウの(ウ)に準じて決定する。

エ 他の法令による減額の規定を適用する場合の基準は、「国有財産特別措置法の規定に基づき普通財産を減額譲渡又は減額貸付けする場合の取扱いについて」（昭和

48年12月26日付け蔵理第5722号大蔵省理財局長通知)を準用する。ただし、減額後の価格が買収対価に相当する額(その売払予定地について、土地区画整理法による負担金若しくは清算金又は下水道事業法(昭和33年法律第79号)による受益者負担金等を支払っているときはその額を加算した額。以下「取得原価」という。)を下るときは、取得原価を売払価格とする。

オ 道路法(昭和27年法律第180号)第90条第2項又は他の法令の規定による譲与若しくは国有財産法第15条ただし書の規定による無償整理の適用がある財産の売払価格は無償とする。

なお、道路法が適用されない道路の敷地となっているものでも、その公共性からみて地方公共団体又は土地改良区に維持管理させることが適当と認められるものについては、売払い後において用途廃止する場合には国に返還することを条件として、売払価格を取得原価とすることができる。

カ 優遇措置の取扱については、「優遇措置の取扱いについて」(平成14年3月29日付け財理第1169号財務省理財局長通知)を準用する。

(2) 2項該当売払いにおける評価

ア 2項該当売払いをする場合の売払価格は、農林水産大臣が財務大臣に協議して定めた「国有農地等売払評価基準」(昭和46年9月20日付け46農地B第1509号農地局長通知。以下「特例基準」という。)によって評価した額に7/10を乗じて得た額とする。

イ アの評価は次の手順により行う。

(ア) 地方農政局長は、旧所有者等の買受申込書を受理したときは、その認定売払予定地の規模により、特例基準の4に定める一定規模以下の場合は民間精通者に、一定規模を超える場合は原則として民間精通者及び財務局長に次の評価依頼を行う。

a 評価の依頼に当たっては、原則として建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の附着していない土地としての価格を求めるものとし、民間精通者に対しては別紙1の様式例第16号の9により、財務局長に対しては様式例第7号の15により評価の依頼を行う。

b 財務局長に対して評価を依頼した売払予定地については、不動産鑑定業者に当該売払予定地の鑑定評価を優先させ、鑑定評価書を受領したときは、速やかに財務局長あて送付する。

c 評価の依頼を行ったときは、その旨を都道府県知事に通告して、評価の際の現地案内及び評価の条件に関する説明等につき都道府県知事の協力を得る。

(イ) 地方農政局長は、(ア)の依頼により得た鑑定評価額又は評定価格ついて、特殊事情による価格の修正の必要があるときは、特例基準の6の定めるところによって修正を行い様式例第7号の16により売払価格を決定する。

なお、売払予定地に係る特殊事情が特例基準の6の(3)に該当する場合には、地方農政局長はあらかじめその取扱いにつき経営局長に協議する。

6 売払代金の延納

2項該当売払いの場合は、改正法附則第20条の規定による廃止前の国有農地等の売

払いに関する特別措置法（昭和 46 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の規定により、また、1 項該当売払いの場合は売払相手方が落札者である場合を除いて国有財産法第 31 条第 1 項又は国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 11 条第 1 項の規定によりそれぞれ売払代金の延納を行うことができる。

(1) 延納の基準

売払代金が 60 万円（売払いの相手方が第 7 の 4 のイの地方公共団体の場合は 2 億円）を超え、かつ、売払いの相手方（第 7 の 4 のイの売払いの相手方の場合は、個人又は地方公共団体に限る。）が一時に売払代金を納入することが困難であることがその資産、所得及び事業の実施状況等から判断してやむを得ないと認められ、かつ、将来の納入が確実と見込まれる場合に限り延納の特約をすることができる。

(2) 売払代金の即納額

延納の特約を行う場合（第 7 の 4 のイの売払の相手方であって、個人又は地方公共団体に限る。）の売払代金の即納額は、売払代金の 5 割以上とする。

(3) 延納期限、延納利率、担保等

延納の特約を行うに当たっては次によるほか普通財産取扱規則（昭和 40 年 4 月 1 日大蔵省訓令第 2 号）第 14 条から第 25 条までの規定を準用する。

ア 延納期限及び毎期の納付額を決定しようとするときは、「国有農地等の売払いに係る代金の延納について」（昭和 46 年 7 月 28 日付け 46 農地 B 第 1543 号農地局長通知）の別表の範囲内においてこれを定める。

イ 担保は、原則として売払地に抵当権を設定する。

(4) 延納の手続等

ア 地方農政局長は、買受申込書に延納の希望が記され、かつ、売払価格が(1)の基準に該当するときは、買受申込者に様式例第 7 号の 17 による延納申請書を提出させ、その内容が(1)の基準に該当すると認められるときは、様式例第 7 号の 9 による売払通知書において延納の特約を行う。

イ 地方農政局長は、その延納が 1 項該当売払いに係るものであるときは、あらかじめ農林水産大臣に国有財産法第 31 条第 3 項の規定による協議を要請する。

ウ 地方農政局長は、延納の特約を行った場合は、担保物件、資産状況等について定期的（少なくとも年 1 回以上）に人工衛星等利用調査若しくは実地調査を行い、又は所要の報告を求め、特約条項違反の防止に努め、当該調査に当たって相手方の協力が得られないとき又は違反の事実を知ったときは速やかに延納の特約の解除等所要の手続を行う。

7 用途指定

用途指定は、別紙 1 の第 15 の 2 の(1)のオに準じて行う。

ただし、農耕貸付けに係る土地を当該農耕貸付けを受けている者に売り払う場合（無道路地、袋地又は地形狭長等単独利用困難な土地を隣地土地所有者等に売り払う場合を除く。）には、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 16 条の 7 第 2 号の規定にかかわらず、売払いに当たって、その売払地の用途並びにその用途に供さなければならない期日及び期間を指定しなければならないものとする。

8 登記

旧法第 80 条の売払いに係る登記は、第 6 の 4 に準じて行う。

9 台帳の整備及び報告

売払いに係る台帳の整備及び報告は、第 6 の 5 に準じて行う。

別紙 2 関係 様式例一覧

【国の買収関係】

| | |
|-------------|-------------------------|
| 様式例第 1 号の 1 | 買収計画書 |
| 様式例第 1 号の 2 | 旧農地法第 10 条第 2 項の規定による通知 |
| 様式例第 1 号の 3 | 買収令書 |
| 様式例第 1 号の 4 | 旧農地法第 11 条第 2 項の規定による公示 |
| 様式例第 1 号の 5 | 旧農地法第 11 条第 3 項の規定による公示 |
| 様式例第 1 号の 6 | 買収対価算定調書 |

【農地等の売渡し関係】

| | |
|-------------|-------------------------|
| 様式例第 2 号の 1 | 売渡計画書 |
| 様式例第 2 号の 2 | 売渡不適通知書 |
| 様式例第 2 号の 3 | 売渡通知書 |
| 様式例第 2 号の 4 | 売渡通知書（年賦据置の場合） |
| 様式例第 2 号の 5 | 旧農地法第 39 条第 3 項の規定による公示 |

【未墾地等の検査及び買戻し等関係】

| | |
|-------------|--|
| 様式例第 3 号の 1 | 売り渡した土地等のその後の利用状況検査表 |
| 様式例第 3 号の 2 | 買収計画書 |
| 様式例第 3 号の 3 | 旧農地法第 72 条第 4 項で準用する同法第 50 条第 2 項の規定に基づく通知 |
| 様式例第 3 号の 4 | 買収令書 |
| 様式例第 3 号の 5 | 旧法第 72 条第 4 項において準用する旧法第 50 条第 3 項の規定により交付に代わり行う公示 |

【開拓財産の譲与関係】

| | |
|-------------|---------------------------|
| 様式例第 4 号の 1 | 指定調書 |
| 様式例第 4 号の 2 | 譲与すべき道路等及び譲与を受けうる者の指定について |
| 様式例第 4 号の 3 | 各筆調書 |
| 様式例第 4 号の 4 | 譲受申込書 |
| 様式例第 4 号の 5 | 譲与通知書 |

【自作農財産の管理の関係】

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 様式例第 5 号の 1 | 管理記録カード |
| 様式例第 5 号の 1 の 2 | 国有財産見回り報告書 |
| 様式例第 5 号の 2 | 自作農財産に係る土地区画整理事業一覧表 |
| 様式例第 5 号の 3 | 土地区画整理事業施行区域内に所在する（国有農地等・開拓財産）筆別調書 |

| | |
|------------------|----------------------------------|
| 様式例第 5 号の 4 | 物品取得通知書 |
| 様式例第 5 号の 4 の 2 | 区分地上権等の設定に係る報告書 |
| 様式例第 5 号の 5 | 開拓財産台帳 |
| 様式例第 5 号の 6 | 国有財産整理簿 |
| 様式例第 5 号の 7 | 国有財産台帳 |
| 様式例第 5 号の 8 | 開拓財産貸付簿 |
| 様式例第 5 号の 9 | 開拓財産貸付総括簿 |
| 様式例第 5 号の 10 | 国有農地等貸付簿 |
| 様式例第 5 号の 11 | 国有農地等貸付総括簿 |
| 様式例第 5 号の 12 | 未貸付地調査表 |
| 様式例第 5 号の 13 | 国有財産貸付申込書 |
| 様式例第 5 号の 14 | 国有財産貸付通知書 |
| 様式例第 5 号の 14 の 2 | 国有財産貸付変更通知書 |
| 様式例第 5 号の 15 | 国有農地等貸付書 |
| 様式例第 5 号の 15 の 2 | 農作物栽培高度化施設を設置した国有農地等の原状回復に係る確約書 |
| 様式例第 5 号の 15 の 3 | 国有農地等貸付変更書 |
| 様式例第 5 号の 16 | 国有財産転用借受申込書 |
| 様式例第 5 号の 17 | 国有財産転用貸付通知書 |
| 様式例第 5 号の 18 | 転用使用料算定調書 |
| 様式例第 5 号の 19 | 使用料額改定予告通知書（農耕貸付け） |
| 様式例第 5 号の 20 | 使用料額改定予告通知書（転用貸付け） |
| 様式例第 5 号の 21 | 承諾書 |
| 様式例第 5 号の 22 | 国有財産使用料額変更通知書 |
| 様式例第 5 号の 23 | 使用料額改定一覧表（農耕貸付け） |
| 様式例第 5 号の 24 | 使用料額改定一覧表（転用貸付け） |
| 様式例第 5 号の 25 | 耕作状況報告書について（旧農地法第 80 条第 1 項該当） |
| 様式例第 5 号の 26 | 耕作状況報告書（旧農地法第 80 条第 1 項該当） |
| 様式例第 5 号の 27 | 耕作状況報告書について（旧農地法第 80 条第 2 項該当） |
| 様式例第 5 号の 28 | 耕作状況報告書（旧農地法第 80 条第 2 項該当） |
| 様式例第 5 号の 29 | 転用借受状況報告書について（旧農地法第 80 条第 1 項該当） |
| 様式例第 5 号の 30 | 転用借受状況報告書（旧農地法第 80 条第 1 項該当） |
| 様式例第 5 号の 31 | 転用借受状況報告書について（旧農地法第 80 条第 2 項該当） |
| 様式例第 5 号の 32 | 転用借受状況報告書（旧農地法第 80 条第 2 項該当） |
| 様式例第 5 号の 33 | 国有財産貸付契約解除通知書 |
| 様式例第 5 号の 34 | 貸付けの解約申入書（解約同意書） |
| 様式例第 5 号の 35 | 整理替調書 |
| 様式例第 5 号の 36 | 被害報告書 |
| 様式例第 5 号の 36 の 2 | 削除 |
| 様式例第 5 号の 37 | 所管換（又は所属替）調書 |
| 様式例第 5 号の 38 | 国有財産転用貸付報告書 |

| | |
|--------------|---------------------|
| 様式例第 5 号の 39 | 国有農地等の区域別所在調査表 |
| 様式例第 5 号の 40 | 国有農地等（開拓財産）の態様別管理状況 |
| 様式例第 5 号の 41 | 開拓財産の地域別所在調査表 |

【自作農財産の農業目的の売払い関係】

| | |
|-------------|-------------------|
| 様式例第 6 号の 1 | 国有財産買受申込書（農耕借受人用） |
| 様式例第 6 号の 2 | 国有財産売払通知書 |
| 様式例第 6 号の 3 | その他の買受けの条件の追加条件 |
| 様式例第 6 号の 4 | 登記嘱託書（所有権移転） |
| 様式例第 6 号の 5 | 抵当権設定登記承諾書 |
| 様式例第 6 号の 6 | 登記嘱託書（抵当権設定） |
| 様式例第 6 号の 7 | 登記嘱託書（抵当権登記抹消） |
| 様式例第 6 号の 8 | 登記嘱託書（買戻特約） |
| 様式例第 6 号の 9 | 用途指定台帳 |

【自作農財産の非農業目的の売払い関係】

| | |
|-----------------|------------------------|
| 様式例第 7 号の 1 | 不要地調書 |
| 様式例第 7 号の 2 | 旧農地法第 80 条第 1 項の認定について |
| 様式例第 7 号の 3 | 削除 |
| 様式例第 7 号の 4 | 旧農地法施行令第 17 条による通知書 |
| 様式例第 7 号の 4 の 2 | 旧農地法施行令第 17 条の通知について |
| 様式例第 7 号の 5 | 国有財産買受申込書 |
| 様式例第 7 号の 6 | 耕作権等の権利割合調書 |
| 様式例第 7 号の 7 | 国有財産売払通知書（旧所有者用） |
| 様式例第 7 号の 8 | 国有財産売払通知書（一般用） |
| 様式例第 7 号の 9 | 国有財産売払通知書（延納特約用） |
| 様式例第 7 号の 10 | 所有者の変更通知 |
| 様式例第 7 号の 11 | 所有者の変更通知（農耕貸付け） |
| 様式例第 7 号の 12 | 売払代金の支払いの催告書 |
| 様式例第 7 号の 13 | 売払解除通知書 |
| 様式例第 7 号の 14 | 所有者の変更通知の取消しについて |
| 様式例第 7 号の 15 | 売払価格評定依頼書 |
| 様式例第 7 号の 16 | 売払価格計算書 |
| 様式例第 7 号の 17 | 延納申請書 |

様式例第 1 号の 1

(第 1 号)

(表紙)

| |
|-------------|
| 買 収 計 画 書 |
| (第 号) 表紙共 枚 |
| 農業委員会会長 |

(表紙裏面)

総 括

| | 農 地 | | | 採 草 放 牧 地 | 合 計 |
|-----------|-----|---|---|--------------|-----|
| | 田 | 畑 | 計 | | |
| 面積 (㎡) | | | | | |
| 対価 (円) | | | | | |

(第2号) 農地・採草放牧地

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|----|-------|---------------------|---|--------|--------|---------------|----|--------------|--------|--------|-------|----|
| 所有者 | 住所 | | | | 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第8条第2項（同法第15条の3第3項で準用する場合を含む）の公示をしたときはその事由 | | | | | | | | | |
| | 氏名又は名称 | | | | | | | | | | | | | |
| 土地の表示 | | | | | 対価 | 担保権の内容 | | | | 賃借権等の内容 | | | | 備考 |
| 〇〇郡〇〇市区町村 | | | | | | 担保権者 | | 種類及び担保権の設定年月日 | 順位 | 被担保債権額及び弁済期日 | 権利の相手方 | | 権利の種類 | |
| 大字 | 字 | 地番 | 登記簿地目 | 面積(m ²) | 土地(円) | 住所 | 氏名又は名称 | | | | 住所 | 氏名又は名称 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 田畑 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 採草放牧地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- この買収計画書は、その土地の所有者ごとに作成し、同一世帯に二人以上の所有者がある場合は、各所有者ごとに別紙として作成する。
農地及び採草放牧地は別葉にすることなく、それぞれ一括して記載する。
同一所有者の所有地の上に、先取特権、質権又は抵当権（以下「担保権」という。）がある場合、当該土地は別紙として作成する。
- 「所有者」欄は、所有者が法人である場合、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 一筆の土地の一部を買収するときは、あらかじめ分筆しておくことが望ましいが、やむを得ない場合には「備考」欄にその旨を記載し、土地の確定に必要な実測図を添付する。
- 土地の表示並びに所有者の住所及び氏名又は名称が登記簿の記載又は記録と一致していない場合は、「土地の表示」欄及び「所有者」欄に、登記簿の記載又は記録を併せて朱書きで記載する。また、農業委員会が登記簿に記載又は記録された地積に代わ

る実測面積を認定したときは、「面積」欄にこれを併せて朱書きで記載する。

- 5 「対価」欄は都道府県知事が買収令書作成する際に記載する。その土地の上に土地所有者の所有する果樹、茶園、桑樹等の竹木がある場合には、その数量、種類、樹齢等を「備考」欄に記載する。
- 6 「担保権の内容」欄には、その土地の上にある担保権の内容（担保権者の住所及び氏名又は名称、担保権の種類、担保権の設定年月日、順位、被担保債権額、被担保債権の弁済期日）を記載する。債務者がその土地の所有者以外のときは、その住所及び氏名又は名称を「備考」欄に記載する。
- 7 その土地が年賦償還中のものについては、年賦未済元金を市町村に連絡して「備考」欄に記載する。
- 8 「賃借権等の内容」欄は、その土地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権等があるときは、それらの権利の内容を記載する。
- 9 その土地の所有者に対して通知できないため、通知に代えて農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく公示を行った場合には、その事由を記載する。
- 10 その土地が差押中であるときは、「備考」欄に差押中である旨及び差押債権者の氏名又は名称（国税滞納処分による差押中であるときは徴税庁の名称）を記載する。

様式例第 1 号の 2

旧農地法第 10 条第 2 項の規定に基づく通知

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長

貴殿が先取特権、質権又は抵当権を有する下記の土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「旧農地法」という。）第 9 条（第 15 条、第 15 条の 3）の規定による買収を行うこととなりましたので、対価の供託の要否を 年 月 日までに都道府県知事に申し出ることが必要であることを旧農地法第 10 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 買収に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 買収に係る土地の所在、地番、地目及び面積
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第1号の3

| 買 収 令 書 | | | | | |
|--|---|-------|-----|-----|-------|
| | | | | | 年 月 日 |
| <p>番 号 _____</p> <p>所有者 住所 _____</p> <p> 氏名 _____ 殿</p> <p>〔 登記名義人 住所 _____ 〕</p> <p> 氏名 _____ 〕</p> | | | | | |
| 都道府県知事 | | | | | |
| <p>農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。)第9条の規定による買収を下記によって行います。</p> | | | | | |
| 買 収 の 期 日 | 年 月 日 | | | | |
| 対 価 の 総 額 | 農地 | 採草放牧地 | | 計 | |
| | 円 | 円 | 円 | | |
| 支 払 額 | <p>〔 国等の債権債務等の金額の額端数計算に関する法律を適用した金額 〕</p> | | | | |
| 円 | 円 | 円 | | | |
| 対 価 の 支 払 方 法 | | | | | |
| 買収に係る土地の所在及び表示 | 別紙のとおり | | | | |
| 買収によって消滅する担保権の種類及び権利者の住所氏名 | 別紙のとおり | | | | |
| 農地等売渡対価の未償還元金及び利子 | 未償還元金 | 利 子 | | 計 | |
| | 円 | 円 | 円 | | |
| 国等の債権債務等の金額払の端数計算に関する法律を適用した金額 | 円 | 円 | | | |
| 支払額内訳 | | | | | |
| 氏 名 | 支払額 | 備 考 | 氏 名 | 支払額 | 備 考 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(裏面)

- 1 この買収令書は、旧農地法第 11 条第 1 項の規定により交付されるものです。
- 2 買収の期日までに国が対価の支払又は供託をしたときは、買収に係る農地又は採草放牧地の所有権は、その期日に国が取得します。
また、その農地又は採草放牧地の上にある先取得権、質権及び抵当権は消滅することになります。
- 3 国が買収の期日までに対価の支払又は供託をしないときは、この買収令書は、効力を失うことになります。
国会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 21 条第 1 項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時が対価の支払をしたときとみなされます。
- 4 対価の支払方法が、当地払いとなっているときは官署支出官から小切手により、隔地払いとなっているときは、官署支出官からの国庫金送金通知書又は口座振込みによって支払います。
- 5 この買収令書の受領後から対価を受け取るまでに相続があった場合は、国庫金送金通知書に指定された支払機関に次のものを御持参ください。
 - (イ) 被相続人の除籍謄本
 - (ロ) 対価支払請求権を相続した全員の印鑑証明書及び戸籍抄本
 - (ハ) 相続の放棄をした他の相続人の放棄承認書
- 6 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人が受け取る時は、上記以外にそれぞれ戸籍抄本の外に法定代理人、成年後見人、保佐人又は補助人の実印及び印鑑証明書（被保佐人にあつては、更に保佐人の同意書）が必要です。
- 7 この買収令書を紛失したときは、直ちに居住地の農業委員会又は都道府県知事に届け出てください。

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。
ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。
なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者

は知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

- 1 同一所有者が所有する土地のうち、担保権(先取特権、質権又は抵当権をいう。以下同じ。)のある土地に係る買収令書は、担保権のない土地と区別して作成し、交付する。
- 2 買収令書の交付の相手方が法人の場合又は買収によって消滅する担保権の権利者が法人の場合には、住所は主たる事務所の所在地を、所有者氏名は所有者である法人の名称及び代表者氏名をそれぞれ記載する。
- 3 この買収令書は、所有者が知れないとき、その他買収令書の交付のできない場合においても作成する。
- 4 「支払額」欄及び「農地等売渡対価の未償還元金及び利子」欄は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)を適用した金額を記載する。
- 5 「対価の支払方法」欄は、次の区分に従って記載する。
 - (1) 所有者に支払う場合
「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
 - (2) 供託する場合
「供託する。」と記載する。
- 6 「支払額内訳」欄の「備考」欄には、「氏名」別に「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
- 7 買収令書の交付の相手方が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、相手方の保護者(親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人)が買収令書を受け取る時は、相手方の戸籍謄本以外に保護者であることが確認できる書類を徴収する。
- 9 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第 1 号の 4

旧農地法第 11 条第 2 項の規定に基づく公示

都道府県公示第 号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第11条第1項の規定による買収令書の交付をすることができないので、同条第 2 項の規定に基づき、その内容を下記のとおり公示する。

年 月 日

都道府県知事

記

- 1 土地の表示、対価、所有者の住所及び氏名又は名称並びに担保権の内容
別表のとおり
- 2 買収の期日 年 月 日
- 3 対価の支払の方法
(農地法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の農地法第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定による供託)

(別表)

| 土地の表示 | | | | | | 対価 (円) | 所有者の住所及 び氏名又は名称 | 担保権の内容 | | 備考 |
|-------|----|---|----|-------|-----------|-----------|--------------------|--------|--------------------|----|
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿地目 | 面積 (㎡) | | | 種類 | 権利者の住所及 び氏名又は名称 | |
| | | | | | | | | | | |

(記載要領)

「所有者の住所及び氏名又は名称」欄及び「権利者の住所及び氏名又は名称」欄は、法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第 1 号の 5

旧農地法第 11 条第 3 項の規定に基づく公示

農委公示第 号

農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事から下記の土地に係る買収令書の謄本の交付を受けたので、同条第 3 項の規定に基づきその旨を公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

| 土地の表示 | | | | | | 所有者の住所及び 氏名又は名称 | 買収の期日 | 備考 |
|-------|----|---|----|-------|-----------|--------------------|-------|----|
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿地目 | 面積 (㎡) | | | |
| | | | | | | | | |

(記載要領)

「所有者の住所及び氏名又は名称」欄は、法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(2) 各筆対価算定調書 (その1)

| (1) 土地の表示 | | | | | (4) 土地の価額の算定 | |
|-----------------|-----------------|----------------------------|--|----------------------|--------------|----------------------|
| 所在 | | 地番 | 登記簿地目 | 面積 (m ²) | 位置及び環境 | |
| | | | | | | |
| (2) 買収対価 | | | | | | |
| 区分 | | 数量又は種類 (m ²) | 単価 (円) | 価額 (円) | 備考 | |
| 土地 | ① 土地 | | | | | 自然的条件・利用上の条件 |
| | ② 権利 | | | | | |
| | ③ 必要費 | | | | | |
| | ④ =①-②-③ | | | | | |
| ⑤ 竹 木 | | 本 m | | | | |
| 計 ④+⑤ | | | | | | |
| (3) 土地の権利関係等の概況 | | | | | | |
| 自作地借入地の別 | | 1 自作地 2 借入地 3 その他 | | | 権利の価額 | |
| 権 | 耕作権 | 有無 | 1 地上権 2 永小作権 3 賃借権 4 使用貸借による権利 5 その他() | | 有無 | |
| | 耕作権以外の 使用収益権 | 有無 | 1 区分地上権 2 地役権 3 その他() | | 有無 | |
| 利 | 担保権 | 有無 | 1 先取特権 2 質権 3 抵当権 | | 採用した算定方法 | |
| 竹木 | 無 | 1 土地構成物として買収 2 別途買収 3 買収せず | | | | |
| 有益費 | 有 | 事業主体 | 1 国 2 都道府県 3 土地改良区 4 市町村等 5 個人 | | | |
| | 無 | 種類 | 1 農道 2 灌漑 3 圃場 4 農用地造成 5 災害 6 その他 | | | |
| 必要費 | 有無 | 1 災害復旧 2 修繕() | | | | |
| | | | | | A | 近傍類似農地の取引 引価格基準方式 |
| | | | | | B | 近傍農地の取引 価格比準方式 |

(2) 各筆対価算定調書 (その2)

| A | 取 引 事 例 | 整理 番号 | 所 在 | 地 番 | 地 目 | 面 積 (㎡) | 取引価格 (円) | 10a 当た | B | 評 定 者 価 額 | | | | | |
|------------------------|------------------|----------|---|-----|-----|------------------------|-------------------------------|--------|---|---------------------|--|-------------------------------|---------|---|---|
| | | | | | | | | | | | 近 傍 農 地 の 取 引 価 格 比 準 方 式 (基準方式を採用しないときに記入する) | 評 定 者 の 氏 名 | | | |
| | | | | | | | | | | | 評 定 者 の 所 属 ・ 職 等 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 比 準 地 I | 比 準 地 の 表 示 | | | |
| | | | | | | | | | | 取 引 価 額 | | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | 10a 当 たり 取 引 価 格 | | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | | 比 準 地 II | 買 収 農 地 の 10a 当 たり 評 定 価 格 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | 比 準 地 の 表 示 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 取 引 価 額 | | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | | 比 準 地 | 10a 当 たり 取 引 価 格 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | 買 収 農 地 の 10a 当 たり 評 定 価 格 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | | | | | | 取 引 価 額 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | | | | | | | | 買 収 農 地 の 10a 当 たり 平 均 評 定 価 格 | 円 | 円 | 円 | | | |
| 買 収 に 係 る 農 地 の 面 積 | | | 取 引 事 例 に お け る 10a 当 たり 価 格 の 平 均 価 格 | | | 買 収 に 係 る 農 地 の 価 額 | | | 上 記 評 定 価 格 の 基 礎 は 別 紙 「 農 地 価 格 評 定 調 書 」 の と お り 。 | | | | | | |
| ㎡ | | | 円 | | | 円 | | | 対 価 算 定 に 用 | 円 | 買 収 農 地 | ㎡ | 買 収 農 地 | 円 | |
| (対価算定に用いた評定価格決定の概要) | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 各筆対価算定調書 (その3)

| (5) 権利の価額の算定 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------|----|--------------------|----------------------|----------------|---------------|------------|----|------------|----------------------|--------------|----------|---------------|
| (a) 権利の価額 | | | | | | | | | | | | | |
| 権利の価額 | 円 | | 内 訳 | | | | | 円 | | | | | |
| | 耕作権の価額 | | 円 | 耕作権以外の権利の価額 | | | 円 | | | | | | |
| (b) 耕作権の価額 | | | | | | | | | | | | | |
| 耕作権の種類・内容 | 権利の種類 | | 設定年月日 | | | | | | | | | | |
| | 存続期間の定め | | 有 無 | 始期及び存続期間 | | ～ | | | | | | | |
| | 権利の内容 | | | | | | | | | | | | |
| 算定方式 | a 取引価格基準方式 | | | | | | | | | | | | |
| | b 近傍類似農地の価格差比準方式 | | | | | | | | | | | | |
| | c 近傍農地の価格差比準方式 | | | | | | | | | | | | |
| a 取引価格基準方式 | 耕作権のあった農地 | | | | 権利の取引価額 | 10a 当たりの取引価格 | | | | | 耕作権価格の割合 (%) | | |
| | 所在 | 地番 | 地目 | 面積 | | | 所在 | 地番 | 地目 | 面積 | | 取引価額 (円) | 10a 当たり価格 (円) |
| | | | | m ² | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 買収農地の面積 | | 耕作権の10a 当たりの平均取引価格 | | | 買収農地の耕作権価額 | | | | | 円 | % | |
| m ² | | 円 | | | 円 | | | | | 円 | % | | |
| b 方式 | 自作地 | | 借入地 | | 10a 当たり耕作権価格 | | 買収農地の耕作権価額 | | | | | | |
| | 採用した取引事例数 | | 件 | 件 | 円 | | 円 | | | | | | |
| 10a 当たり取引価格 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | |
| c 方式 | 自作地 | | 借入地 | | 10a 当たり耕作権価格割合 | | 買収農地の土地の価額 | | 買収農地の耕作権価額 | | | | |
| | 採用した取引事例数 | | 件 | 件 | | | 円 | | 円 | | | | |
| 算定の基礎 (b方式c方式に共通) | 自作地 | | | | | 借入地 | | | | | 耕作権価格の割合 (%) | | |
| | 所在 | 地番 | 地目 | 面積 (m ²) | 取引価額 (円) | 10a 当たり価格 (円) | 所在 | 地番 | 地目 | 面積 (m ²) | | 取引価額 (円) | 10a 当たり価格 (円) |
| | 1 | | | | | | | | | | 0 | | |
| | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |
| 平均値 | | | | | | 円 | | | | | | 円 | % |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | |

(2) 各筆対価算定調書 (その4)

| (6) 竹木の価値 | | | |
|-----------|---------------------------|-----------|-----------|
| 樹種 | 数量 (本・m ²) | 単価 (円) | 価額 (円) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

算定の基礎

| 整理 番号 | 竹木の所在 | | 樹種 | 市場価格があり 伐期到達 | | | 市場価格があり 伐期未到達 | | | 市場価格がない | | | 算定合計 | |
|----------|-------|----|----|-----------------|---------|---------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|
| | 所在 | 番号 | | 数量 | 単価 円 | 価額 円 | 数量 | 単価 円 | 価格 円 | 数量 | 単価 円 | 価格 円 | 数量 | 価格 円 |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| (7) 必要費 | | | | |
|---------|------------------|------|--------------------------|----|
| 種類 | 支出した必要 費の額(円) | 償還時期 | 買収期日におけ る複利現価額 (円) | 備考 |
| | | | | |
| 計 | | | | |

必要費の算定の基礎
(必要費に係る工事等の種類ごとにその内容、施工者及び必要費算定の基礎を記載する)

農地価格査定調書

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|----|----|---------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------|---------|---|
| 評定年月日 | | | | | (a) 比準地の立地・環境・自然的条件・利用上の条件等 | | | | | |
| 評定者 | | | | | | | | | | |
| 所属職氏名 | | | | | | | | | | |
| 評定価格 | | | | | | | | | | |
| 評定すべき農地 | | | | 評定価格 (10a 当たり円) | (b) 取引事情 | | | | | |
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積(m ²) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 評定の基礎 | | | | | (c) 評定価格及びその評定の基礎 | | | | | |
| (1) 評定すべき農地の立地・環境・自然的条件・利用上の条件等 | | | | | ① 評定価格(10a 当たり) _____ 円 | | | | | |
| | | | | | ② 評定の基礎 _____ 円 | | | | | |
| | | | | | (4) 比準地 (Ⅲ) | | | | | |
| | | | | | 所在 | 地番 | 地目 | 面積(m ²) | 取引価額 | |
| | | | | | | | | | 総額 | 円 |
| | | | | | | | | | 10a 当たり | 円 |
| (2) 比準地 (Ⅰ) | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積(m ²) | 取引価額 | | (a) 比準地の立地・環境・自然的条件・利用上の条件等 | | | | |
| | | | | 総額 | 円 | | | | | |
| | | | | 10a 当たり | 円 | | | | | |
| (a) 比準地の立地・環境、自然的条件・利用上の条件等 | | | | | (b) 取引事情 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | (c) 評定価格及びその評定の基礎 | | | | | |
| | | | | | ① 評定価格(10a 当たり) _____ 円 | | | | | |
| | | | | | ② 評定の基礎 _____ 円 | | | | | |
| (b) 取引事情 | | | | | (5) 平均評定価格 | | | | | |
| | | | | | | 比準地(Ⅰ) | 比準地(Ⅱ) | 比準地(Ⅲ) | | |
| | | | | | 10a 当たり 評定価格 | 円 | 円 | 円 | | |
| | | | | | 割 合 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | (Ⅰ) | | |
| | | | | | | (Ⅰ) | (Ⅱ) | (Ⅲ) | | |
| | | | | | (Ⅲ) | (Ⅲ) | (Ⅱ) | | | |
| | | | | | (Ⅰ) | (Ⅱ) | (Ⅲ) | | | |
| (c) 評定価格及びその評定の基礎 | | | | | 評定価格 の合計額 | 円 | 平均評定価格10a 当たり(評定価額) | 円 | | |
| ① 評定価格(10a 当たり) _____ 円 | | | | | | | | | | |
| ② 評定の基礎 _____ 円 | | | | | | | | | | |
| (3) 比準地 (Ⅱ) | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積(m ²) | 取引価額 | | | | | | |
| | | | | 総額 | 円 | | | | | |
| | | | | 10a 当たり | 円 | | | | | |

田地調査及び算定表

その1

| 地 域 要 因 | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------------|---|----------------------------------|---|----------------------------------|--------------|------------|--------------|
| 条件 | 項 目 | 細 項 目 | 取引事例地No. の属する地域 | | 評価対象地の属する地域 | | 格 差 | 計 | |
| | | | 内 容 | | 内 容 | | | | |
| 交通・接近条件 | 交通の便否 | 集落との接近性 | 最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | 最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | | () 100 | |
| | | 出荷的集荷地との接近性 | 集落から集荷地まで約 () m 優る 普通 劣る | | 集落から集荷地まで約 () m 優る 普通 劣る | | | | |
| | | 農道の状態 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | | | |
| 自然条件 | 地 勢 | 傾斜の方向 | () 向 優る 普通 劣る | | () 向 優る 普通 劣る | | | () 100 | |
| | | 傾斜の角度 | () 度 優る 普通 劣る | | () 度 優る 普通 劣る | | | | |
| | 土壌の状態 | 土壌の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | | | |
| | | かんがい排水の状態 | かんがいの良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | | |
| | 災害の危険性 | | 排水の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る | | | |
| | | 水害の危険性 | 優る 普通 劣る | | 優る 普通 劣る | | | | |
| その他の災害の危険性 | 優る 普通 劣る | | 優る 普通 劣る | | | | | | |
| 宅地化条件 | 宅地化等の影響の程度 | 宅地化等の影響 | 有る やや 無し 有る 有る 無し | | 有る やや 無し 有る 有る 無し | | | () 100 | |
| 行政的条件 | 行政上の規制の程度 | 行政上の規制の程度 | 弱い 普通 強い | | 弱い 普通 強い | | | () 100 | |
| | 行政上の助成の程度 | 補助金・融資金等による助成の程度 | 優る 普通 劣る | | 優る 普通 劣る | | | | |
| その他 | その他 | その他 | 優る 普通 劣る | | 優る 普通 劣る | | | () 100 | |
| 地域要因の比較 | | | 交通・接近条件 | 自然的条件 | 宅地化条件 | 行政的条件 | そ の 他 | 合 計 | |
| | | | () 100 | | × () 100 | | × () 100 | | × () 100 |

(注) 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔七次改訂〕(国土交通省土地・建設産業局地価調査課)」の農地価格比準表に準じるものとする。

その2

| | | 個 別 的 要 因 | | | | | | | | | | 格 差 | 計 | |
|---------|------------------|------------|--|-------------------------|--|--|--|--|-------------------------|--|--|--------|---|----------------------------------|
| 条件 | 項 目 | 細 項 目 | 取引事例地No. | | | | | 評価対象地 | | | | | | |
| | | | 内 容 | | | | | 内 容 | | | | | | |
| 交通・接近条件 | 集落との接近の程度及び農道の状態 | 集落との接近性 | 最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | $\frac{(\quad)}{100}$ |
| | | 農道の状態 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | |
| 自然条件 | 日照の状態 | 日照の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | $\frac{(\quad)}{100}$ |
| | | 土壌の状態 | 土壌の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | |
| | 保水の良否 | | 保水の日数約 () 日 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 保水の日数約 () 日 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | |
| | 礫の多少 | | 優る 普通 劣る | | | | | 優る 普通 劣る | | | | | | |
| | かんがい排水の状態 | かんがいの良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | |
| | | 排水の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | |
| | 災害の危険性 | 水害の危険性 | 優る 普通 劣る | | | | | 優る 普通 劣る | | | | | | |
| | | その他の災害の危険性 | 優る 普通 劣る | | | | | 優る 普通 劣る | | | | | | |
| 画地条件 | 耕耘の難易 | 地 積 | 画地の地積 () アール 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | 画地の地積 () アール 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | | | | $\frac{100 \times (\quad)}{100}$ |
| | | 形 状 | 優る 普通 劣る | | | | | 優る 普通 劣る | | | | | | |
| | | 障害物による障害度 | 優る 普通 劣る | | | | | 優る 普通 劣る | | | | | | |
| | 管理の程度 | 価格水準が低い地域 | 普通 やや 劣る 相当 極端 に劣る に劣る | | | | | 普通 やや 劣る 相当 極端 に劣る に劣る | | | | | | |
| | | 価格水準が中位の地域 | 普通 やや 劣る 相当 極端 に劣る に劣る | | | | | 普通 やや 劣る 相当 極端 に劣る に劣る | | | | | | |
| | | 価格水準が高い地域 | 普通 やや 劣る 相当 極端 に劣る に劣る | | | | | 普通 やや 劣る 相当 極端 に劣る に劣る | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|--------------------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 行政的 条件 | 行政上の規 制の程度 | 行政上の規制の程 度 | 弱い | 普通 | 強い | 弱い | 普通 | 強い | | |
| | 行政上の助 成の程度 | 補助金・融資金等 の助成の程度 | 優る | 普通 | 劣る | 優る | 普通 | 劣る | | $\frac{(\quad)}{100}$ |
| その 他 | その他 | そ の 他 | 優る | 普通 | 劣る | 優る | 普通 | 劣る | | $\frac{(\quad)}{100}$ |
| 個別的要因の比較 | | | 交通・接近条件 | 自然的条件 | 画地条件 | 行政的条件 | その他 | 合計 | | |
| | | | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times |

畑地調査及び算定表

その1

| | | 地 域 要 因 | | | | 格 差 | 計 | | | |
|-----------------------|----------------|----------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 条件 | 項 目 | 細 項 目 | 取引事例地No. の属する地域 | | 評価対象地の属する地域 | | | | | |
| | | | 内 容 | | 内 容 | | | | | |
| 交通・ 接近 条件 | 交通の便否 | 集落との接近性 | 最寄集落まで約 () m | | 最寄集落まで約 () m | | | | | |
| | | | 優る やや 普通 やや 劣る | 優る やや 普通 やや 劣る | | | | | | |
| | | 出荷的集荷地との 接近性 | 優る やや 普通 やや 劣る | 優る やや 普通 やや 劣る | | | | | | |
| | | 農道の状態 | 優る やや 普通 やや 劣る | 優る やや 普通 やや 劣る | | $\frac{(\quad)}{100}$ | | | | |
| 自然 条件 | 地 勢 | 傾斜の方向 | () 向傾斜 | | () 向傾斜 | | | | | |
| | | 優る やや 普通 やや 劣る | 優る やや 普通 やや 劣る | | | | | | | |
| | 傾斜の角度 | () 度 | | () 度 | | | | | | |
| | 優る やや 普通 やや 劣る | 優る やや 普通 やや 劣る | | | | | | | | |
| | 土壌の状態 | 土壌の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る | 優る やや 普通 やや 劣る | | | | | | |
| | 排水の良否 | 優る 普通 劣る | 優る 普通 劣る | | | | | | | |
| | 災害の危険性 | 水害の危険性 | 優る 普通 劣る | 優る 普通 劣る | | $\frac{(\quad)}{100}$ | | | | |
| 宅 地 化 条 件 | 宅地化等の影 響の程度 | 宅地化等の影響 | 有る やや 無し | 有る やや 無し | | $\frac{(\quad)}{100}$ | | | | |
| 行政的 条件 | 行政上の規制 の程度 | 行政上の規制の程 度 | 弱い | 普通 | 強い | 弱い | 普通 | 強い | | |
| | 行政上の助成 の程度 | 補助金・融資金等 による助成の程度 | 優る | 普通 | 劣る | 優る | 普通 | 劣る | $\frac{(\quad)}{100}$ | |
| その 他 | その他 | その他 | 優る | 普通 | 劣る | 優る | 普通 | 劣る | $\frac{(\quad)}{100}$ | |
| 地域要因の比較 | | | 交通・接近条件 | 自然的条件 | 宅地化条件 | 行政的条件 | そ の 他 | 合 計 | | |
| | | | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times | $\frac{(\quad)}{100}$ | \times |

(注) 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔七次改訂〕(国土交通省土地・建設産業局地価調査課)」の農地価格比準表に準じるものとする。

その2

| 個 別 的 要 因 | | | | | | | |
|-----------|-------------------|---------------|--|--|--|-----|-----------------|
| 条件別 | 項 目 | 細 項 目 | 取引事例地No. | 評価対象地 | | 格 差 | 計 |
| | | | 内 容 | 内 容 | | | |
| 交通・接近条件 | 集落との接近の程度及び農道の状態 | 集落との接近性 | 最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | 最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | () 100 |
| | | 農道の状態 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | |
| 自然条件 | 日照の状態 | 日照の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | () 100 |
| | 土壌の状態 | 土壌の良否 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | |
| | | 礫の多少 | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | |
| | | 作土の深さ | 作土層 () c m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | 作土層 () c m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | |
| | | 排水の良否 | 優る 普通 劣る | 優る 普通 劣る | | | |
| | 災害の危険性 | 災害の危険性 | 優る 普通 劣る | 優る 普通 劣る | | | |
| 画地条件 | 耕耘の難易地 積 | 画地の地積 () アール | 優る 普通 劣る | 画地の地積 () アール 優る 普通 劣る | | | 100x () 100 |
| | | 傾斜の角度 | () 度 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | () 度 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る | | | |
| | 形状不整及び障害物による障害の程度 | 優る 普通 劣る | 優る 普通 劣る | | | | |
| | 管理の程度 | 価格水準が低い地域 | 普通 やや 劣る 優る | 普通 やや 劣る 優る | | | |
| | | 価格水準が中位の地域 | 普通 やや 劣る | 普通 やや 劣る | | | |
| | 価格水準が高い地域 | 普通 やや 劣る | 普通 やや 劣る | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|--------------------|---|-------|------|-------|-----|----|--|-----------------------|
| 行政的 条件 | 行政上の規 制の程度 | 行政上の規制の程 度 | 弱い | 普通 | 強い | 弱い | 普通 | 強い | | |
| | 行政上の助 成の程度 | 補助金・融資金等 の助成の程度 | 優る | 普通 | 劣る | 優る | 普通 | 劣る | | $\frac{(\quad)}{100}$ |
| そ の 他 | そ の 他 | そ の 他 | 優る | 普通 | 劣る | 優る | 普通 | 劣る | | $\frac{(\quad)}{100}$ |
| 個別的要因の比較 | | | 交通・接近条件 | 自然的条件 | 画地条件 | 行政的条件 | その他 | 合計 | | |
| | | | $\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$ | | | | | | | |

(記載要領)

[総括的事項及び買収対価算定総括表]

I 総括的事項

- 1 買収対価算定調書は、買収に係る農地等の実態を関係書類及び現地調査により確認して作成する。
- 2 買収対価算定調書を作成する手順は次のとおりとする。
 - (1) 買収農地等の位置、形状、環境、収益性及びその農地の上にある権利、地上物件を明らかにする。(主として「各筆対価算定調書(その1)」の(1)、(3)及び(4)を利用する。)
 - (2) 農地法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第285号)第1条の規定による改正前の農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第1項前段の算定方法に替わるべき算定方法(以下、この調書において「替わるべき算定方法」という。)として農地法関係事務処理要領(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。)別紙2の第1の2の(1)のイの場合の関係にあるか否かを判定し、必要欄に記載する。(「取引事例一覧表」及び「各筆対価算定調書(その2)」のB欄を利用する。)
 - (3) 替わるべき算定方法の事務処理要領別紙2の第1の2の(1)のイの場合の関係にあるか否かを判定し、必要欄に記載する。(「取引事例一覧表」及び「農地価格評定調書」を利用する。)
 - (4) 「各筆対価算定調書(その2)」に上記の(1)から(3)までの結果を転記し、必要な計算を行う。
 - (5) その農地の上にある権利の価額、竹木の価額及び必要費を算定する。(各筆対価算定調書(その3～4)を利用する。)
 - (6) 「各筆対価算定調書(その1)」の(2)欄に上記(4)及び(5)の結果を転記し、買収対価算定総括表を作成する。

II 買収対価算定総括表

- 1 「所有者住所氏名」欄には、所有者が法人であるときは主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者氏名を記載する。
- 2 「登記簿地目」欄には、登記簿に記載又は記録された地目を記載する。

[各筆対価算定調書(その1)]

- 1 (2)買収対価について
 - (1) 各筆対価算定調書(その2)から(その4)までの結果を転記し、必要な計算をする。
 - (2) 「土地」欄の数量又は種類には、近傍農地の取引価格比準方式(以下、この調書において「比準方式」という。)を用いた買収面積を記載する。
 - (3) 「土地」欄の単価には、10a当たりの平均価格を記載すること。
 - (4) 「権利」欄については、数量又は種類には権利の種類及び対象面積を記載し、単価には10a当たりの価格を記載する。
 - (5) 「竹木」欄の数量又は種類には樹種とその数量を記載すること。
 - (6) 「必要費」欄については、単価がない場合には斜線を記載しておく。
- 2 (3)「土地の権利関係等の概況」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 なお、自作地とは耕作の事業を行う者が所有権に基づいてその事業に供している農地

をいう。

3 (4) 土地の価格の算定について

(1) 位置、環境、自然的条件及び利用上の条件については、買収農地及びその近傍土地の地価形成上の主要な個別的要因を記載する。したがって、具体的事案において記載すべき要因をあらかじめ定めることは困難であるが、共通して考えられる個別的要因は、次のとおりである。

ア 位置、環境…… 役場又は鉄道の乗降場までの距離、最寄り集落までの距離、道路沿いであるか否か、危険施設又は嫌悪施設に接続しているか否か、周辺土地の利用状況等

イ 自然的条件…… 標高、傾斜地であるか否か、傾斜の方向及び角度、乾湿、土性等

ウ 利用上の条件… 区画整理の有無、自然災害の有無、水利の方法、単位面積当たり収穫量等

(2) 採用した算定方法の上段については該当するものを○でかこむ。

[各筆対価算定調書(その2)]

1 A 近傍類似農地の取引価格基準方式について

(1) 採用する取引事例は、各筆対価算定調書(その1)における買収農地の位置、環境、自然的条件及び利用上の条件欄に記載された土地価格形成上の一般的要因と類似した要因をもつ取引事例とする。

(2) 採用する取引事例は、事務処理要領別紙2の第1の2の(1)のAにより3件以上とされているが、多ければ多いほどよいので、3件にとどめることのないようにする。

(3) 取引事例における10a当たり価格の平均価格は、採用した取引事例の10a当たりの価格のうち、他のいずれの価格に対しても、それらのほぼ3分の2以下又は2分の3以上であるものを除外した価格の平均価格として求める。

2 B 近傍農地の取引価格比準方式について

(1) 「評定者価額」欄は農地価格評定調書より転記する。

(2) 「対価算定に用いた評定価格」欄は、これを求める方法として、評定者ごとの買収農地10a当たりの平均評定価格を平均して用いる場合、1の評定者の平均評定価格を基礎として他の評定者の平均評定価格を修正して求める場合などがあり得るが、最終的に採用された評定価格を記載する。

(3) 「対価算定に用いた評定価格決定の概要」には、上表の各評定者平均評定価格から、対価算定に用いた評定価格を決定した方法及び理由を記載する。

[各筆対価算定調書(その3)]

1 (5) 権利の価額の算定について

(1) 存続期間の定めのある耕作権は、当該耕作権の買収時の契約に係る始期及び終期の年月を記載する。

(2) 「権利の内容」欄については、いわゆる慣行耕作権、用途制限等の地価形成に影響する事項を記載する。

(3) 「算定方式」欄については、該当するものを○で囲むこと。

2 a 取引価格基準方式について

(1) 取引事例は、事務処理要領別紙2の第1の2の(2)のイの(ウ)のaに定める「類似の耕作権」を採用する。

(2) 類似の耕作権の売買事例が1件以上ある場合は採用する事例を1件にとどめないこと。採用事例が2以上になった場合には、その価格のうち、他のいずれの取引価格に対しても、それらのほぼ3分の2以下又は2分の3以上であるものを除外したすべての取引価格を用いて、耕作権の10a当たりの平均取引価格を算定する。

3 b 近傍類似農地の価格差比準方式について

(1) この欄は、取引価格基準方式を採用できない場合に、事務処理要領別紙2の第1の2の(2)のイの(ウ)のbの(a)を参照して記載する。

(2) 「算定の基礎」欄は、採用した取引事例を事例ごとに記載するが、自作地及び借入地ともに買収農地の近傍類似地であるものを採用して記載する。なお、b方式を採用するときは「耕作権価格割合」を記載しなくてもよい。

4 c 近傍農地の価格差比準方式について

(1) この欄の記載に当たっては、事務処理要領別紙2の第1の2の(2)のイの(ウ)のbの(b)を参照する。

(2) 取引事例は、取引がほぼ同じ時期に行われた自作地と借入地の一対を単位とし、一対以上を採用する。

(3) 「算定の基礎」欄の耕作権価格の割合の平均値は、上記の(2)によって採用した自作地と借入地との一対ごとに求めた耕作権価格の割合を集計した総数を採用した取引事

- 例数で除して求める。
- (4) 「買収農地の土地の価額」欄は、各筆算定調書（その1）の(2)買収対価欄の土地価額を転記する。

〔各筆対価算定調書（その4）〕

- 1 「必要費」の「種類」欄には、例えば〇〇年〇号台風の災害復旧、昭和〇〇年用水施設修理費等とその必要費を支出した根拠及び内容を記載する。
- 2 特別の必要費とは天災その他一般に予期することのできない事情に基づいて支出を要した費用であり、通常必要費とは物の本来の性状を維持するための費用のうち特別の必要費以外の必要費であるから、事務処理要領別紙2の第1の2の(2)のエの(ウ)に定める区分により必要費を算定する。

〔農地価格評定調書〕

- 1 精通者に評定を依頼する場合には、自由に評価するのでなく評定の観点、算定方法等を指示して行うものとする。
- 2 精通者に評定を委託する場合の精通者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第3項に規定する不動産鑑定業者、銀行、不動産の鑑定評価について信用ある法人等である。
- 3 「評定すべき農地の立地・環境・自然的条件・利用上の条件等」欄及び「比準地の立地・環境・自然的条件・利用上の条件等」欄については、各筆対価算定調書（その1）の記載要領3の(1)と同じ趣旨により記載する。
- 4 各比準地は耕作目的の通常取引と認められるものを採用すること。
- 5 各「比準地」欄の取引事情は、その農地の価格に影響を及ぼす取引事情を記載すること。
- 6 (c)評定価格及びその評定の基礎については、事務処理要領別紙2の第1の2の(1)のイの近傍農地の取引価格比準方式での留意事項を参照して記載する。

1 併せて売り渡すべき附帯施設

(1) 土地の場合

| 土地の表示 | | | | | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-------|---|----|-------|-----------|------------|------------|------------|----|
| 市町村 | | | | | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| 大字 | 字 | 地番 | 登記簿地目 | 面積 (㎡) | | | | |
| | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | |

(2) 建物その他工作物の場合

| 物件の表示 | | | | | | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-------|---|----|----|----|---------|------------|------------|------------|----|
| 市町村 | | | | | | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| 大字 | 字 | 地番 | 種類 | 構造 | 床面積又は数量 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |

(3) 立木の場合

| 物件の表示 | | | | | | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-------|---|----|----|----|----|------------|------------|------------|----|
| 市町村 | | | | | | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| 大字 | 字 | 地番 | 樹種 | 数量 | 樹齢 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |

(4) 水の使用に関する権利の割合

| 内 容 | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-----|------------|------------|------------|----|
| | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| | | | | |
| 小 計 | | | | |

2 農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 87 条の指定が行われた場合にはその指定の内容

3 添付資料

農地又は採草放牧地買受申込書

様式例第 2 号の 2

売 渡 不 適 通 知 書

番 年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長

年 月 日付けで貴殿から下記土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 37 条の規定による買受申込書の提出がありましたが、貴殿は同法第 36 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第 38 条の規定に基づく送付をしないことを決定しましたのでその旨通知します。

記

| 土地の所在、地番 | 登記簿地目 | 面積 (m^2) |
|----------|-------|-----------------|
| | | |

【教示】

この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、当農業委員会を経由して都道府県知事に提出することもできますし、また、直接都道府県知事に提出することもできます。

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第 2 号の 3

| 売渡通知書 | | | | | |
|--|-------|---|--------------|-------------|----------|
| | | | | 年 月 日発行 | |
| 年 号 都道府県名 No. | | | | | |
| 住 所 | | | | | |
| 氏 名 殿 | | | | | |
| 都道府県知事 | | | | | |
| 農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「旧農地法」という。）第 36 条第 1 項の規定による売渡しを下記によって行います。 | | | | | |
| 売渡しの期日 | | 年 月 日 | | | |
| 対価の総額 | | 農地 (円) | 採草放牧地 (円) | 附帯施設 (円) | 計 (円) |
| | | | | | |
| 対価の支払方法 | 一時払 | | | | |
| | 年賦払 | | | | |
| | 年賦償還金 | | | | |
| 売り渡すべき土地及び物件の所在及び表示 | | 別紙のとおり | | | |
| 売渡しの相手方の氏名及び住所 | | 別紙のとおり | | | |
| 対価の支払時期及び償還期間 | | 一時払 納入通知書の規定によって納入しなければなりません。 | | | |
| | | 年賦払 償還期間中毎年 月 日までに納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | |
| | | 年賦償還 年 月 日から 期 間 年 月 日まで | | | |

（留意事項）裏面の注意をよくお読みください。

（裏面）

- (1) この通知書は旧農地法第 39 条の規定に基づいて交付されるものです。
- (2) この通知書によって売り渡される農地、採草放牧地及び附帯施設の所有権は表記の「売渡しの期日」に移転します。
- (3) 支払義務者又はその相続人が対価の支払地に住所を有しなくなったときは、支払代理人を定めて、その旨を市町村を通じて都道府県知事に申告してください。
- (4) 対価は支払時期までに納付しなければなりません。支払時期までに納付を怠ったときは、旧農地法第 43 条の規定により滞納処分を受けることとなります。
- (5) 年賦償還期間中に次のときは、未償還金の全額について期限を繰り上げて支払わなければなりません。
 - (イ) 売渡しされた土地等を売り渡すとき
 - (ロ) 毎年 of 年賦償還金を期限までに支払わないとき
 - (ハ) 旧農地法第 43 条第 7 項で準用する国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 38 条第 1 項各号の一に掲げる事由のあるとき

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

- 1 相手方が法人の場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「売渡しの相手方の氏名及び住所」については、法人の場合には 1 と同様に記載する。
- 3 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第 2 号の 4

| 売渡通知書 | | | | 年 月 日発行 | | |
|--|---|-----------|--|--------------------------|----------|--|
| 年 号 | | 都道府県名 | | No. | | |
| 住 所 | | | | | | |
| 氏 名 殿 | | | | | | |
| 都道府県知事 | | | | | | |
| 農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「旧農地法」という。）第 36 条第 1 項の規定による売渡しを下記によって行います。 | | | | | | |
| 売渡しの期日 | | 年 月 日 | | | | |
| 対価の総額 | | 農地 (円) | 採草放牧地 (円) | 附帯施設 (円) | 計 (円) | |
| | | | | | | |
| 対価の支払方法 | 支払区分 | 一時払 | | | | |
| | | 据置年賦払 | | | | |
| | 年賦償還 | 第一年次 | | | | |
| | | 第二年次以降 | | | | |
| | 支払の実行方法 | 一時払 | 納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | |
| | | 年賦払 | 償還期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（据置期間を含む） | | |
| 据置に関する事項 | | | 年 月 日から 年 月 日までを据置期間とします。据置期間中は毎年据置金額に対する年利 5.5 パーセントの利子を納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | |
| 年賦償還 | 年 月 日から 年 月 日までの間毎年 月 日を支払期日とし納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | | | |
| 売り渡すべき土地及び物件の所在及び表示 | | 別紙のとおり | | | | |
| 売渡しの相手方の氏名又は住所 | | 別紙のとおり | | | | |

（留意事項）裏面の注意をよくお読みください。

（裏面）

- (1) この通知書は旧農地法第 39 条の規定によって交付されるものです。
- (2) この通知書によって売り渡される農地、採草放牧地及び附帯施設の所有権は表記の「売渡しの期日」に移転します。
- (3) 支払義務者又はその相続人が対価の支払地に住所を有しなくなったときは、支払代理人を定めて、その旨を市町村を通じて都道府県知事に申告してください。
- (4) 対価は支払時期までに納付しなければなりません。支払時期までに納付を怠ったときは、旧農地法第 43 条の規定により滞納処分を受けることとなります。
- (5) 年賦償還期間（据置期間を含む。）中に次のときは、未償還金の全額について期限を繰り上げて支払わなければなりません。

- (イ) 売渡しされた土地等を売り渡すとき
- (ロ) 毎年の年賦償還金を期限までに支払わないとき
- (ハ) 旧農地法第 43 条第 7 項で準用する国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 38 条第 1 項各号の一に掲げる事由のあるとき

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

- 1 この売渡通知書は年賦措置の場合に用いる。
- 2 相手方が法人の場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 「売渡しの相手方の氏名及び住所」については、法人の場合には 2 と同様に記載する。
- 4 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第 2 号の 5

〇〇農委公示第 号

年 月 日 を売渡しの期日とする下記の土地及び附帯施設の売渡通知書の謄本は、年 月 日 〇〇都道府県から交付されたので、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 39 条第 3 項の規定により公示する。

年 月 日

農業委員会会長

| 所在 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 地目 | 面積 (m^2) | 買受者 氏名 又は名称 |
|----|----|---|----|-----------|-----------------|-------------------|
| | | | | | | |

売り渡した土地等のその後の利用状況検査表

検査年月日 _____
 検査職員 _____
 所属 _____
 氏名 _____

1 検査対象

| | |
|-----------------------|----------------|
| 売り渡した土地等及び 売渡しの相手方 | 別添売渡通知書の写しのとおり |
|-----------------------|----------------|

2 検査表

| 売り渡した土地等 | | | | | 左の土地等の検査日の利用状況 | | | | 備考 |
|----------|--------|-----------|----|----|----------------|----|-----------|----|----|
| | | | | | 用途内 | | 用途外・未開墾 | | |
| 所在 | 売渡時の地目 | 面積 (㎡) | 数量 | 用途 | 面積 (㎡) | 数量 | 面積 (㎡) | 数量 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

3 売渡しの相手方及び立会人による確認

上記について確認しました。

| | |
|----------|----------|
| 売渡しの相手方 | 立会人 |
| 住所 氏名 | 所属 氏名 |

(記載要領)

2の「売り渡した土地等」欄の項目は、別添の売渡通知書から転記すること。

様式例第3号の2

買 収 計 画 書

表 紙

| |
|---|
| 買収第 号 ○ ○ 都道府県 ○ ○ 市町村 ○ ○ 地区買収 ○ ○ 都道府県 |
|---|

(表面)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|---|-----|-----|------------|-----------------|--------------|-----|-----------------|------------------|-------------|--------|-----|---------------------------|--------|--------------------------|--|
| 所有者 | 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 在 | | | | 土 地 | | | 土地以外の 物 件 | | | 年賦 未 済 元 金 | 延 滞 金 | 担保権の内容 | | | | | |
| 市町村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地目 | 面 積 (㎡) | 売渡 価格 (円) | 種 類 | 数 量 | 売渡 価格 (円) | (円) | (円) | 担保権者 | | 種類及び 担保権の 設定年月 日 | 順 位 | 被担保 債権額 及び弁 済期日 | |
| | | | | | | | | | | | | | 住 所 | 氏名又 は名称 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 「所有者」欄の住所及び氏名については、法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「土地以外の物件」は、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所を記載する。
- 3 「担保権の内容」欄には、その土地の上にある先取特権、質権及び抵当権の種類、順位、被担保債権額、担保権の設定年月日、被担保債権の弁済期日、及び担保権者の住所、氏名又は名称を記載する。また、法人である場合には、1と同様に記載する。
- 4 買収する土地が年賦償還中のものについては、「年賦未済元金」欄にその金額を記載する。
- 5 買収する土地が差押中であるときは、欄外に「差押」及び差押債権者の氏名又は名称（国税滞納処分による差押中であるときは徴税庁の名称（税務署又は国税局）を記載する。

様式例第3号の3

旧農地法第72条第4項で準用する同法第50条第2項の規定に基づく通知

第 年 月 日

住所
氏名 殿

都道府県知事

貴殿が先取特権、質権又は抵当権を有する下記の土地等について農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第72条第1項の規定による買収を行うこととなりましたので、対価の供託の要否を 年 月 日までに地方農政局長に申し出ることが必要であることを同条第4項において準用する同法第50条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 土地等の所在、地目及び面積又は種類及び数量
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

様式例第3号の4

(表 面)

買 収 令 書

年 月 日

番 号

所有者 住所

氏名

殿

(登記名義人 住所

氏名

都道府県知事

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第72条の規定による買収を下記により行います。

| | | | | | |
|---------------|--|-----|-----|-------|-----|
| 買 収 の 期 日 | 年 月 日 | | | | |
| 対 価 の 支 払 額 | 円 | | | | |
| 対 価 の 支 払 方 法 | | | | | |
| 買収に係る土地等の表示 | 別紙のとおり | | | | |
| 支 払 額 内 訳 | | | | | |
| 氏 名 | 支 払 額 | 備 考 | 氏 名 | 支 払 額 | 備 考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 教 示 | <p>1 この処分について不服がある場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。</p> <p>なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、<u>直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。</u></p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | | | | |

(裏面)

(留意事項)

- 1 この買収令書は旧農地法第72条の規定により交付されるものです。
- 2 買収の期日までに国が対価の支払又は供託をしたときは、その土地等の所有権はその期日に国が取得し、それに関する権利（電線路施設用地の権利を除く）は消滅します。
- 3 この買収令書受領後対価を受け取るまでに相続があった場合は、国庫金送金通知書に指定された支払機関に次のものを御持参ください。
 - イ 被相続人の除籍謄本
 - ロ 対価支払請求権を相続した全員の印鑑証明書及び戸籍抄本
 - ハ 相続の放棄をした他の相続人の放棄承認書

(別紙)

| 所 在 | | 土 地 | | | 権 利 | | 立木又は工作物 | | | 所有者 の住所 氏名 | 備考 |
|-------------|-----|-----|---------|-----------|-----|-----------|---------|----|-----------|------------------|----|
| 市町村 大字、字 | 地 番 | 地 目 | 面 積 (㎡) | 対価 (円) | 種類 | 対価 (円) | 種類 | 数量 | 対価 (円) | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 この買収令書は、所有者が知れないとき、その他買収令書の交付のできない場合においても作成する。
- 3 「対価の支払額」欄には、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律を適用した金額を記載する。
- 4 「対価の支払方法」欄には、次の区分に従って記載する。
 - (1) 所有者に支払う場合
「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
 - (2) 供託する場合
「供託する。」と記載する。
- 5 「支払額内訳」欄の「備考」欄には、「氏名」別に「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
- 6 この令書の名あて人が、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合で、名あて人の保護者（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人）にこの令書を交付するときは、この令書の名あて人の戸籍謄本の外に各保護者を確認できる書類を徴収するものとする。
- 7 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第3号の5

公示第 号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第72条第1項の規定による買収令書の交付をすることができないので、同条第4項において準用する同法第50条第3項の規定に基づき公示する。

年 月 日

都道府県知事

記

1 買収土地等の表示

| 土地の表示 | | | | | | 対価 (円) | 権 利 | | 立 木 又 は 工 作 物 | | | 所有者の住 所及び氏名 又は名称 | 備考 |
|-------|----|---|----|----|-----------|-----------|-----|-----------|------------------|----|-----------|------------------------|----|
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | | 種類 | 対価 (円) | 種類 | 数量 | 対価 (円) | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

2 支払の方法

3 買収の期日

(記載要領)

「所有者の住所及び氏名又は名称」欄は、法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(記載要領)

- 1 本表は、事業地区ごとに別葉とする。
- 2 「区分」及び「工事区分」欄には、国営直轄事業は (直)、国営代行事業は (代)、補助事業は (補)、非補助事業は (無)と記載する。
- 3 「管理面積」欄には、事業地区における現在管理中の面積を記載し、その内容を種類別に「左の内訳」欄に記載する。
- 4 「種類」欄には、道路又は水路にあつては同一路線ごとに、揚水機場又はため池にあつては1箇所ごとに記載する。
- 5 「整理番号」欄には、整理のため一連番号を記載する。'
- 6 「構造及び規模」欄には、道路にあつては延長(m)、幅員(m)及び舗装の有無、水路にあつては延長(m)及び幅員(m)、揚水機場にあつては用排水能力及び建物面積(m²)、ため池にあつては周囲の距離(km)を記載する。
- 7 「管理状況」欄には、
 - ① 土地改良法により管理委託されているものについては (管)と表示し、その受託者名を記載する。
 - ② 道路法により路線認定(認定予定のものを含む。)なされているものについては (認)と表示し、その認定者(認定予定者を含む。)を記載する。
 - ③ その他のものについては、造成した者又は事実上管理している者の名称を記載する。
- 8 「面積」欄の末尾に種類別に「計」欄を設け、種類別の面積の合計を記載する。
- 9 当該道路等の開拓財産たる附帯工作物があるときは、その工作物名、数量等を備考欄に記載する。
- 10 本表には、道路等を表示(道路は朱、水路は青、揚水機場及びため池は黒にそれぞれの色で表示)した図面(1/1000～1/3000程度)を添付し、当該道路等の整理番号を記載してその位置を明らかにする。
- 11 「譲与の相手方として適当と認められる者」欄には、当該道路等の譲与を受け得る者として指定することが適当と認められる者をその者に譲与することが適当と認められる道路等に対応させて記載する。また、法人である場合には、名称は法人の名称及び代表者の氏名を、住所は主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。

譲与すべき道路等及び譲与を受け得る者の指定について

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長

年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、別表のとおり指定されたので通知する。

別表

| 指 定 が あ っ た 道 路 等 | | | | | | | 左の道路等の譲与を受け得る者として指定があった者 | |
|-------------------|------------|------|-----|------------|------------|-----|--------------------------|-----|
| 地区名 | 所 在 市町村 | 整理番号 | 種 類 | 面 積 (㎡) | 構造及 び規模 | 備 考 | 名 称 | 住 所 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 「整理番号」欄には、指定調書に記載された整理番号を記載する。その他の記載については、指定調書の記載要領による。
- 2 「左の道路等の譲与を受け得る者として指定があった者」欄の名称及び住所については、法人である場合には、名称は法人の名称及び代表者の氏名を、住所は主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- 3 様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

様式例第4号の3

各 筆 調 書

| 整理番号 | 所在、地番又は見込地番 | 地目 | 種類 | 面積 (㎡) | 譲受予定者 | | 備考 |
|------|-------------|----|----|-----------|-------|----|----|
| | | | | | 住所 | 名称 | |
| | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 「整理番号」欄には、指定調書に記載された整理番号を記載する。
- 2 「譲受予定者」欄の住所及び名称については、法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、名称は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 この各筆調書は、道路又は水路の用地にあっては同一路線の道路又は水路ごとに、揚水機場又はため池の用地にあっては一箇所ごとに、それぞれ作成する。

様式例第4号の4

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
名 称

別表の土地等について譲与を受けたいので、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第74条の2第2項の規定により譲受申込書を提出します。

別表

| 所在、地番又は見込地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 用途 | 構造及び 規模 | 管理の方法 | 譲受希望 期 日 | 備考 |
|-------------|----|-----------|----|------------|-------|-------------|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、名称は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 本表には、道路又は水路にあっては同一路線ごとに揚水機場又はため池にあっては1箇ごとに記載し、これらに附帯工作物があるときはその工作物名及び数量を備考欄に記載してください。
- 3 「構造及び規模」欄には、道路にあっては延長(m)、幅員(m)及び舗装の有無、水路にあっては延長(m)及び幅員(m)、揚水機場にあっては用排水能力及び建物面積(㎡)、ため池にあっては周囲の距離(km)をそれぞれ記載してください。
- 4 「管理の方法」欄には、道路等について、土地改良法による管理委託及び道路法による路線認定がなされている場合又はその路線認定が見込まれる場合には、その旨を記載してください。
- 5 提出に当たっては次の資料を添付してください。
 - (1) 維持管理に係る計画の概要書
 - (2) 土地改良財産をその一部に含む道路等にあっては、その土地改良財産の処理に関する事項を記載した書面
 - (3) その他参考となるべき事項を記載した書面

様式例第4号の5

| | | |
|--|-----------------|--|
| <p>譲 与 通 知 書</p> | | |
| 番 号 | 年 月 日 | |
| 住 所 氏 名 | 殿 都道府県知事 | |
| <p>農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 74 条の 2 第 1 項の規定による譲与を下記により行います。</p> | | |
| 譲与の相手方の名称及び住所 | | |
| 譲与すべき道路等の種類及び所在 | | |
| 譲与すべき土地の面積及び所在 | | |
| 譲与すべき土地等の用途 | | |
| 譲 与 の 期 日 | 年 月 日 | |
| <p>譲与の条件</p> <ol style="list-style-type: none">この通知書によって譲与された道路等の用途を廃止しようとする場合には、あらかじめその旨を当職に通知すること。この通知書によって譲与された道路等について、その所有権を第三者に移転し、又は使用及び収益を目的とする権利を第三者に設定しないこと。この通知書によって譲与された道路等については、この通知書に指定された用途を廃止した場合又は1及び2に違反した場合は直ちにこれを返還すること。 ただし、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等を設置することに伴い譲与を受けた道路等の用途の廃止することについてあらかじめ当職の承認のあった場合にはこの限りではない。 | | |

(注意事項)

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

[教 示]

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

2 譲与通知書に記載すべき番号は発行年度別通し番号とし、併せて発行年度及び開拓財産たる道路等の種類を表示し、45(道)No.50の如く記載する。この場合45は発行年度、(道)は開拓財産たる道路等の表示、50は通し番号である。なお、開拓財産たる道路等の表示は、道路は(道)、水路は(水)、揚水機場は(揚)、ため池は(池)と記載する。

3 「教示」は、北海道の場合には、下線の部分を記載しないこと。

様式例第5号の1

管 理 記 録 カ ー ド (国有農地等・開拓財産)

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------------|----------|----------------|----------|----------------|----------------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|
| 都道府県 | | | | | | | 口座名 | | | | |
| 所在・地番 | | | | (年月 日変更) | | | | | | | |
| 台帳面積 | m ² | (年月 日変更) | m ² | (年月 日変更) | m ² | 実測面積 | m ² | (年月 日変更) | m ² | (年月 日変更) | m ² |
| 管理態様 | (年月 日変更) | | (年月 日変更) | | 貸付用途 | (年月 日変更) | | (年月 日変更) | | | |
| 貸付相手方氏名 | (年月 日変更) | | (年月 日変更) | | 現 況 | (年月 日変更) | | (年月 日変更) | | | |
| 不要地認定 | ・未済・済 (年月 日旧令第16条第1項 号該当) | | | | 備 考 | | | | | | |
| 検査等年月日 | 検 査 者 | | 所見 (該当に○印) | | 不適切な場合の内容 | 講じた措置の内容・折衝経緯等 | そ の 他 特 記 事 項 | | | | |
| | 役職 | 氏 名 | 適切 | 不適切 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 国有農地等及び開拓財産別に作成する。(該当に○印を付す。)
- 2 一筆ごとに作成することとし、開拓財産で筆の特定が困難な場合は、「所在・地番」欄は「○○地先」等として記載する。
- 3 「管理態様」欄は、農耕貸付、転用貸付及び未貸付の別を記載する。
- 4 「貸付用途」欄は、転用貸付の場合に記載する。
- 5 「検査等年月日」欄は、実地検査、調査、見回り等を行った年月日を記載する。
- 6 「検査者」欄は、検査等を行った者を記載する。
- 7 「講じた措置の内容・折衝経緯等」及び「その他特記事項」欄は、経緯的な記録が保存できるよう、できるだけ詳細に記載する。
- 8 既に記録カードが整備されている場合には、本表の整備は特に必要ないが、管理状況等の記録の整備については、本表に準じた項目を記載しておく。

国有財産見回り報告書

〇〇都道府県知事 殿

国有財産管理人
氏 名

1 見回り期日 自 年 月 日
 至 年 月 日

2 見回った国有農地等の市町村名、地区名等

3 見回り時の状況

様式例第5号の3

土地区画整理事業施行地区内に所在する 国有農地等 筆別調書
開拓財産

| 整理 番号 | 財産の表示（従前の土地） | | | | | | 仮換地（ ） | | 換地処分（ ） 清算金（ ） | | | | | |
|----------|--------------|--------|----------------|----|----------|----------------|--------|--------------|----------------|------|----------------|------|----|----|
| | 字・地番 | 国有財産台帳 | | | 現況 地目 | 実測面積 | 権利価格 | 街区・符号 No. | 面積 | 字・地番 | 面積 | 権利価格 | 徴収 | 交付 |
| | | 地目 | 面積 | 価格 | | | | | | | | | | |
| | | | m ² | 円 | | m ² | 円 | | m ² | | m ² | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 整理番号は、農業委員会（地区）ごとに通し番号とする。
- 2 財産の表示は、国有農地等にあつては農業委員会の整理簿、開拓財産にあつては県の開拓財産台帳に基づいて記入する。
ただし、権利価格の欄は換地処分通知（各筆各権利別清算金明細書）により記入する。
- 3 「仮換地」「換地処分」「清算金」の右の（ ）欄には、それぞれの通知書の年月日を記入し、通知書に基づき各欄に記入する。
- 4 清算金の受領又は支払いを了した場合は、当該金額を○で囲む。

物品取得通知書

番 号
年 月 日

物品管理官 殿

都道府県知事

年 月 日付けをもって下記物品を取得したので、物品管理法施行令
(昭和31年政令第339号)第25条の規定に基づき通知する。

記

- 1 物品の名称
- 2 数 量
- 3 売払予定価格
- 4 所在地（地区名及び地区面積）
- 5 そ の 他
 - (1) 台帳価格
 - (2) 取得の経緯
 - (3) そ の 他

(記載要領)

- 1 頭書の年月日は、被害木等の回収年月日を記載する。
- 2 売払予定価格は、被害木等の時価とする。
- 3 台帳価格は、国有財産台帳（開拓財産台帳）に登載されている立木竹、建物、工作物等についてのみ記載すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事

区分地上権等の設定に係る報告書

下記の自作農財産の空間又は地下について、下記の者から民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定について要請がありましたので、報告します。

記

1 土地の所在等

〇〇郡〇〇町〇〇××番地 〇〇 ×× m²

2 要請事業者

| | |
|-----------|--|
| 要請事業者の名称 | |
| 担当部署 | |
| 担当者の役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

3 要請を受けた権利の内容

様式例第5号の5

開 拓 財 産 台 帳

一 般 会 計 所 属

普 通 財 産

土地（立木竹・建物・工作物）

農 林 水 産 省 所 管

第 ○ 分 冊

都 道 府 県 名

（調製要領）

- 1 開拓財産台帳は、土地、立木竹、建物及び工作物の別に調製する。
- 2 口座は、地区を基準として設け、口座名は地区名とする。
- 3 2以上の口座をつづる場合には、巻頭に索引及び総括を付ける。
- 4 1冊につづることが量的に困難な場合には、分冊することができる。
- 5 索引は、土地、立木竹、建物及び工作物の別に一連の番号を付し、索引番号の順序につづる。
- 6 台帳の各葉には、各冊ごとに、1冊を通じてのページ数を付ける。
- 7 台帳の各葉を挿入した場合には、枝番号を付ける。
- 8 台帳は、バインダー式帳簿（左とじ）とし、大きさは日本標準規格B4とする。

(索 引)

| 口座名 | 索引番号 | ページ | 備考 | 口座名 | 索引番号 | ページ | 備考 |
|-----|------|-----|----|-----|------|-----|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(総 括)

| 区分 | | | 増 | | 減 | | 現在 | | 備考 |
|-------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 異動年月日 | 種目 | 増減事由 | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | |
| | | | | 円 | | 円 | | 円 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 立木竹、建物及び工作物については、種目別の総括も作成する。
- 2 異動年月日欄には、各口座の異動のあった年月日を記入する。
- 3 増減事由欄には、各口座の増減事由を記入する。
- 4 年度末現在において、その年度間における増減を集計し、年度を経過するごとに2本の横線を描き、現在額欄に前年度末に有した数量及び価格を改記する。

(土地)

口 座 名

| 区分 種目 | 土地 開拓用地 | 所在 | | 都道府県 | 郡市区 | 町村 | 大字 | 字 | 旧台帳索引番 | 台帳索引号 | 索引番 | 索引号 | 立木索引号 | 竹索引号 | | | | | |
|----------|------------|----|-----------|------|-----|----|----|----|--------|-------|-----|-----|-------|------|--------|-----|-------|-----|------|
| | | 沿革 | 開拓地区台帳索引番 | | | | | | | | | | | | 建設工事種別 | 立索番 | 建物索引号 | 工索番 | 物索引号 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 異動年月日 | 増減事由 | 増 | | 減 | | 現在 | | 備考 | | | | | | | | | | | |
| | | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ページ

(記載要領)

- 1 沿革欄には、次の事項を記入する。
 - (1) 当該土地の台帳登録に至るまでの経過
 - (2) 土地改良法第87条の2による建設工事を行ったものについては、工事着工の年月日及び完了の年月日並びにそれによって生じた道水路等の敷地の面積
- 2 異動年月日欄には、得喪変更その他登録を要する事由の発生した年月日を記入する。
- 3 増減事由欄には、購入、所管換、所属替、実測、誤謬訂正、報告洩、整理替、売払等増減の事由を記入する。
- 4 増額の数量の欄には、増減事由に記入した事項によって増となった数量を記入し、増額の価格欄には、次により記入する。
 - (1) 買収の場合は、買収価格
 - (2) 所管換又は所属替の場合は、所管換、又は所属替の価格
- 5 減額の数量欄には、増減事由に記入した事項によって減となった数量を記入し、減額の価格欄には、減の数量に対応する台帳価格を記入する。
- 6 土地の実測による数量の増減を記入する場合における価格の増減は、数量の増減に対応する台帳価格を記入する。
- 7 備考欄の記載は次による。
 - (1) 登記欄には当該土地の全筆が登記完了した場合に、当該最終登記完了年月日及びその目的（所有権移転、所有権保存等）を記入する。
 - (2) 文書日付け及び記号番号欄には、台帳に登載した根拠となる関係文書番号、文書日付けを記入する。

(立木竹)

口 座 名

| 索引番号 | | | | | | | | 大字 | | 字 | | |
|-------|------|----|----|----|----|----|----|-----|------|------|------|-----|
| 区分種目 | 沿革 | | | | | | | 所在 | 都道府県 | 郡市区 | 町村 | |
| 異動年月日 | 増減事由 | 増 | | 減 | | 現在 | | 備考 | | | | |
| | | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 登記 | | 文書日付 | 記号番号 | その他 |
| | | | | | | | | 年月日 | 目的 | | | |
| | | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

ページ

(記載要領)

- 1 種目ごとに別葉とする。
- 2 1口座に2以上の種目があるときは、口座ごとに樹木・立木・竹の順序につづる。
- 3 その他の欄の記載については、土地に準ずる。

(工作物)

口 座 名

| | | | | | | | | | | 索引 番号 | | |
|--------------|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----------|-----------|----------|-------------|--|
| 区 分 | 工 作 物 | 種 目 | | 沿 革 | | | | 所 在 | 都道 府 県 | 郡 市 区 | 町 大字 字 村 | |
| 異 動 年 月 日 | 増減事由 | 増 | | 減 | | 現在 | | 備考 | | その他 | | |
| | | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | 文書 日付 | 記号 番号 | | | |
| | | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ページ | |

(記載要領)

- 1 種目ごとに別葉とする。
- 2 口座に2以上の種目があるときは、口座ごとに国有財産法施行細則別表第1に定める国有財産区分種目表の順序につづる。
- 3 その他の欄の記載については、土地に準ずる。

(表 紙)

| | |
|----------------------------|--|
| 国 有 財 産 整 理 簿 | |
| 一 般 会 計 所 属 | |
| 普 通 財 産 (国 有 農 地 等) | |
| 農 林 水 産 省 所 管 都 道 府 県 名 | |
| 市 町 村 農 業 委 員 会 | |

(整 理 簿)

| | | 増 | | 減 | | | | 備 考 | | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----|----------------|---|---------|-----|----------------|----------|----|---------------|---------------------|--------|
| 整理 No. | 国有農地等の表示 | | 年月日 | 数量 | | 価格 円 | 年月日 | 通知書No. 相手方 | 価 格 | | 総括 に記 載 | 貸付条 項・貸 付書No. | 登 記 |
| | 種 目 | 所在・地 番 | | 旧 | 新 | | | | 台帳 価格 | 実額 | | | |
| | | | 反 | m ² | 円 | | | m ² | 円 | 円 | | | |

(記載要領)

- 1 1筆につき1行を用いる。ただし、1筆について貸付相手方が多数のときは、貸付相手方1人を1行としてよい。この場合には数行の小計として1筆の合計面積を括弧書きする。
- 2 「増」の生じた都度、その年月日順に記載する。この月日が年度を経過するごとに横線(重線又は朱線)を各欄を通して画する。
- 3 「減」は、上記2により記載した財産に異動があったとき、当該財産の右欄に記入する。したがって年月日順には記載されていないこととなるので、整理簿総括の作成の便に供するため、整理簿総括に整理したときは、「総括に記載」欄に○印を記入する。

4 土地区画整理又は土地改良により換地が行われた場合は、従前の土地の全部を減じ、換地として交付された土地の全部を増として整理するものとし、この場合の台帳(V)は次式により算出した額とする。

$$V = \text{従前の台帳価格} \times \frac{\text{換地後の土地の権利価格}}{\text{従前の土地の権利価格}}$$

なお、換地として交付された土地の整理No.は、記載順の連番とするが、従前の土地の整理No.も括弧書で併記する。

5 1行に記載された土地を分筆した場合は、分筆前の土地を朱線で抹消し、分筆後の地番による各筆を新たに増欄に登載する。この場合の整理No.は記載順の連番とし、分筆前の土地の整理No.を括弧書で併記する。

なお、分筆は、財産の実質的な増減ではなく、整理簿総括の数額には影響がないから、「総括に記載」欄は斜線で抹消しておく。

6 国土調査の結果等により実測の増減があった場合は、該当地の実測前の数量及び価格を実測後の数量及び価格に訂正し備考欄に増又は減となった数量及び価格を記載(減の場合は△印を付する)する。

$$\text{実測前の価格} \times \frac{\text{増又は減となった数量}}{\text{実測前の数量}}$$

なお、備考欄の増減額を整理簿総括に登載もれのないよう特に留意すること。

7 増の「買収条項」に、次の略号により表示する。

旧自作農創設特別措置法第3条=③、同法28条=②⁸、強制譲渡=㊟、旧農地法9条=⑨、同法15条=⑮、所管換=㊿、所属替=㊽

| (整理簿総括) | | | | | | | | 区分 | 種目 | 年度 (年 度) |
|---------|--------|----------------|----|----------------|----|----------------|----|---------------------|----|----------------|
| 年月日 | 事由 | 増 | | 減 | | 現在 | | 備考 (整理簿の整理No.記入) | | |
| | | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | | | |
| | 前年度末現在 | m ² | 円 | m ² | 円 | m ² | 円 | | | |
| | | | | | | | | | | |

農業委員会 印

(記載要領)

区分及び種目、増減事由の用語並びに整理及び台帳に記載すべき価格は次によることとする。

- (1) 区分及び種目は、規程別表第1による。
- (2) 増減事由の用語は、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)別表第2によるものとし、その詳細(買収、買戻し、売払い等の根拠)を備考欄に記載する。
- (3) 台帳に記載すべき価格は取得価格とする。

国 有 財 産 台 帳

一 般 会 計 所 属

普 通 財 産 (国有農地等)

農 林 水 産 省 所 管

都 道 府 県 名

(調製要領)

- 1 台帳は、1の口座に属する国有財産の種目ごとに、これを別葉として作成する。
- 2 口座は農業委員会とする。
- 3 1つの口座に属する台帳の各葉の配列は、国有財産区分種目表に定める区分、種目の順序による。
- 4 台帳は、巻頭に索引を、巻末に総括を付けてとじ合わせる。ただし、索引及び総括は、別つづりとすることができる。
- 5 一の口座に属する台帳の全葉を抹消された場合においても、これを除外して別にとじ合わせないものとする。

(索 引)

| 口座名 | 索引番号 | 口座名 | 索引番号 |
|-----|------|-----|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(土 地 、 立 木 竹 、 建 物 、 工 作 物 、 権 利)

| 口座名 | | 索引番号 | | 区分 | | 種目 | | |
|-------|-----|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 年 月 日 | 摘 要 | 増 | | 減 | | 現 在 | | 備 考 |
| | | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | |
| | | | 円 | | 円 | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(記 載 要 領)

- 1 年月日欄には、得喪変更その他登録を要する事由の発生した月日を記入し、摘要欄には、その事由を記入する。
- 2 換地又は交換があったときは、換地告示の日又は交換期日をもって喪失の全部を減、取得の全部を増として整理し差引計算を用いない。
- 3 数量欄においては、建物については横線を画して上に建面積、下に延面積を記入し、工作物について数量単位が2以上に及ぶものはこの数量欄を適宜区分して相当欄を設ける。
- 4 備考欄には、台帳価格と異なる喪失価格、交換差金、建物現在数量に対する棟数その他必要事項を記入する。

(総 括)

| 年 月 日 | 区分 | 種目 | 増 | | 減 | | 現 在 | | 備 考 |
|-------|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | |
| | | | | 円 | | 円 | | 円 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 異動のあった年月日ごとに、かつ、異動事由別（所管換又は所属替は、相手方別）に異動を集計し記入する。
- 2 異動事由は、備考欄に記入する。
- 3 年度を経過する毎に横線を描き、関係区分種目（前年度末現在の区分種目及び当該年度において新に台帳に上った区分種目）につき年間集計の上、増減欄に当該年度内の増減を、現在欄に当該年度末現在をそれぞれ記入する。
- 4 当該年度内に増減のなかった種目についても年度末現在の記入を省略しない。

(表 紙)

| | |
|---|--|
| <p style="margin: 0;"><u>開 拓 財 産 貸 付 簿</u></p> <p style="margin: 0;">一 般 会 計 所 属</p> <p style="margin: 0;">普 通 財 産</p> <p style="margin: 0;">農 林 水 産 省</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">都 道 府 県 名</p> | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 旧法第68条貸付け (旧令第15条の2農耕貸付け) (転用貸付け) </div> |
|---|--|

(記載要領)

- 1 貸付簿は、貸付区分ごとに別冊とし、[] 内に貸付区分を表示する。
- 2 貸付簿は、貸付通知書をとじ合わせて、索引及び総括を付して作成する。

(索 引)

| 索引番号 | 貸付相手方 | 備考 | 索引番号 | 貸付相手方 | 備考 |
|------|-------|----|------|-------|----|
| | | | | | |

(記載要領)

- 1 とじ合わせた貸付通知書には通し番号を付し、索引番号とする。
- 2 売渡し、売払い、解除、名義変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入し、貸付相手方名を朱線で抹消し、又は訂正する。

(総 括)

| 貸付区分 | | | | | | | | | | | | 都道府県名 | | | |
|-------|----|----|----|------|-----|----|----|------|-----|----|----|-------|-----|----|--|
| 年 月 日 | 摘要 | 増 | | | | 減 | | | | 現在 | | | | 備考 | |
| | | 件数 | 数量 | 台帳価格 | 使用料 | 件数 | 数量 | 台帳価格 | 使用料 | 件数 | 数量 | 台帳価格 | 使用料 | | |
| | | | | 円 | 円 | | | 円 | 円 | | | 円 | 円 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 「貸付区分」欄には、旧法第68条貸付け、旧令第15条の2農耕貸付け及び転用貸付けの別を記入する。
- 2 「概要」欄には、貸付対象財産の増減理由(〔増〕・・・買収、〇〇より所管換、〇〇より所属替、整理替、〇年度〇〇の報告もれ、売渡取消し、売払取消し、〔減〕売渡し、売払い、〇〇へ所管換、〇〇へ所属替、〇年度〇〇の報告もれ、買収取消し等)又は貸付の態様の変動(〔増〕未貸付け(又は旧法第68条貸付け)により区分変更、内容改定等、〔減〕解除、解約、内容改定等)を記入する。
- 3 貸付けの態様の変動に記入に当たっては、次の点に留意すること。
 〇〇より区分変更……未貸付地を旧法第68条貸付け、旧令第15条の2農耕貸付けしたとき、又は旧法第68条貸付け若しくは旧令第15条の2農耕貸付けしたときに用いる(転用貸付けをしたときは整理替)。
 内容改定… ……従前の数額と改定後の数額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因(土地改良事業又は土地区画整理による換地、使用料改定、実測、誤謬訂正等)を記入する。
- 4 「使用料」欄には、貸付通知書の使用料年額を記入する。
- 5 年度を経過するごとに横線を画し、その年度間における増減を集計し、差引現在額を記入する。

(表 紙)

| |
|--------------------------|
| <u>開 拓 財 産 貸 付 総 括 簿</u> |
| 一 般 会 計 所 属 |
| <u>普 通 財 産</u> |
| 農 林 水 産 省 |
| 地方農政局名 |

(記載要領)

貸付総括簿は、地方農政局及び都道府県の貸付簿の総括の部分の写しを年度別及び貸付区分別に仕切紙を挟んで都道府県順にとじ合わせて、年度ごとに集計表を付して作成する。

(集 計 表)

地方農政局名

| 都道府県名 | 貸付区分 | 前年度末現在額 | | | | 増 | | | | 減 | | | | 年度末現在額 | | | | |
|-------|----------------|---------|----------------|----------|-----|----|----------------|----------|-----|----|----------------|----------|-----|--------|----------------|----------|-----|--|
| | | 件数 | 面積 | 台帳 価格 | 使用料 | 件数 | 面積 | 台帳 価格 | 使用料 | 件数 | 面積 | 台帳 価格 | 使用料 | 件数 | 面積 | 台帳 価格 | 使用料 | |
| 都道府県分 | ※旧令第15条の2農耕貸付け | 件 | m ² | 円 | 円 | 件 | m ² | 円 | 円 | 件 | m ² | 円 | 円 | 件 | m ² | 円 | 円 | |
| | ※転用貸付け | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※旧法68条 | 有償 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未貸付地 | 不要地認定地 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農政局分 | ※転用貸付け | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 未貸付地 | 不要地認定地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県分 | ※旧令第15条の2農耕貸付け | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※転用貸付け | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※旧法68条 | 有償 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未貸付地 | 不要地認定地 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農政局分 | ※転用貸付け | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 未貸付地 | 不要地認定地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- ※の各欄を総括の各集計欄から転記する。
- ※以外の欄には、各年度末現在額のみ記入する。

(表 紙)

| | |
|--|--|
| <p><u>国 有 農 地 等 貸 付 簿</u></p> <p>一 般 会 計 所 属</p> <p>普 通 財 産</p> <p>農 林 水 産 省</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 名</p> | <p>〔旧法第9条等継続貸付け （旧令第15条の2農耕貸付け） （転用貸付け）〕</p> |
|--|--|

(記載要領)

- 1 貸付簿は、貸付区分ごとに別冊とし、〔 〕内に貸付区分を表示する。
- 2 貸付簿は、貸付通知書をとじ合わせ、索引及び総括を付して作成する。

(索 引)

| 索引番号 | 貸付相手方 | 備考 | 索引番号 | 貸付相手方 | 備考 |
|------|-------|----|------|-------|----|
| | | | | | |

(記載要領)

- 1 とじ合わせた貸付書、貸付通知書には通し番号を付し、索引番号とする。
- 2 売渡し、売払い、解除、名義変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入し、貸付相手方名を朱線で抹消又は訂正する。

(総 括)

| 貸付区分 | 年月日 | 摘要 | 増 | | | | 減 | | | | 現 在 | | | | 備考 |
|------|-----|----|----|----|----------------|-----|----|----|----------------|-----|-----|----|----------------|-----|----|
| | | | 件数 | 筆数 | 数量 | 使用料 | 件数 | 筆数 | 数量 | 使用料 | 件数 | 筆数 | 数量 | 使用料 | |
| | | | 件 | 筆 | m ² | 円 | 件 | 筆 | m ² | 円 | 件 | 筆 | m ² | 円 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 「貸付区分」欄には、貸付区分に従い「旧法第9条等継続貸付け」、「旧令第15条の2農耕貸付け」、「転用貸付け」又は「未貸付け」のいずれかを記入する。
- 2 「摘要」欄には、国有農地等の増減理由（〔増〕…買収、〇〇より所管換、〇〇より所属替、〇年度〇〇の報告もれ又は売渡取消し。売払取消し等、〔減〕売渡し、売払い、〇〇へ所管換、〇〇へ所属替、〇年度〇〇の報告もれ又は買収取消し等。）又は貸付けの態様の変動（〔増〕〇〇より区分変更又は内容改定等。〔減〕〇〇へ区分変更、内容改定、解約又は解除等。）を記入する。
- 3 貸付けの態様の変動の記入に当っては、次の点に留意すること。
 - 〇〇より区分変更…未貸付地を貸付けしたとき、貸付地を未貸付けにしたとき、旧法第9条等継続貸付けを旧令第15条の2農耕貸付けにしたとき又は旧法第9条等継続貸付け若しくは旧令第15条の2農耕貸付けを転用貸付けしたときに用いる。
 - 〇〇へ区分変更……未貸付けが貸付けされたときに用いる（貸付地が未貸付け又は他の条項の貸付けになるときの減は、解除又は解約とし、備考欄に〇〇へ区分変更と記入する。）。
 - 内容改定……………従前の数量及び金額と、改定後の数量及び金額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因（土地改良事業又は土地 区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等）を記入する。
- 4 「使用料」欄には、貸付通知書の使用料年額を記入する。
- 5 年度を経過するごとに横線を描き、その年度間における増減を集計し、差引現在額を記入する。
- 6 貸付区分 各葉の現在額を合算したものは、国有財産台帳の現在額と一致する。

(表 紙)

| |
|---|
| <p>国 有 農 地 等 貸 付 総 括 簿</p> <p>一 般 会 計 所 属</p> <p>普 通 財 産</p> <p>農 林 水 産 省</p> <p style="text-align: right;">地 方 農 政 局 名</p> |
|---|

(記載要領)

貸付総括簿は、都道府県の貸付簿の総括部分の写しを、年度別及び貸付区分別に仕切紙を挟んで都道府県順にとじ合わせ、年度ごとに集計表を付して作成する。

(集 計 表)

| 年度 | 都道府 県名 | 貸付区分 | 増 | | | | 減 | | | | 現在 | | | | 地方農政局名 未貸付 | |
|----|-----------|---------------|----|----|----------------|-----|----|----|----------------|-----|----|----|----------------|-----|---------------|----------------|
| | | | 件数 | 筆数 | 数量 | 使用料 | 件数 | 筆数 | 数量 | 使用料 | 件数 | 筆数 | 数量 | 使用料 | 筆数 | 面積 |
| | | | 件 | 筆 | m ² | 円 | 件 | 筆 | m ² | 円 | 件 | 筆 | m ² | 円 | 筆 | m ² |
| | | 旧法第9条等継続貸付け | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 旧令第15条の2農耕貸付け | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 転用貸付け | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 旧法第9条等継続貸付け | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 旧令第15条の2農耕貸付け | | | | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

集計表は、総括の各集計欄を転記して作成する。未貸付けについては、その現況及び未貸付けとなっている理由を調査して未貸付地調査表（様式例第5号の12）を作成して集計表に添付する。

未貸付地調査表（国有農地等）

年度
都道府県名

| 区 分 | | 数 量 | | | 備考 |
|---------------|------------------------------------|---------------------|----|----|----------------|
| 現 況 | 事 由 | 筆数 | 件数 | 面積 | |
| 農耕又は採草 放牧地 | 貸付予定地 | 前年度以前買収分① | 筆 | 件 | m ² |
| | | 当該年度買収分② | | | |
| | 売渡予定地 | 前年度以前買収分③ | | | |
| | | 当該年度買収分④ | | | |
| | 要境界確定（境界不明）境界紛争等⑤ | | | | |
| | 要耕作者確認（無断耕作）⑥ | | | | |
| | 買収取消審判中 〔買収取消審判・取消 消手続中を含む〕⑦ | | | | |
| | 貸付保留 | 所在区域による（5号該当）⑧ | | | |
| | | 相手方の資格による⑨ | | | |
| | 要所在地確認⑩ | | | | |
| その他の⑪ | | | | | |
| 小 計 | | | | | |
| 宅地又は 宅地見込地 | 転用済 | 公用 道路・河川等⑫ | | | |
| | | 公共用 その他⑬ | | | |
| | | 公用・公共用以外⑭ | | | |
| | 転用借受手続き中⑮ | | | | |
| | 買収取消審判中 〔買収取消審判・取消 消手続中を含む〕⑯ | | | | |
| | その他の⑰ | | | | |
| 小 計 | | | | | |
| そ の 他 | 農道・水路等⑱ | | | | |
| | 災害き損地（旧令16条1項6号該当）⑲ | | | | |
| | 借受希望のないもの | 過疎（7号該当）⑳ | | | |
| | | 土質不良・急傾斜通作㉑ 等不便等 | | | |
| | 所在不明（公図又は登記簿がないもの）㉒ | | | | |
| | その他の㉓ | | | | |
| | 小 計 | | | | |
| 合 計 | | | | | |

(記載要領)

- 1 合計は、地方農政局が作成している国有農地等貸付総括簿の貸付未済の数量と一致するようにする。
- 2 「貸付保留」は借受申込みの有無にかかわらず、⑧、⑨ いずれかの観点から、積極的に未貸付けのまま管理すべきであると判断したものをいう。
- 3 「要所在確認」は、所在が不明であれば現況が農地等であるか不明であるとしても、字、地番等から、その周辺が農地等であるときは⑩に分類し、通常なし得る程度の調査を了してなお所在不明の場合には⑫に分類する。
- 4 「転用済」のうち⑫は、国、地方公共団体等転用の相手方を特定できる道路、河川、堤防等をいうものであり、転用者を特定し難い道水路は⑬に分類する。
- 5 「その他」の数量が多い場合は、その主な内容を備考欄に記載する。

国 有 財 産 貸 付 申 込 書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名
職 業
印

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の2の規定により、下記のとおり借受申込みを致します。

記

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 借受けを希望する土地等の表示 | 別紙のとおり 合計 筆 m ² |
| 2 希望する借受けの始期及びその期間 | 年 月 日から1年間 |
| 3 希望する使用料 | 都道府県知事の交付する貸付通知書の記載による。 |
| 4 希望する使用料の支払の方法 | 歳入徴収官の発行する納入告知書の記載による。 |
| 5 受けの附帯条件 | 都道府県知事の交付する貸付通知書の記載による。 |
| 6 その他参考となるべき事項 | |
| 7 添付書類 | 別添第〇〇号から第〇〇号まで |

この借受申込みのとおり貸し付けることを適当と認めます。

年 月 日

農業委員会会長

別紙

| 土地の所在（地区名） | | （地区） 市町村 | | |
|------------|---|-------------|-------|----|
| 字・地番（見込地番） | | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | 筆 | | | |

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 添付書類
 - (1) 自作地（耕作の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している土地）及び借入地の面積並びに自家労力、役畜及び機械装備の状況を記載した書面（「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙1の様式例第1号の1に定める別添※など）

※ 当該別添様式（農地法第3条の規定による許可申請書（別添））を用いる場合は、表題を「国有農地等の貸付けの相手方要件を満たす者であることの確認資料」とします。
 - (2) 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約、申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法
 - (3) 将来、当該土地について国から所有権の移転を受ける場合には、耕作権等何らの権利主張を行わない旨の誓約書
 - (4) 用途が試験研究若しくは農事指導の用に供するものであるときは、当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人と申込者との間における売買の予約書

国有財産貸付通知書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付けをもって借受けの申込みのあった国有財産については、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の2の規定に基づき、下記により貸付けをします。

記

1 国有財産の表示及び使用料

| | | | (地区) | 市 町 村 |
|----------------|----|--------|--------|-------|
| 字・地番 (見込地番) | 地目 | 面積 (㎡) | 使用料(円) | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

2 貸付期間 年 月 日から1か年

ただし、期間満了前に一方から別段の申入れがないときは、更新するものとします。

3 使用料の支払方法

- (1) 使用料は年額とし、毎年1回歳入徴収官の発行する納入告知書又は市町村長の発行する納入通知書による納期限（毎年 月 日）までに支払うものとします。ただし、合意による解約又は賃借権の譲渡が納期限前に行われるときは、借受者は、貸付けの日

(更新された場合にあっては更新の日)の属する月から解約の日又は賃借権の譲渡の日の属する月までの月数による月割計算によって算出した使用料を解約の同意又は賃借権の譲渡があったときに支払うものとします。

- (2) 借受者は使用料を納期限内に支払わないときは、納期限の翌日から支払いの日までの間年利〇パーセント(※国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率)の割合で計算した金額を延滞金として支払うものとします。
- (3) 借受者は、既納の使用料については、返還請求を行わないものとします。

4 その他貸付けの条件

- (1) 借受者は1に定める面積をもって、借り受けることを了承するものとします。
- (2) 借受者は、借受物件に地下埋設物・土壌汚染等がある場合は、地下埋設物・土壌汚染等が存在することを了承したうえで借り受けるものとします。

なお、借受者は上記の地下埋設物・土壌汚染等の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことはできません。

- ② 借受者は、借受物件に契約不適合部分(「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」を言います。以下同じです。)を発見した場合は速やかに都道府県知事にその旨を通知するとともに当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、都道府県知事が使用収益に支障があると認めるときに限り、都道府県知事において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行います。
 - ③ ②の規定に基づき都道府県知事において契約不適合部分の修補を行う場合は、都道府県知事はその旨を借受者に通知し、借受者はこれに協力するものとします。
 - ④ 借受者は、②の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条に規定する担保の責任に基づく貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことはできません。
 - ⑤ 借受者は、②の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用(民法第608条に規定する必要費及び有益費を含みます。)を都道府県知事に償還請求しないものとします。
 - ⑥ 借受者は、②の規定に基づき都道府県知事において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとします。
 - ⑦ ②の規定に基づく都道府県知事による契約不適合部分の修補の期間中、借受者の使用収益が制限される場合においては、④の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて都道府県知事と借受者は協議することができるものとします。
- (3) 借受者は借受けを希望する国有財産の「所在地」、「面積」、「地目」、「契約日」、「年額使用料」、「貸付期間」、「借受者の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因(建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載)」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意するものとします。
 - (4) 借受者は借受物件の引渡しを受けた後に、借受物件について修繕又は保存行為(以下

「修繕等」という。)を要する箇所が生じた場合は、速やかに都道府県知事にその旨を通知するものとし、都道府県知事が使用収益に支障があると認めるときに限り、都道府県知事において修繕等を行うものとします。

ただし、借受者の責めに帰すべき事由により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、借受者が負担しなければなりません。

また、都道府県知事において修繕等を行う場合は、その旨を借受者に通知し、借受者はこれに協力し、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償の請求をすることができず、借受者の使用収益が制限されない場合においては、貸付料は減額されません。

なお、都道府県知事による修繕等の期間中、借受者の使用収益が制限される場合においては、貸付料の取扱いについて都道府県知事と借受者は協議することができるものとします。

- (5) 借受者は、貸付物件に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを都道府県知事に償還請求しないものとします。
- (6) 借受者は借受物件を転貸し、又は賃借権を譲渡することはできません。ただし、賃借権の譲渡について都道府県知事の同意を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 借受者は都道府県知事の承認なくして、自ら又は第三者に借受物件の変更又は施設の構築をなし、又はなさしめません。
- (8) 都道府県知事は次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。
 - ① 借受者において、貸付条件に違反し、又は信義に反する行為があったとき。
 - ② 借受者において、(6)又は(7)の行為があったとき。
 - ③ 借受者が使用料を理由なく滞納したとき。
 - ④ 修繕等に過分の費用を要するとき。
 - ⑤ 貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
 - ⑥ 貸付物件について、売払手続を行う必要が生じたとき。
- (9) この契約の解除、解約又は貸付期間の満了（更新された場合を除く。）があったときは、借受者は借受物件を（(6)の原因で解除されたときは借受者の負担で原状回復の上）都道府県知事の指定する期間内に返還するものとします。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 記の2の月日は、なるべく会計年度に合致させるよう4月1日とする。
- 3 記の3の(1)の納期（括弧内の月日）は、11月下旬から12月までの間（一般の貸付料の納期である収穫期以後）のいずれかの日を定めて記入する。
- 4 納期限前に当該土地の所有権移転が行われるときには、都道府県知事は使用料の請求を行わない。
- 5 記の4の(1)から(9)のほか特に付すべき条件（例えば、作付けの指定を行う等）がある場合には、それらの条件を付加することができる。

- 6 貸付申込者が地方公共団体等の場合は、記の4の(3)の契約内容等の公表について記載する。
- 7 相手方が農地中間管理機構である場合には、記の4の(6)を「乙は、農地中間管理事業の実施のために借受物件を第三者に転貸することができるものとします。」と修正するとともに、これ以外の条項を適宜修正することができる。

国有財産貸付変更通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付け第 号で通知した、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）第 1 条の規定による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 44 5 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき貸付けている国有財産に係る国有財産貸付通知書について、借受人による農作物栽培高度化施設の設置に伴い以下の事項を追加します。

（農作物栽培高度化施設の設置に係る取り決め等）

1 貸付物件は、次のとおりです。

| 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
|-------|----|-------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 借受人（以下「乙」という。）は、本件土地に係る貸付契約が解除され、又は解約に至り、若しくは貸付期間が満了（更新された場合を除く。）したときは、貸付物件を原状に回復して都道府県知事（以下「甲」という。）の指定する期日までに返還するものとします。
- 乙が原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払うものとします。なお、金額については、甲が通知します。
- 本件土地に係る貸付契約が、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じたために解除されたときは、乙は甲に対し、違約金の請求は行わないものとします。

様式例第5号の15

| | |
|-----|-------|
| 第 号 | 年 月 日 |
|-----|-------|

国 有 農 地 等 貸 付 書

貸 主 農林水産省所管
 国有財産管理者 都道府県知事 印

借受人 住 所
 氏 名 印

貸主（以下「甲」という。）及び借受人（以下「乙」という。）は、次により貸貸借契約を相互に確認します。この書面は3通作成し、都道府県知事、農業委員会及び借受人が各1通を所持します。

1 国有財産の表示及び使用料

| 所在・地番 | 地目 | 面積(㎡) | 使用料 | 備考 |
|-------|----|-------|-----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

2 貸付期間 年 月 日から1か年間 ただし、期間満了前に一方から別段の申入れがないときは、期間の更新をするものとします。

3 使用料の支払方法

- (1) 使用料は年額とし、毎年1回歳入徴収官の発行する納入告知書又は市町村長の発行する納入通知書により納期限（毎年 月 日）までに支払うものとします。ただし、合意による解約又は賃借権の譲渡が納期限前に行われるときは、乙は解約の日又は賃借権の譲渡の日の属する月までの月数による月割計算によって算出した使用料を解約の同意又は賃借権の譲渡があったときに支払うものとします。
- (2) 乙は、使用料を納期限内に支払わないときは、納期限の翌日から支払の日までの間

年利〇パーセント（※国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率）の割合で計算した金額を延滞金として支払うものとします。

(3) 乙は、既納の使用料については、返還請求を行わないものとします。

4 その他貸付けの条件

(1) 乙は1に定める面積をもって、借り受けることを了承するものとします。

(2) 乙は、借受物件に地下埋設物・土壌汚染等がある場合は、地下埋設物・土壌汚染等が存在することを了承したうえで借り受けるものとします。

なお、乙は上記の地下埋設物・土壌汚染等の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことはできません。

② 乙は、借受物件に契約不適合部分（「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」を言います。以下同じです。）を発見した場合は速やかに甲にその旨を通知するとともに当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行います。

③ ②の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行う場合は、甲はその旨を借受者に通知し、乙はこれに協力するものとします。

④ 乙は、②の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条に規定する担保の責任に基づく貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことはできません。

⑤ 乙は、②の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用（民法第608条に規定する必要費及び有益費を含みます。）を甲に償還請求しないものとします。

⑥ 乙は、②の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとします。

⑦ ②の規定に基づく甲による契約不適合部分の修補の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、④の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとします。

(3) 乙は借受物件の引渡しを受けた後に、借受物件について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において修繕等を行うものとします。

ただし、乙の責めに帰すべき事由により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、乙が負担しなければなりません。

また、甲において修繕等を行う場合は、その旨を乙に通知し、乙はこれに協力し、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償の請求をすることができず、借受者

の使用収益が制限されない場合においては、貸付料は減額されません。

なお、甲による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、貸付料の取扱いについて甲と乙は協議することができるものとします。

- (4) 乙は、貸付物件に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとします。
- (5) 乙は、借受物件を転貸し、又は賃借権を譲渡することはできません。ただし、賃借権の譲渡について甲の同意を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 乙は、甲の承認なくして、自ら又は第三者に借受物件の変更又は施設の構築をなし、又はなさせません。
- (7) 甲は、次の一に該当するときは、この契約を解除することがあります。
 - ① 乙において、貸付条件に違反し、又は信義に反する行為があったとき。
 - ② 乙において、(5)又は(6)の行為があったとき。
 - ③ 乙が使用料を理由なく滞納したとき。
 - ④ 修繕等に過分の費用を要するとき。
 - ⑤ 貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
- (8) この契約の解除、解約又は貸付期間の満了(更新された場合を除く。)があったときは、乙は、借受物件を（(7)の原因で解除されたときは乙の負担で原状回復の上）甲の指定する期間内に、甲に返還するものとします。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 3の(1)の納期限（括弧内の月日）は11月下旬から12月までの間（一般の貸付料の納期である収穫期以後）のいずれかの日を定めて記入すること。
- 3 納期限前に当該土地の所有権移転が行われたときには、都道府県知事は使用料の請求を行わない。

農作物栽培高度化施設を設置した国有農地等の原状回復に係る確約書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名

私は、貴殿より貸付けを受けている下記の国有農地等（以下「本件土地」という。）に、農作物栽培高度化施設（以下「施設」という。）の設置を予定しています。

施設の設置後に、本件土地に係る貸付契約の解除、解約又は貸付期間の満了（更新された場合を除く。）があったときは、自らの負担で原状回復の上、本件土地を返還することとし、仮に、原状回復ができなかったときは、貴殿が原状回復するために要した経費や受けた損失に相当する金額について支払うこととします。

また、本件土地に係る貸付契約が、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じたために解除されたときは、貴殿への違約金の請求は行いません。

本件土地に施設を設置することについて貴殿の同意を得るにあたり、以上のとおり確約します。

記

| 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
|-------|----|-------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|-----|-------|
| 第 号 | 年 月 日 |
|-----|-------|

国有農地等貸付変更書

貸主 農林水産省所管
国有財産管理者 都道府県知事 印

借受人 住 所
氏 名 印

貸主（以下「甲」という。）及び借受人（以下「乙」とする。）の間で、 年 月 日付け第 号で確認した賃貸借契約の内容について、借受人による農作物栽培高度化施設の設置に伴い以下の事項を追加することを相互に確認します。この書面は3通作成し、都道府県知事、農業委員会及び借受人が各1通を所持します。

（農作物栽培高度化施設の設置に係る取り決め等）

第1条 貸付物件は、次のとおりです。

| 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
|-------|----|-------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第2条 借受人（以下「乙」という。）は、本件土地に係る貸付契約が解除され、又は解約に至り、若しくは貸付期間が満了（更新された場合を除く。）したときは、貸付物件を原状に回復して都道府県知事（以下「甲」という。）の指定する期日までに返還するものとします。

2 乙が原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払うものとします。なお、金額については、甲が通知します。

3 本件土地に係る貸付契約が、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じたために解除されたときは、乙は甲に対し、違約金の請求は行わないものとします。

国有財産転用借受申込書

年 月 日

都道府県知事（地方農政局長） 殿

住 所
氏 名
職 業

印

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の2の規定により下記のとおり借受申込みを致します。

記

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 借受けを希望する土地等の表示 | 別紙1のとおり 合計 筆 m ² |
| 2 希望する借受けの始期及びその期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 3 希望する使用料 | 都道府県知事（地方農政局長）の交付する貸付通知書の記載による。 |
| 4 希望する使用料の支払方法 | 都道府県知事（地方農政局長）の発行する納入告知書の記載による。 |
| 5 受けの附帯条件 | 都道府県知事（地方農政局長）の交付する貸付通知書の記載による。 |
| 6 転用事業計画 | 別紙2のとおり |

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書及び次に掲げる書類のほか、その他必要と認められる書類（印鑑証明書等）等を添付して提出してください。
 - (1) 公共団体の場合
 - ① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写し
なお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項（土地改良法（昭和24年法律第195号）に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法（明治41年法律第50号）に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合同規約の写し）
 - ② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書
 - (2) 法人の場合（上記(1)の場合を除く。）は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書（会社以外の法人にあっては、財産目録）
 - (3) 個人の場合
 - ① 住民票の写し又は居住証明書
 - ② 申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは成年後見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類
 - (4) その他
 - ① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面
 - ② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - ③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書
 - ④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図
 - ⑤ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類
 - ⑥ 延納の場合 納税証明書
 - ⑦ 申込みに係る土地等につき賃借権その他の権利を有する者がある場合はその者の同意書
 - ⑧ 位置図（案内図）、公図写し、実測図及び求積表（同一転用計画内の他の土地等を併せて記入すること。）
 - ⑨ 施設の配置図
 - ⑩ 転用後、当該土地が売り払われるときにおいて、買受人は、国の認める特殊事情による修正のほか何らの権利主張を行わない旨の誓約書
- 4 希望する借受けの始期は、使用開始予定年月日とし、その期間は原則として18か月以内とします。
- 5 転用事業計画は、別紙2に記載の上、添付してください。

別紙 1

土 地 等 の 表 示

| (地区) 市 町 村 | | | | | | |
|----------------|-----|----------------|------|-------------------|---------------|------------------|
| 字・地番 (見込番地) | 地 目 | 数量又は 面積 (㎡) | 利用状況 | 10 a 当たり 普通収穫高 | 耕 作 者 住所氏名 | 国有成年月日 及びその根拠 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | / | | | | | |

(記載要領)

「国有成年月日は及びその根拠」欄には、自作農財産となった年月日及び買収、先買、強制譲渡等の取得理由を記入する。

転用事業計画書

| | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|-------------------|--------------|-------------------|----------------|-------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| <p>1 借受けを希望する土地を選定した理由、選定の経緯</p> | | | | | | | | | |
| <p>2 借受けを希望する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名</p> | <p>所在</p> | <p>地番</p> | <p>地目</p> | | <p>面積 (㎡)</p> | <p>利用状況</p> | <p>10a当たり 普通収穫高</p> | <p>耕作者の 氏名</p> | <p>市街化区域・市街化調整 区域その他の区域の別</p> |
| | <p>市町村</p> | | <p>登記簿</p> | <p>現況</p> | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | <p>計</p> | | <p>㎡ (田</p> | | <p>㎡、畑</p> | | <p>㎡)</p> | | |
| <p>3 転用計画</p> | <p>(1) 転用事由の詳細</p> | | <p>用途</p> | <p>事由の詳細</p> | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | <p>(2) 事業の操業期間 又は施設の利用期間</p> | | <p>年 月 日から か月</p> | | | | | | |
| | <p>(3) 転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の 概要</p> | | <p>工 事 計 画</p> | <p>名称</p> | <p>棟数</p> | <p>建築面積(㎡)</p> | <p>所要面積(㎡)</p> | | |
| | | | <p>土 地 造</p> | | | | | | |
| | | | <p>建 築 物</p> | | | | | | |
| <p>小 計</p> | | | | | | | | | |
| <p>工 作 物</p> | | | | | | | | | |
| <p>小 計</p> | | | | | | | | | |
| <p>計</p> | | | | | | | | | |
| <p>4 資金調達についての計画</p> | | | | | | | | | |
| <p>5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要</p> | | | | | | | | | |
| <p>6 その他参考となるべき事項</p> | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 借受けを希望する土地を選定した理由、選定の経緯は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別を記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申込土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合は、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申込に係る土地が市街化調整区域内にある場合は、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項各号の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

国有財産転用貸付通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付けをもって借受けの申込みのあった国有財産については、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の2の規定に基づき、下記により貸付けをします。

記

- 1 国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 用途
- 3 貸付けの期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 使用料年額 金 円

5 使用料の支払方法

- (1) 使用料は、4に定める使用料年額の12分の1に毎年度の使用月数（1月に満たないときには、日割計算とします。）を乗じて得た額とし、借受人は、毎年1回使用料を歳入徴収官の発行する納入告知書により納期限内に支払うものとします。
- (2) 借受人は、使用料を納期限内に支払わないときは、納期限の翌日から支払の日までの間、年利〇パーセント（※国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率）の割合で計算した金額を延滞金として支払うものとします。

6 その他貸付けの条件

- (1) 借受人は1に定める面積をもって、借り受けることを了承するものとします。
- (2) 借受人は、貸付期間満了前までには貸付申込書に記載のと通りの工事を完了するものとし、完了後はすみやかにその旨を都道府県知事に届け出るものとします。
- (3) 借受人は、貸付けの更新をしようとする場合には、都道府県知事の同意を得なければなりません。
- (4) 都道府県知事は、貸付けの更新を同意するに当たって使用料の変更をすることがあります。

- (5) 借受人は、都道府県知事の同意を得ないで、事業計画を変更し、借受けに係る土地及び物件の用途を変更し、若しくは転貸し、又は使用する権利を譲渡することはできません。
- (6) 都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。
- ① 借受者において、貸付条件に違反し、又は信義に反する行為があったとき。
 - ② 借受者において、(5)に反する行為があったとき。
 - ③ 借受者が使用料を理由なく滞納したとき。
 - ④ 修繕等に過分の費用を要するとき。
 - ⑤ 貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
- (7) 貸付けが解除され若しくは貸付期間が満了(更新された場合を除く。)したときは、借受人は、遅滞なく借受けに係る土地及び物件を自らの負担により貸付け当時の原状に回復して、都道府県知事の指定する期日までに返還するものとします。
- (8) 貸付けの解除をしたときは、前納の使用料を返還しません。
- (9) 借受者は、借受けを希望する国有財産の「所在地」、「面積」、「地目」、「契約日」、「年額使用料」、「貸付期間」、「借受人の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因(建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載)」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意するものとします。
- (10) 借受者は、借受物件に地下埋設物・土壌汚染等がある場合は地下埋設物・土壌汚染等が存在することを了承したうえで借受けるものとします。
- なお、借受者は上記の地下埋設物・土壌汚染等の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことはできません。
- ② 借受者は、借受物件に契約不適合部分(「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」を言います。以下同じです。)を発見した場合は速やかに都道府県知事にその旨を通知するとともに当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、都道府県知事が使用収益に支障があると認めるときに限り、都道府県において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行います。
 - ③ ②の規定に基づき都道府県知事において契約不適合部分の修補を行う場合は、都道府県知事はその旨を借受者に通知し、借受者はこれに協力するものとします。
 - ④ 借受人は、②の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条に規定する担保の責任に基づく貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことはできません。
 - ⑤ 借受人は、②の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用(民法第608条に規定する必要費及び有益費を含みます)を都道府県知事に償還請求しないものとします。
 - ⑥ 借受人は、②の規定に基づき都道府県知事において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとします。

- ⑦ ②の規定に基づく都道府県知事による契約不適合部分の修補の期間中、借受人の使用収益が制限される場合においては、④の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて都道府県知事と借受人は協議することができるものとします。
- (11) 借受者は借受物件の引渡しを受けた後に、借受物件について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに都道府県知事にその旨を通知するものとし、都道府県知事が使用収益に支障があると認めるときに限り、都道府県知事において修繕等を行います。
- ただし、借受者の責めに帰すべき事由により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、借受者が負担しなければなりません。
- また、都道府県知事において修繕等を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、借受者はこれに協力し、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償の請求をすることができず、借受者の使用収益が制限されない場合においては、貸付料は減額されません。
- なお、都道府県知事による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、貸付料の取扱いについて都道府県知事と借受者は協議することができるものとします。
- (12) 借受者は、貸付物件に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを都道府県知事に償還請求しないものとします。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 無償貸付けとする場合には、「4 使用料年額」の「金 円」は、「無償」と記載する。また、5並びに6の(6)の③及び(8)を削除し、これ以外の条項を適宜修正するものとする。
- 3 貸付申請者が地方公共団体等の場合は、6の(9)を記載する。

転用使用料算定調書

| | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 転用借受人 住所氏名 | | 用途 | |
| 土地の所在地 | | | |
| ①面積 | m ² (実測面積又は仮換地面積) | | |
| 摘要 | 価格又は割合 | 備考 | |
| ② 年1月 1日の〇〇とし ての固定資産税 課税標準額 | (m ² 当たり) 円 Ⓐ | 比準地、 地番・面積・課税標準額 (総額) 円 | |
| ③造成費 (見積額) | (m ² 当たり) 円 Ⓑ | 別添見積書(又は支出明細書)に よる。 (総金額) ^甲 ÷ (実測面積) | |
| ④格差修正率 | | % Ⓒ | 私道・袋地・無道路地・高圧線 下地・崖地・その他 () |
| 単 価 | (m ² 当たり) 円 Ⓓ | (Ⓐ - Ⓑ) × Ⓒ × 使用料率 | |
| 総 額 | | 円 Ⓔ | Ⓓ × 実測面積 |
| 固定資産税 | | 円 Ⓕ | |
| 都市計画税 | | 円 Ⓖ | |
| 国有財産特別 措置法による 減額 | | 円 Ⓖ | 適用条項 適正規模 減額率 % m ² (適用面積) |
| 使用料年額 | | 円 Ⓙ | Ⓔ - Ⓕ - Ⓖ 又はⒺ - Ⓖ (減額適用のない場 合はⒺと同額) |

(記載要領)

- 1 ①は、国有財産台帳面積（1筆の1部を貸付けるときは、全面積と貸付面積）を記入し、実測面積（土地区画整理事業に係る仮換地中の土地については、仮換地面積）を括弧書する。
- 2 ②の摘要欄の〇〇には、貸付けの始期の属する年及び用途に相応する地目（宅地、山林等）を記入し、㉑は、その地目としての当該地又は比準地の課税標準額（㎡当たり）を記入し、備考欄には㉑の基礎とした土地の表示等を記入する。
- 3 ③は、国有財産転用借受申込書の内容からみて造成費の控除を要すると認められる場合（山林、原野等に大規模（約5ha以上）な造成工事をするとき又は水田、沼地等の埋立て等）、土壤汚染処理費及び地下埋設物撤去費（以下「造成費等」という。）の控除を要すると認められる場合に記入し、㉒は、転用計画書の造成費等の見積額（工事実施済みの場合は支出明細書）により妥当と認められる額（控除した額が貸付前の当該土地の時価を下回らない範囲の額）を記入する。
- 4 ④は、貸付地の個別要因が①の比準地のそれと著しく異なる場合にのみ記入し、備考欄の該当項目を○で囲む。
- 5 ㉓は、備考欄の算式によるものとし、使用料率は転用使用料基準に定めるところにより用途、相手方によって適用すべき率を記入する。
- 6 ㉔及び㉕は、借受者に課税される場合には当該課税額相当額を記入する。
- 7 ㉖は㉔に減額率を乗じた額とし、備考欄に適用条項及び減額率を記入する。

使用料額改定予告通知書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

年 月 日付け国有財産貸付通知書（貸付書）をもって貴殿に貸付け中の国有財産について、
年度分からの使用料を改定する予定です。

新使用料は、農地法第52条に基づく農業委員会の提供等による当該貸付けの対象となる農地の近傍類似農地の借賃等を十分考慮し、当該貸付の対象となる農地の生産条件等を勘案して算出した額を基礎として算出します。

つきましては、この通知書受領の日から1か月以内に別添承諾書を当職あてに提出してください。期限までに提出がない場合には、使用料の改定について御了承いただいたものとして使用料の変更を行いますので、あらかじめ御了知ください。

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

使用料額改定予告通知書

第 _____ 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

年 月 日付け国有財産転用貸付通知書をもって貴殿に貸付け中の国有財産について、 _____ 年度分からの使用料を改定する予定です。

新使用料は、前回改定時（使用料決定時）の算定額を基礎として算出します。

従前の使用料より新使用料が上回る場合には、従前の使用料の1.05倍を超えないこととし、漸増させるよう調整措置をとることとしています。

また、従前の使用料より新使用料が下回る場合は、従前の使用料の0.85倍を下回らない範囲で漸減させるよう調整措置をとることとしています。

つきましては、この通知書受領の日から1か月以内に別添承諾書を当職あてに提出してください。期限までに提出がない場合には、使用料の改定について御了承いただいたものとして使用料の変更を行いますので、あらかじめ御了知ください。

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

承 諾 書

年 月 日

知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号の使用料改定予告通
知書を受領し、承知しました。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 この承諾書は、使用料額改定予告通知書を受領した日から1か月以内に提出してください。

国有財産使用料額変更通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

年 月 日付け 第 号〇〇貸付通知書（貸付書）により貴殿に貸し付けている国有財産の使用料の額は、貸付けの条件に基づきこの度下記のとおり変更することに決定し、年度分から適用しますから御承知ください。

記

国有財産の表示 市 町 村

外 筆

地 積 m²

新 使 用 料 額 年 額 円 (m²当たり 円)

(記載要領)

- 1 転用貸付けについては、新使用料欄の「年額 円 (m²当たり 円)」を「 年度においては 円 年度においては 円 年度においては 円」とし、改定年度から3年分を一括して記載する。
- 2 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(記載要領)

- 1 国有農地等と開拓財産は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 A欄には、転用使用料基準の注1の用途区分により、「住宅用」、「非営利用」及び「営利用」と表示し、それぞれの末尾に連番を付して記入する。
- 3 B～Eに欄は、改定年度の前年度末現在における貸付簿に基づいて記入する。借受人の住所氏名は法人の場合は住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者氏名をそれぞれ記入する。
- 4 F欄には、転用使用料基準の2の(1)により算出した額を記入する。
- 5 G欄には、小数点以下第5位を切り捨ての上、第4位まで記入する。
- 6 H欄には、転用使用料基準の2の(3)に基づき調整したものについて、その内容ごとに記入することとし、アによる場合は「漸増」、イによる場合には「漸減と記入する。
- 7 I欄には、転用使用料基準の2に基づき算定した改定使用料額を記入するものとし、改定年度の途中から改定使用料を適用するものについては、備考欄に新・旧の使用料適用期間及びその額を記入の上、月割り計算結果を記入する。
- 8 J欄には、承諾書のあるものに○印、第5の4の(4)のイにより使用料を修正したものには×印を記入する。
- 9 K欄には、変更通知書の交付年月日を記入する。

耕作状況報告書について

番
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその耕作状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定等に基づきできるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 別紙は、様式例第5号の26によること。

耕 作 状 況 報 告 書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名

私が借りている土地について、今年度の耕作状況等について下記のとおり報告します。

記

1 借受地の所在・地番

面 積 m^2

2 借受地の耕作状況

(1) 作付け作物名

(2) 耕作従事日数（過去1年間） 日

(3) 自家用・販売用の別

3 借受地についての今後の意向

（次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。）

(1) 取得したい

(2) 耕作をやめたい（返地したい）

(3) 当面は耕作を継続したい

(4) その他（具体的に： ）

（留意事項）

国からの直接の買受けを望まれた場合であっても他法令との関係から売払いが具体化するまでに相当の長期間を要する場合又は売払いができない場合もありますのであらかじめ御了知下さい。

（記載要領）

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 この様式例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年 法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年 法律第229号）第80条第2項に該当しない土地の農耕貸付地に適用します。

様式例第5号の27

耕作状況報告書について

番
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその耕作状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第2項に基づき買収前の所有者又はその一般承継人へ売り払うなど、できるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 別紙は、様式例第5号の28によること。

耕作状況報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名

私が借りている土地について、今年度の耕作状況等について下記のとおり報告します。

記

- 1 借受地の所在 ・ 地番
面 積 m^2
- 2 借受地の耕作状況
 - (1) 作付け作物名
 - (2) 耕作従事日数 (過去1年間) 日
 - (3) 自家用・販売用の別
- 3 借受地についての今後の意向
(次の中から選んで 該当するものに○印を付して下さい。)
 - (1) 旧所有者等へ売り払われた後取得したい
 - (2) 耕作をやめたい (返地したい)
 - (3) 当面は耕作を継続したい
 - (4) その他 (具体的に：)

(留意事項)

国からの直接の買受けを望まれた場合であっても、他法令との関係から売払いが具体化するまでに長期間を要する場合又は売払いができない場合もありますのであらかじめ御了知下さい。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 この様式例は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第80条第2項に該当する土地の農耕貸付地に適用します。

転用借受状況報告書について

番 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその利用状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項等の規定に基づきできるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 別紙は、様式例第5号の30によること。

転用借受状況報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名

私が借りている土地について、今年度の利用状況等について下記のとおり報告します。

記

1 借受地の所在 ・ 地番

面 積 m^2

2 借受地の利用状況

現在の利用用途

(「現住の住宅用地」等具体的に記入して下さい。)

3 借受地についての今後の意向

(次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。)

- (1) 取得したい
- (2) 借受けをやめたい (返地したい)
- (3) 当面は借受けを継続したい
- (4) その他 (具体的に：)

(留意事項)

国からの直接の買受けを望まれた場合であっても、他法令との関係から売払いが具体化するまでに長期間を要する場合又は売払いができない場合もありえますのであらかじめ御了知ください。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 この様式例は農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第80条第2項に該当しない土地の転用貸付地に適用します。

転用借受状況報告書について

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその利用状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第2項に基づき買収前の所有者又はその一般承継人へ売り払うなど、できるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 別紙は、様式例第5号の32によること。

転用借受状況報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名

私が借りている土地について、今年度の利用状況等について下記のとおり報告します。

記

1 借受地の所在・地番

面積 m^2

2 借受地の利用状況

現在の利用用途

(「現住の住宅用地」等具体的に記入して下さい。)

3 借受地についての今後の意向

(次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。)

(1) 旧所有者等へ売り払われた後取得したい

(2) 借受けをやめたい(返地したい)

(3) 当面は借受けを継続したい

(4) その他(具体的に:)

(留意事項)

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 この様式例は農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第80条第2項に該当する土地の転用貸付地に適用します。

国有財産貸付契約解除通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

年 月 日付け 第 号〇〇貸付通知書(貸付書)による貸付けは、
下記のとおり解除します。

記

- 1 解除の別(全部・一部)
- 2 解除した土地等の表示 合計 筆 m²
- 3 解除の理由
- 4 目的物の引渡しの方法

(農耕貸付けの解除の場合)

上記貸借契約の解除につき農地法第18条の規定による許可があったことを証します。

年 月 日付け 第 号

都道府県知事

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

貸付けの解約申入書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号国有財産貸付通知書（国有農地等貸付書）による貸付契約について、農地法第18条第1項第2号に定める合意による解約をしたいので、下記により申し入れます。

記

- 1 解約を希望する土地等の表示
- 2 解約の申入れ事由
- 3 希望する解約日 年 月 日
- 4 土地の引渡し時期 解約の申入れの日から6か月以内で知事の指定する日

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。



解 約 同 意 書

上記申入れに対して異議ないので、年 月 日付け 第 号による貸付契約は、本日をもって合意による解約をすることに同意します。

なお、合意による解約の日は 年 月 日としますので、それまでの使用料（別添納入告知書のとおり）を納入し、年 月 日までに現地において土地の引渡しをしてください。

貸付相手方 殿

年 月 日

都道府県知事

整 理 替 調 書

整理替 年 月 日

| | | | | | |
|------|----------|-------|------|-------|--|
| 口座名 | | | | 県台帳の | |
| | | | | 索引番号 | |
| 所在 | | | | | |
| 沿革 | 取得 | 取得年月日 | | 取得根拠 | |
| | | 取得数量 | | 取得価格 | |
| | | 相手方氏名 | | | |
| | 処分等 | | | | |
| | | | | | |
| 年月日 | 数量 | | 台帳価格 | | |
| 現在 | | | | | |
| 整理替 | 数量 | | 台帳価格 | | |
| 貸付 | 年月日 | | 番号 | | |
| | 数量 | | 使用料 | | |
| | 相手方氏名 | | 用途 | | |
| 備考 | | | | | |
| 台帳整理 | 都道府県台帳登載 | 年月日 | | | |
| | 農政局台帳登載 | 年月日 | | | |
| | | | | 整理No. | |

(記載要領)

- 1 この調書は、都道府県(以下「県」という。)から地方農政局(以下「局」という。)へ開拓財産の整理替をするときに、県が開拓財産台帳(口座別)(以下「台帳」という。)に基づいて作成(二重枠内を除く。)する。また、局から県へ整理替するときは、局が作成する(朱書による。)
なお、整理替を受けた者は、当該調書に基づき、それぞれの台帳に登載し、調書に所要の記入の上、返送する。
- 2 「整理替年月日」は、転用貸付け又は貸付け解除の日とする。
- 3 「取得根拠」は、旧民有地については買収の条項を、旧国有地については「所管換」又は「所属替」と記入する。
- 4 「取得数量」及び「取得価格」は、当該口座の取得当時における総額を記入する。
- 5 「処分等」は、取得から現在までの売渡し(数回に分割して売渡しされている場合には売渡しの合計数額及び回数)、実測、土地改良等工事の有無、その他現在の数額となるまでの経緯の概要を記入する。
- 6 「 年 月 日現在」の数量及び台帳価格は、整理替しようとする時点における県の開拓財産台帳の現在額欄の数量及び価格を記入する。
- 7 「貸付」欄には、局が転用貸付通知書から所要事項を記入する。
なお、貸付けを省略して直ちに不要地認定及び売払いをする場合には、「数量」、「相手方」及び「用途」のみを括弧書する。
- 8 「備考」欄には、局から県へ整理替をする場合の理由等を記入する。
- 9 「台帳整理」欄には、整理替年月日にかかわらず、現実にそれぞれの台帳扱者が台帳登載を行ったときに記入する。
- 10 「整理No.」は、局における当該調書のとじ合わせた順に通し番号を記入し、局の台帳の備考欄にも当該No.を記入する。

被 害 報 告 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

国有財産が滅失き損したので、下記のとおり報告する。

記

| | | | | | | | | | | |
|---|------|-----|------------|--------|------------|--------|------|----|-------|----|
| 部局名 | | | 部局長の官職氏名 | | | | | | | |
| 口座名 | | | 監督責任者の官職氏名 | | | | | | | |
| 滅失き損の場所 | | | 滅失き損年月日 | | | | | | | |
| 滅失き損場所の原因 となった事実の詳細 | | | | | | | | | | |
| 台帳記載事項及び滅 失き損の程度 | 財産区分 | 種 目 | 名 称 | 地目・構 造 | 取得条項・取得年月日 | 数量(nf) | 台帳価格 | 程度 | 損害見積額 | 備考 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | |
| 犯罪に関係がある 場合は、その被疑 者の住所氏名 | | | | | | | | | | |
| 平素における管理 状況の詳細 | | | | | | | | | | |
| 滅失き損事実の発 見の動機 | | | | | | | | | | |
| 同, 発見後の措置 | | | | | | | | | | |
| 損害補てんの状況及 び損害全部が補てん されていない場合は 将来の補てん見込 | | | | | | | | | | |
| 損害賠償の訴を提起 したときは その年 月日及び訴訟の進行 状況 | | | | | | | | | | |
| 訴訟が提起されたと きはその年月日及び 訴訟の進行状況 | | | | | | | | | | |
| 職員その他関係者に 対する懲戒処分等の 状況 | | | | | | | | | | |
| その他参考となる 事項 | | | | | | | | | | |

(記載要領)

添付書類は、当事者の始末書、損害金の支払確約書、損害見積額の算定内訳、市町村長（農業委員長）の被害現況確認証明書、所轄警察署長に提出した被害届写、現場写真等とする。

様式例第5号の36の2 削除

様式例第5号の37

※所管換（又は所属替）調書

1 引継ぐ国有財産の表示

| 所在 | 区分 | 種目 | 数量 (㎡) | 価格 (円) |
|----|----|----|--------|--------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 国有財産の現況・状況等

3 取得根拠及び取得年月日

4 旧農地法第80条第1項の規定による認定の根拠及び認定年月日

5 公共・公用利用計画の確認状況

6 相手部局の受渡責任者官職氏名

7 その他必要な事項 別紙のとおり

〔別添添付〕

※引継の場合は、「引継調書」とする。

国 有 財 産 転 用 貸 付 報 告 書 (年度分)
(国有農地等・開拓財産)

都道府県名

| 貸 付 整理番号 | 貸付通知書 | 財産の表示 | | | | | 使用料 | 貸付相手方 | 用途 | 国有成年月日 | 権利関係 | | 備考 | | |
|-------------|----------------|-----------------|-------------|--------|------|------------------|-------|-------|----|--------|--------|-------------------|----------------------|---------------------|----|
| | 年 月 日 記号・番号 | 所在 | | 種 目 | 数量 | | (㎡当り) | 資格 | | 根拠 | 買収令書名義 | 耕作者名 | 損害金請 求No. 納入月日 | 解除・名義 用途等 の変更 | 認定 |
| | | 都 道 府 県 名 | 市町村・大字・字・地番 | | 筆数 | (実測) 地積 公簿 | 年額 | 名称 | | 台帳価格 | 予約内容 | 申請 法第18条 許可 | | | |
| | | | | | (㎡) | () 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | ㎡ | 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | (㎡) | () 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | ㎡ | 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | (㎡) | () 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | ㎡ | 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | (㎡) | () 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | ㎡ | 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | (㎡) | () 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | ㎡ | 円 | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 貸付けの解除等の報告は、朱書による。
- 旧国有農地等と開拓財産は別葉にする。

国有農地等（開拓財産）の態様別管理状況（ 年度末現在）

転用貸付地

（単位：㎡）

| | | 県 | | 県 | | 県 | | 県 | | 県 | | 県 | | 県 | | 県 | | 計 | | | |
|---|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|
| | | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | | |
| 国 | 病院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 庁舎等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 宿舍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 道水路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方公共団体 | 学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公営住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 病院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保健福祉施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公園等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 庁舎等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 道水路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止前の国有農地売却 特別措置法施行令第2条第1項第2号 ・第3号法人 | 学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 道水路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 個人住宅・店舗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ゴルフ場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 植林 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（記載要領）旧国有農地等及び開拓財産は別葉で作成する。

| 区分 | | 年度末管理数量 | | 地域別 | | | | 備考 |
|--------|-------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----|----|
| | | | | 市街化区域等 | | その他の区域 | | |
| | | (件数) 地区数 | 面積 | (件数) 地区数 | 面積 | (件数) 地区数 | 面積 | |
| 土 地 | 貸 付 地 | 旧法第68条貸付 | () m ² | () m ² | () m ² | () m ² | | |
| | | 旧令第15条の2 農耕貸付け | () | () | () | | | |
| | | 転用貸付け | () | () | () | | | |
| | | 小計 | () | () | () | | | |
| | 未貸付地 | | | | | | | |
| 道水路 | | | | | | | | |
| 管理数量 | | | | | | | | |
| 口座数 | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 (件数)については、当該貸付に係るものについての、貸付通知書の枚数を上段に()書で記載する。
- 2 各種資料との突合を十分に図る。

国 有 財 産 買 受 申 込 書

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名

印

下記により、国有財産（国有農地等）の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）附則第3条第2項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

1 買受けを希望する国有財産の表示

2 用途

耕作又は養畜の事業

3 希望する所有権の移転の期日

売払通知書の指定する期日による。

（なるべく 年 月 日）

4 希望する対価

地方農政局長の定める額とする。

5 希望する対価の支払の方法

一時払い（納入告知書の指定するところによる。）

6 営農状況

別紙のとおり

7 その他の買受けの条件

- (1) 買受申込者は、1に定める面積をもって契約面積とすることを了承すること。
- (2) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したときは、売払財産はなんらの引渡し手段を用いなくて買受申込者に引き渡されたものとする。
- (3) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。
- (4) やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利〇パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率）の割合による延滞金を支払うこと。
- (5) この売払通知書発行の時から売払財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が天災地変その他の地方農政局長又は買受申込者のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、国有財産売買契約の履行が不可能となったときは、地方農政局長及び買受申込者双方が書面により通知して、当該契約を解除することができること。また、買受申込者は当該契約が解除されるまでの間、売買代

金の支払いを拒むことができること。

② 地方農政局長は、売払財産の引渡し前に、前項の事由によって当該財産が損傷した場合であっても、修補することにより国有財産売買契約の履行が可能であるときは、地方農政局長は、売払財産を修補して買受申込者に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡し当該契約に定める引渡しの時を超えても、買受申込者は、地方農政局長に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできないこと。

③ 第1項によって、国有財産売買契約が解除された場合、地方農政局長は、買受申込者に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還すること。

(6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(7) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(8) 地方農政局長は、買受申込者の(6)及び(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、地方農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

② 買受申込者は、地方農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を地方農政局長に報告しなければならないこと。

③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(9) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として地方農政局長に支払わなければならないこと。

ア (8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額

イ (6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額

(10) 地方農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(9)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(11) 買受申込者は、売払財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壌汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、売払財産を買い受けること。なお、買受申込者は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は削除】

- ② 買受申込者は、引き渡された売払財産が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に地方農政局長に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができること。この場合、地方農政局長又は買受申込者は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができること。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項】
- ア 本項の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして地方農政局長の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受申込者は、地方農政局長に対し、損害賠償を請求することができること。
- イ アの損害賠償額は、売買代金の額を限度とすること。
- ウ 本項の契約不適合により、買受申込者が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができること。
- エ 本項の契約不適合が買受申込者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受申込者は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできないこと。
- ③ 前項の契約不適合の存在を理由として、買受申込者は、地方農政局長に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は②】
- ④ 買受申込者が本契約締結時に②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合を知っていたときは、地方農政局長は契約不適合に係る責任を負わないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は③】
- (12) 地方農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(留意事項)

- 1 国有財産買受申込書の提出部数は正・副2部とし、買受けを希望する土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課に提出してください。
- 2 買受申込者が2名以上のときは、連記によって差し支えありません。
- 3 売払いの対価は、売払通知をする時の時価とし、地方農政局長が定めます。
(注) 時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土地の所在する近隣地域における通常取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価格水準として参考になります。
- 4 希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け（納入告知書の発行の日から20日以内の日）を所有権移転の期日とする予定です。
したがって、特に買受資金の準備の都合上（たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等）売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を（ ）の内に記入してください。ただし、買受け申込みの日から1年を超えることはできません。
- 5 営農状況は、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙1の様式例第1号の1に定める別添を添付してください。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とします。

国 有 財 産 売 払 通 知 書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

年 月 日付け買受け申込みに係る国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第3項の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が囑託しますので、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書を提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示
 - 2 所有権の移転の期日 売払いの対価の納入があった日
 - 3 売払いの対価 金〇〇円
 - 4 対価の支払いの方法 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。
 - 5 用途 耕作又は養畜の事業
 - 6 その他売払いの条件
 - (1) 買受申込者は、1に定める面積をもって契約面積とすることを了承すること。
 - (2) 売払いの対価（及び貸付料）が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いなくて、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとする。
 - (3) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。
 - (4) この売払通知書発行の時から売払財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が天災地変その他の地方農政局長又は買受申込者のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、国有財産売買契約の履行が不可能となったときは、地方農政局長及び買受申込者双方が書面により通知して、当該契約を解除することができること。また、買受申込者は当該契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができること。
- ② 地方農政局長は、売払財産の引渡し前に、前項の事由によって当該財産が損傷した場合であっても、修補することにより国有財産売買契約の履行が可能であるときは、地方農政局長は、売払財産を修補して買受申込者に引き渡すことができるものとする。

この場合、修補行為によって引渡しが当該契約に定める引渡しの時を超えても、買受申込者は、地方農政局長に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできないこと。

③ 第1項によって、国有財産売買契約が解除された場合、地方農政局長は、買受申込者に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還すること。

(5) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(7) 地方農政局長は、買受申込者の(5)及び(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、地方農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

② 買受申込者は、地方農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を地方農政局長に報告しなければならないこと。

③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(8) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として地方農政局長に支払わなければならないこと。

ア (7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額

イ (5)及び(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額

(9) 地方農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(8)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(10) 買受申込者は、売払財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壌汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、売払財産を買い受けること。なお、買受申込者は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は削除】

② 買受申込者は、引き渡された売払財産が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に地方農政局長に通知したものに限り、次のとおり、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の

解除をすることができること。この場合、地方農政局長又は買受申込者は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができること。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項】

ア 本項の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして地方農政局長の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受申込者は、地方農政局長に対し、損害賠償を請求することができること。

イ アの損害賠償額は、売買代金の額を限度とすること。

ウ 本項の契約不適合により、買受申込者が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができること。

エ 本項の契約不適合が買受申込者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受申込者は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできないこと。

③ 前項の契約不適合の存在を理由として、買受申込者は、地方農政局長に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は②】

④ 買受申込者が本契約締結時に②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合を知っていたときは、地方農政局長は契約不適合に係る責任を負わないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は③】

(11) 地方農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第6号の3

| | | | | |
|---|----------|-----------|----------------|---|
| 〔 | 様式例第6号の1 | 買受申込書の記の7 | その他買受けの条件の追加条件 | 〕 |
| | 様式例第6号の2 | 売払通知書の記の6 | その他売払いの条件の追加条件 | |

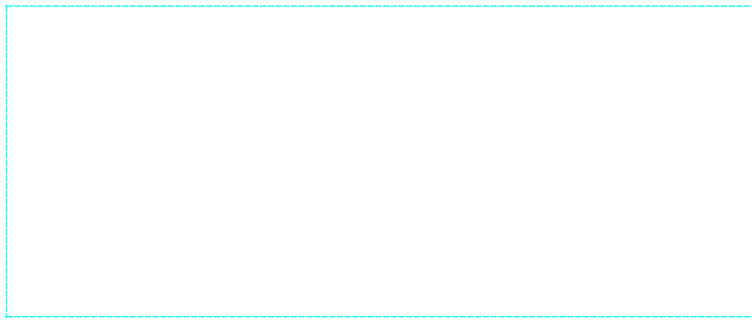
(用途指定して売払いする場合で、買い戻し特約を付す場合)

- (10) 買受人は、売払財産を 年 月 日 (以下「指定期間」という。) までに5に掲げる用途 (以下「指定用途」という。) に供し、指定期日の翌日から、〇〇年間 (以下「指定期間」という。) は、売払財産の全部若しくは一部につき、指定用途の変更若しくは廃止、又は第三者への所有権移転若しくは権利の設定をしないこと。
- (11) 買受人は、不可抗力その他やむを得ない事由により(10)の条件 (以下「用途指定」という。) により難い事態が生じたときは、事前に書面をもって地方農政局長の承認を求めること。
- (12) 買受人は、指定用途の変更若しくは廃止又は第三者への所有権移転若しくは権利の設定について(11)の承認を受けたときは、地方農政局長の定める差額金を支払うこと。
- (13) 買受人は用途指定に違反したときは、当該財産の売払時の時価額の30パーセントの範囲内で地方農政局長の定める違約金を支払うこと。
- (14) 地方農政局長は、買受人が用途指定に違反した場合において、売払の日から10年間は、売払財産の全部又は一部について売払対価に相当する額 (利息は付さない。) をもって買戻すことができること。
- (15) 買受人は、買戻しが行われたときは、当該財産を原状に回復し、地方農政局長の指定する引渡し方法で返還した上、買戻しに伴う所有権移転登記 (分筆登記を含む。) の実行に協力するとともに、当該財産のき損等による減損額に相当する金額を併せて支払うこと。
- (16) 買受人は、買戻しが行われた場合において、売払財産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを請求しないこと。
- (17) 買受人は、用途指定に違反した場合であって買戻しが行われなかったときは、用途指定違反時の時価額から売払対価を差引いた額に用途指定違反時の時価額の30パーセント及び売払時の時価額の20パーセントを加算した額の範囲内において地方農政局長の定める特別違約金を支払うこと。
- (18) 買受人は、用途指定期間中は、地方農政局長の指定する職員又は都道府県の職員が売払財産の立入調査を行うことを妨げないこと。

(記載要領)

- 1 様式例第6号の1の買受申込書の記の「7その他買受けの条件」に追加する場合
 - (1) (10)から(18)までの規定中「買受人」を「買受申込者」に改めて用いる。
 - (2) (14)中「地方農政局長は」を「地方農政局長が」に、「買い戻すことができる」を「買い戻しても異存がないこと」に改めて用いる。
 - (3) (10)中「5」を「2」に、(11)中「(10)」を「(13)」に、(12)中「(11)」を「(14)」に改め、(18)を(21)とし、(10)から(17)までの番号を順次繰り下げて用いる。
- 2 様式例第6号の2の売払通知書の記の6その他売払いの条件に追加する場合
 - (1) 転用貸付がなされており、売払財産がすでに指定用途に供されている場合は、(10)の「売払財産を 年 月 日までに5に掲げる用途に供し、指定期日の翌日から」を、「所有権移転の期日の翌日から」に改めて用いる。
 - (2) 売払いの相手方が地方公共団体、予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる法人、水害予防組合又は土地改良区であって、買戻しの特約を付さなくてよい場合は、(14)の「売払いの日から10年間は、売払財産の全部又は一部について、売払対価に相当する金額(利息は付さない。)をもって買戻すことができる。」を、「売払財産の全部又は一部について売払いを取り消すことができる。」に改め、(15)の「買戻しが行われたときは、」を「売払いの取消しが行われたときは、取り消された財産の売払対価(利息は付さない。)の返納を受け」に改め、(15)、(16)及び(17)中「買戻し」をすべて「売払いの取消し」に改めて用いる。
 - (3) 様式例第6号の2の記の6の(11)を(20)とし、(10)を(19)とし、(9)の次に加えること。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第6号の4



登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 年月日売買

権利者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード 12345678901）
○○ ○○

義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書（※）

登記識別情報の通知を希望します。

年月日 嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 金○○円

登録免許税 金○○円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所在 ○○市○○町

地番 45番

地目 田

地積 678平方メートル

（記載要領）

住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

抵当権設定登記承諾書

| | |
|-------|-------------------------|
| 登記の目的 | 抵当権設定 |
| 原因 | 年 月 日売買による売買代金の 年 月 日設定 |
| 債権額 | 金〇〇円 |
| 利息 | 年〇〇% |
| 損害金 | 年〇〇% |
| 義務者 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 |
| 抵当権者 | 農林水産省 |
| 設定者 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 |

上記のとおり後記物件に抵当権設定登記することを承諾します。

年 月 日

抵当権設定者

住所

氏名

印

地方農政局長 殿

不動産の表示

| | |
|-----|-----------|
| 所在地 | 〇〇市〇〇町 |
| 地番 | 45番 |
| 地目 | 田 |
| 地積 | 678平方メートル |

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 本様式例中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。



登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定
原因 年 月 日売買による売買代金の 年 月 日設定
債権額 金〇〇円
利息 年〇〇%
損害金 年〇〇%
義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
抵当権者 農林水産省
設定者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

年 月 日 嘱託
〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所在 〇〇市〇〇町
地番 45番
地目 田
地積 678平方メートル

（記載要領）

「債務者」及び「設定者」の欄は同一人（売払相手方）の住所・氏名を記入する。



登記嘱託書

登記の目的 ○番抵当権登記抹消（ 年 月 日受付第○○○○○号）
原因 年 月 日弁済
権利者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○
義務者 農林水産省
添付書類 登記原因証明情報

年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 金○○円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所在地 ○○市○○町
地番 45番
地目 田
地積 678平方メートル



登記嘱託書

登記の目的 買戻特約の登記
原因 年 月 日買戻特約
売買代金 金〇〇円
契約費用 返還を要しない
期間 年 月 日から10年間
権利者 農林水産省
義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

年 月 日 嘱託
〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所在地 〇〇市〇〇町
地番 45番
地目 田
地積 678平方メートル

用 途 指 定 財 産 台 帳

| 売払年月日 売払番号 | | | | | | | | 減 額 売 払 | 譲与適用 売 払 | その他 |
|-----------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|---------|--------------------|---------------------|------------------|-----|
| 財 産 の 表 示 | 所 在 | 地 目 | | 地 積 | 価 格 | | | 備 考 | | |
| | | 現 況 | 台 帳 | | 売払時の時価 | 支 払 価 格 | 国 有 財 産 台 帳 価 格 | | 減額等の適用 条文減額率等 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 用 途 指 定 | 相手方の住所・氏名 | | | | | | | 変変更更 事承由認 年月日 | | |
| | 用 途 | | | | | | | | | |
| | 期 日 用途指定の 期 間 | (当 初) | 自 年 月 日 | (変 更後) | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 | 至 年 月 日 | | | |
| 監 査 実 績 | 監査年月日 | 監 査 者 氏 名 | 相手方の立会者氏名 | 用途指定の履行状況 | 条件違反者に対してとった措置 | | | 違反措置の履行状況 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 用途指定 整理No. | | |

様式例第7号の1

不 要 地 調 書

| | | | |
|-------------|--|------------------------|---|
| 整理番号 | | 農業委員会名 又は地区名 | |
| 土地等の表示 | 所在・地番 | | |
| | 種目・数量 | (実測面積 m ²) | |
| | (備考) | | |
| 取得年月日・根拠 | 昭和 年 月 日・買収(条) ・所管換 ・所属替 | | |
| 不要地認定該当号 | 旧農地法施行令第16条第1項第 号 | | |
| 現況 | 区域区分 | 都市計画法 による区分 | ・都市計画区域 内・外 市街化区域 市街化調整区域 用途地域 () |
| | | その他 | ・農用地区域 内・外 |
| | 利用状況 | 貸付け | 条・ 年 月 日・貸付書No. |
| | | 相手方 住所・氏名 | |
| 未貸付 | | | |
| 公共利用計画 | 有・無 | 事業主体 | 用途 |
| 不要地認定をすべき理由 | | | |
| 旧所有者等 | 住所 (知っているものの住所) | () | |
| | 氏名(名称) (知っているものの氏名・ 名称) | () | |
| 添付資料 | 買収令書写し・旧所有者確認資料・承継人確認資料・土地の登記事項証明書・関係図面 枚 不要地認定の証明関係書類 枚 ・現況(カラー)写真 葉 ・その他 () | | |
| 調査年月日 | 現地調査 | 年 月 日 | 調書作成 年 月 日 |
| 備考 | (旧農地法施行令第16条第2項の規定による意見・・・別紙のとおり) | | |

(記載要領)

- 1 「整理番号」は、都道府県ごとに一連番号とすること。
- 2 「土地等の表示」は、土地の登記事項証明書に記載された土地等の表示を記入する。なお、土地の登記事項証明書と買収令書に記載された土地等の表示が異なる場合は、(備考)欄に、買収令書に記載された土地等の表示を記載する。

また、「(実測面積 m²)」は、土地家屋調査士又は測量士が作成した地積測量図がある場合に、その面積を記入すること。

なお、「土地等の表示」の「土地の所在及び地番」の記入に当たっては、必要に応じ、次の書類を確認すること。

 - ①-1 土地の登記記録(登記事項証明書)
 - ①-2 ①-1に係る地図又は地図に準ずる図面(公図)
 - ②-1 閉鎖登記簿又は記録
 - ②-2 ②-1に係る閉鎖された地図又は地図に準ずる図面(公図)
 - ③ 買収令書謄本

注 買収令書謄本を滅失又は散逸した場合は、(備考)欄に、「買収令書謄本滅失(散逸)」と記入する。
- 3 「取得年月日・根拠」の「根拠」は、該当を○で囲み、買収等についてはその法律名及び条項を記入する。
- 4 「区域区分」は、該当を○で囲み、用途地域にあっては、都市計画法第8条第1項の地域地区の名称(例えば住居地域、工業地域等)を括弧内に記入すること。
- 5 「利用状況」は、該当を○で囲み、貸付け中のものは、貸付けの根拠条項、貸付けの始期、相手方名を記入し、未貸付けのものは未貸付けとなった経緯、現況等(無断使用されているときはその氏名も)を記入すること。
- 6 「公共利用計画」は、該当を○で囲み有の場合は事業主体及び用途を記入する。
- 7 「不要地認定をすべき理由」は、簡潔に記入すること。なお、理由の発生日(例えば災害発生日等)は、できる限り記入すること。また、旧令第16条第1号、第1号の2、第2号に該当する場合にあっては当該地区に関する直近の土地配分計画の公示年月日(当該地区の土地配分計画が公示されていない場合にはその旨を記入。)及び土地配分計画から除外されている理由等について記入すること。
- 8 「旧所有者等」の「住所」及び「氏名(名称)」は、買収令書の住所・名義を記入すること。なお、買収令書謄本を滅失又は散逸した場合は、「(不詳)」と記入すること。

また、改正法施行時において、都道府県知事の旧所有者等の調査により、住所及び氏名(名称)の確認ができていないものの住所及び氏名(名称)を括弧書きすること。

 - 注1 買収前の所有者の「住所」及び「氏名(名称)」の記入に当たっては、必要に応じ、2の「②-1」の書類を確認すること。
 - 注2 括弧書きする旧所有者等の「住所」及び「氏名(名称)」の記入に当たっては、戸籍等の調査を新たに行う必要はない。
 - 注3 「改正法施行時において、都道府県知事の旧所有者等の調査により、住所及び氏名(名称)の確認ができていないもの」には、改正法施行時までには調査を行っていない買収令書記載の買収前の所有者は含まない。
- 9 「添付資料」は、次により整備し、添付したものを○で囲み、記載順にとじ合わせて不要地調書に添付すること。
 - (1) 買収令書写し………全ての場合(買収令書謄本を滅失又は散逸した場合を除く。)
 - (2) 旧所有者確認資料………旧所有者の氏名が買収令書と異なる場合
 - (3) 承継入確認資料………被買収者が死亡した場合で承継人調査を完了しているとき

又は調査中のとき

(4) 土地の登記事項証明書……買収令書と不要地の表示が異なる場合

(5) 関係図面

① 不要地認定が土地の一部に係るものである場合（分筆図）又は位置を図示することが適切な場合（位置図）等

② 開拓不要地の場合（地区の位置及びその地区名を明らかにした縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図並びに開拓不要地及びその付近の地勢が明らかな縮尺5千分の1程度以上の図面に不要地認定の土地を図示した概要図）

(6) 不要地認定の証明関係書類……都市計画法第14条第1項に規定する図書の写しの抜粋、土地区画整理関係書類、都市計画法第35条の開発許可の写し等がある場合

(7) 現況（カラー）写真……旧令第16条第1項第6号又は第7号の場合

注：現況（カラー）写真は、空中写真で可

10 「調査年月日」は、現地調査を行ったものについてはその年月日を、現地調査を要しないものについてはこの調書の作成年月日のみを記入すること。

11 「備考」は、旧施行令第16条第1項第7号に該当する場合には同条第2項の意見書の添付の有無を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。

様式例第7号の2

旧農地法第80条第1項の認定について

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長

年 月 日付け 第 号をもって送付があった不要地調書に記載された土地等は、旧令第16条第1項第 号に該当するものと認められ、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により認定したので通知します。

（なお、認定した土地等の売払い（又は引継、所管換、所属替）手続を進めるために必要な下記事項について、よろしくお取り計らいください。）

記

（記載要領）

- 1 通知する場合にあったは、不要地の区分によって、なお書を（ ）のとおりとし、記としては、
 - ① 転用者への買受けの勧奨
 - ② 入札の公告
 - ③ 境界及び数量の確定（知事が処理すべきものであって、処理が完了していないとき。）等依頼する事項を記入する。
- 2 経営局長が通知する場合にあっては、「により認定した」を「による農林水産大臣の認定があった」とし、なお書の「認定した」を「認定があった」とする。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第7号の3 削除

旧農地法施行令第17条による通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長

下記国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、当該土地の買収前の所有者（の一般承継人）であるあなたに売り払うことになったので、買受けを希望されるときは、公告した日（ 年 月 日）から6か月以内に別添の買受申込書を当該土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課へ提出してください。

なお、6か月を経過したときは、買い受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

記

| 財産の所在・字・地番 | 台帳地目 | 台帳地積 | 現況（貸付相手方） | 備考 |
|------------|------|----------------|-----------|----|
| | | m ² | | |

（留意事項）

- 1 売払いの価格は、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第1条の規定により時価の7/10となります。ただし、売払地に耕作権等がある場合には、その権利相当割合が控除されます。
算式＝（買受申込書提出の時の平方メートル当り更地（建物等の地上物件及び使用収益を制約する権利がない土地）の時価×実測面積×（1－権利割合）×7/10）
- 2 決定した売払価格が、60万円を超えるときは、その額によって即納金（最低60万円）の残額について、その金額により最高5年間の延納が認められます。（別表参照）
- 3 この売払いについては、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法において公共用又は公用への活用が要望されており、売払いを受けた土地を公共団体等に譲渡した場合は課税上の優遇措置があることを申し添えます。
- 4 「台帳地積」は、土地の登記記録の面積であり、測量や境界確定は未了です。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 別表は、「国有財産法第31条第2項の規定による大蔵大臣との協議について」（昭和46年7月28日付け46農地B第1543号農地局長通知）の別紙とする。
- 3 売払予定地が、土地区画整理事業施行区域内にあるとき、地形狭長等単独利用困難なものであるとき等個別に相手方に了知させたい事項がある場合には、この通知書にその事項を附記すること。
- 4 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 5 留意事項の4は、測量及び境界確定が未了の場合に記載すること。

旧農地法施行令第17条の通知について

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長

年 月 日付け 第 号をもって農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により認定した土地等について、別添写しのとおり農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第17条の通知を行ったので御了知ください。

（なお、認定した土地等の売払い（又は引継、所管換、所属替）手続を進めるために必要な下記事項について、よろしくお取り計らいください。）

記

（記載要領）

- 1 通知する場合にあっては、土地等の区分によって、なお書を（ ）のとおりとし、記としては、
 - ① 入札の公告
 - ② 境界及び数量の確定（知事が処理すべきものであって、処理が完了していないとき。）等依頼する事項を記入する。
- 2 経営局長が通知する場合にあっては、「により認定した」を「による農林水産大臣の認定があった」とし、なお書の「認定した」を「認定があった」とする
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

国 有 財 産 買 受 申 込 書

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名

印

下記により、国有財産〔国有農地等
開拓財産〕の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

- 1 買受けを希望する国有財産の表示 合計 筆 平方メートル
 - 2 用途
 - 3 希望する所有権の移転の期日 売払通知書の指定する期日による。
(なるべく 年 月 日)
 - 4 希望する対価 地方農政局長の定める額とする。
 - 5 希望する対価の支払いの方法
一時払い（納入告知書の指定するところによる。）
延納（年賦・半年賦・四半期賦）（ただし延納の基準に該当するとき。）
 - 6 その他の買受けの条件
 - (1) 買受申込者は、1に定める面積をもって契約面積とすることを了承すること。
 - (2) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したとき（延納の特約によるときは即納金を納入したとき）は、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引渡されたものとする。
 - (3) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。
 - (4) やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利〇パーセント（※国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率）の割合による延滞金を支払うこと。
 - (5) この売払通知書発行の時から売払財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が天災地変その他の地方農政局長又は買受申込者のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、国有財産売買契約の履行が不可能となったときは、地方農政局長及び買受申込者双方が書面により通知して、当該契約を解除することができる。また、買受申込者は本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができること。
- ② 地方農政局長は、売払財産の引渡し前に、前項の事由によって当該財産が損傷した場合であっても、修補することにより国有財産売買契約の履行が可能であるときは、地方農政局長は、売払財産を修補して買受申込者に引き渡すことができるものとする。この場

合、修補行為によって引渡しが当該契約に定める引渡しの時を超えても、買受申込者は、地方農政局長に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできないこと。

- ③ 第1項によって、国有財産売買契約が解除された場合、地方農政局長は、買受申込者に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還すること。
- (6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
- (7) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。
- (8) 地方農政局長は、買受申込者の(6)及び(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、地方農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、地方農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を地方農政局長に報告しなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (9) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として地方農政局長に支払わなければならないこと。
- ア (8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額
- イ (6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額
- (10) 地方農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (11) 地方農政局長は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (12) 地方農政局長は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
- ア 暴力的な要求行為

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

- (13) 買受申込者は、(11)各号及び(12)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (14) 地方農政局長は、(10)から(12)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。
- ② 地方農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
- ③ 地方農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。
- (15) 買受申込者は、地方農政局長が(10)から(12)までの規定により解除権を行使したときは、地方農政局長の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、地方農政局長が売払物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、地方農政局長の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を地方農政局長に提出しなければならないこと。
- (16) 一般競争入札、不落随意契約、公共随意契約の場合買受申込者は、買受けを希望する国有財産の「所在地」、「面積」、「地目」、「契約日」、「契約金額」、「買受申込者の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意しなければならないこと。
- (17) 買受申込者は、売払財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壌汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、売払財産を買い受けること。なお、買受申込者は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は削除】
- ② 買受申込者は、引き渡された売払財産が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に地方農政局長に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができること。この場合、地方農政局長又は買受申込者は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができること。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項】
- ア 本項の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして地方農政局長の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受申込者は、地方農政局長に対し、損害賠償を請求することができること。
- イ アの損害賠償額は、売買代金の額を限度とすること。
- ウ 本項の契約不適合により、買受申込者が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができること。

エ 本項の契約不適合が買受申込者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受申込者は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできないこと。

③ 前項の契約不適合の存在を理由として、買受申込者は、地方農政局長に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は②】

④ 買受申込者が本契約締結時に②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料が存在しない場合は第1項と修正】の契約不適合を知っていたときは、地方農政局長は契約不適合に係る責任を負わないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は③】

(18) 地方農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(9)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(19) 国は、(14)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(9)に定める違約金又は(15)の第2項若しくは(18)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

国有財産買受申込書の記載及び提出上の注意事項

- 1 国有財産買受申込書の提出部数は正・副2部とし、買受けを希望する土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課に提出して下さい。
- 2 買受申込者が2名以上のときは、連記によってさしつかえありません。
- 3 買受申込者が買収前の所有者の一般承継人（以下「承継人」という。）であるときは、その承継関係を証する戸籍謄本等を添付して下さい。
- 4 住民票、固定資産税課税台帳、戸籍の謄本等の公的書類によって旧所有者等であることの証明が困難な場合は、買収当時の住所地へ郵送された郵便物、同窓会名簿などの旧所有者等であることが確認できるものを添付して下さい。
- 5 承継人が2名以上であって、それぞれの買受けるべき持分又は部分を特定して買受けの申込みをされるときは、承継人全員による各自の持分又は部分を定めた協議書及びその協議書に係る印鑑証明書を添付して下さい。
- 6 売払いの対価は、次により地方農政局長が定めます。
 - (1) 買受申込者が旧所有者等（買収前の所有者又はその一般承継人をいう。以下同じ）の場合
……買受申込みがあった時の時価の7/10
 - (2) 買受申込者が旧所有者等でない場合……売払通知をする時の時価

（注）時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土地の所在する近隣地域における通常の取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価格水準として参考になります。
- 7 用途は、買受申込者が旧所有者等でない場合には具体的な利用計画を記載して下さい。
なお、買受申込者が旧所有者等の場合で、具体的な利用計画がないときは記載を要しません。
- 8 希望する対価の支払い方法は、希望する方法を○で囲んで下さい。
ただし、延納を希望されても売払価格が60万円以下の場合是一時払いとなります。また、売払価格からみて延納に該当するときは、別途延納申請書を提出していただき、買受者の収入、資産等を検討の上決定しますので、希望されても必ずしも延納にならないことがありますのであらかじめご了承下さい。
- 9 希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日（延納の場合は即納金が納入された日）とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け（納入告知書の発行の日から20日以内の日）を所有権移転の期日とする予定でおります。
従って、特に買受資金の準備の都合上（たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等）売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を（ ）の内に記入して下さい。ただし、買受け申込みの日から1年を超えることはできません。
- 10 買受申込者が旧所有者等でないときは、その他買受けの条件として買受申込書の記の6に掲げられた条件のうち、(4)の全文を抹消して下さい。

（記載要領）

- 1 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 2 本様式には、別紙1の様式例第14号の13の暴力団排除に関する誓約書を添付させること。
ただし、旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の6の(11)から(16)まで並びに(18)及び(19)の条件を削除することができる。この場合において、別紙1の様式例第14号の13の記の1及び2を削除した誓約書を添付させることができる。

- 3 一般競争入札、不落随意契約、公共随意契約により契約を締結する場合には6の(16)を記載し（農耕貸付地を売払う場合を除く。）、その他の随意契約による場合は、6の(16)を削除するとともに、これ以外の条項を適宜修正するものとする。

様式例第7号の6

耕作権等の権利割合調査書

(別紙1の様式例第15号の1に添付)

| 事項 | 調査結果 |
|-----------------------------------|--|
| 1 管理区分 | (1) 農耕貸付中 (第 条) 貸付書 (貸付通知書) 番号・年月日 (年 月 日 第 号) (2) 転用貸付中 (第 条) 転用貸付通知書 番号・年月日 (年 月 日 第 号) (3) 未貸付け () |
| 2 貸付相手方 (使用者) | 住 所 氏 名 |
| 3 買収時から現在 までの経緯 | (係争の有無・貸付けの変更・無断使用の事情等) |
| 4 当該地の所在す る地域における地 域慣行の権利割合 | (1) 耕作権割合 % (適用範囲) (2) 借地権割合 % (適用範囲) (注) (1)の割合は、地元農業委員会、都道府県農業委員会 ネットワーク機構、その他 () の意見 を参考とした。 (2)の割合は、 |
| 5 その他 | (3の事情に対する事情修正に係る意見等) |

(記載要領)

- 1 管理区分は該当する番号を○で囲み貸付条項、貸付けの年月及び貸付書(通知書)の番号を記入する。未貸付けについては()内に現況を記入する。
- 2 買収時から現在までの経緯は、買収当時の耕作者がそのまま継続しているときは記入を要しない。
- 3 権利割合の(1)は、その聴取先又は調査の方法を(注)に記入し、その割合が適用されている範囲(例えば〇〇市周辺農村部一帯、県北部、県下一円等)を記入する。
- 4 権利割合の(2)は、特に相続税課税評価基準における借地権割合が、地域の実情からみて不相当と認められるときに(1)に準じて記入する。
- 5 1の(1)又は(2)に該当し、4の(1)又は(2)の割合をそのまま適用して差し支えないときは、当該欄の記入を要しない。

旧所有者用

国有財産売払通知書

番 号
年 月 日

資格・旧所有者（又はその一般承継人）

住 所
氏 名

地方農政局長 印

年 月 日付け買受け申込みに係る農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 80 条第 2 項の規定に該当する国有財産は、同条の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が囑託しますから、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書を提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 所有権の移転の期日 売払いの対価の納入があった日
- 3 売払いの対価 金〇〇円
- 4 対価の支払いの方法 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。
- 5 用途
- 6 その他売払いの条件
 - (1) 買受申込者は、1に定める面積をもって契約面積とすることを了承すること。
 - (2) 売払いの対価が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いなくて、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとする。
 - (3) 売払いの対価を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。
 - (4) 買受申込者は、やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間年利〇パーセント（※国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率）の割合による延滞金を支払うこと。
 - (5) この売払通知書発行の時から売払財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が天災地変その他の地方農政局長又は買受申込者のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、国有財産売買契約の履行が不可能となったときは、地方農政局長及び買受申込者双方が書面により通知して、当該契約を解除することができること。また、買受申込者は本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができること。
- ② 地方農政局長は、売払財産の引渡し前に、前項の事由によって当該財産が損傷した場合であっても、修補することにより国有財産売買契約の履行が可能であるときは、地方農政局長は、売払財産を修補して買受申込者に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡し当該契約に定める引渡しの時を超えても、買受申込者は、

地方農政局長に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできないこと。

- ③ 第1項によって、国有財産売買契約が解除された場合、地方農政局長は、買受申込者に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還すること。
- (6) 買受申込者は、売払財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壌汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、売払財産を買い受けること。なお、買受申込者は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法（明治29年法律第89号。以下「民法」とします。）第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は削除】
- ② 買受申込者は、引き渡された売払財産が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に地方農政局長に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができること。この場合、地方農政局長又は買受申込者は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができること。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料〇がない場合は第1項】
- ア 本項の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして地方農政局長の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受申込者は、地方農政局長に対し、損害賠償を請求することができること。
- イ アの損害賠償額は、売買代金の額を限度とすること。
- ウ 本項の契約不適合により、買受申込者が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができること。
- エ 本項の契約不適合が買受申込者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受申込者は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできないこと。
- ③ 前項の契約不適合の存在を理由として、買受申込者は、地方農政局長に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は②】
- ④ 買受申込者が本契約締結時に②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合を知っていたときは、地方農政局長は②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料が存在しない場合は第1項と修正】の責任を負わないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は③】

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 売払の対価が廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第1条の規定により算出した額である場合には、売払価格計算書（様式例第7号の16）を添付する。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

国有財産売払通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

年 月 日付け買受け申込みに係る国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が囑託しますので、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書を提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 所有権の移転の期日 売払いの対価の納入があった日
- 3 売払いの対価 金〇〇円
- 4 対価の支払いの方法 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。
- 5 用途
- 6 その他売払いの条件

- (1) 買受申込者は、1に定める面積をもって契約面積とすることを了承すること。
- (2) 売払いの対価（及び貸付料）が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いなくて、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとする。
- (3) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。
- (4) この売払通知書発行の時から売払財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が天災地変その他の地方農政局長又は買受申込者のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、国有財産売買契約の履行が不可能となったときは、地方農政局長及び買受申込者双方が書面により通知して、当該契約を解除することができること。また、買受申込者は当該契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができること。
- ② 地方農政局長は、売払財産の引渡し前に、前項の事由によって当該財産が損傷した場合であっても、修補することにより国有財産売買契約の履行が可能であるときは、地方農政局長は、売払財産を修補して買受申込者に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡し当該契約に定める引渡しの時を超えても、買受申込者は、地方農政局長に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできないこと。
- ③ 第1項によって、国有財産売買契約が解除された場合、地方農政局長は、買受申込者に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。
- (5) 買受人は、売払財産を所有権の移転期日の翌日から10年間は、5に定める用途に供すること。
- (6) 買受人は、(5)の条件を履行できない事態が生じたときは、売払財産を地方農政局長に返還すること。ただし、売払いを受けた道路等に代わるべき道路等の設置又は都市計画に係る

事業の施行に伴う用途の廃止若しくは変更についてあらかじめ地方農政局長の同意を得た場合には、この限りでない。

- (7) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
- (8) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。
- (9) 地方農政局長は、買受申込者の(7)及び(8)に定める公序良俗に反する使用等に関して、地方農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
 - ② 買受申込者は、地方農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を地方農政局長に報告しなければならないこと。
 - ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (10) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として地方農政局長に支払わなければならないこと。
 - ア (9)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の 1 割に相当する額
 - イ (7)及び(8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の 3 割に相当する額
- (11) 地方農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (12) 地方農政局長は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (13) 地方農政局長は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除することができること。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

(14) 買受申込者は、(12)各号及び(13)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。

(15) 地方農政局長は、(11)から(13)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。

② 地方農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。

③ 地方農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

(16) 買受申込者は、地方農政局長が(11)から(13)までの規定により解除権を行使したときは、地方農政局長の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、地方農政局長が売払物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができること。

② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。

③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、地方農政局長の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を地方農政局長に提出しなければならないこと。

(17) 買受申込者は、売払財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壌汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、売払財産を買い受けること。なお、買受申込者は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は削除】

② 買受申込者は、引き渡された売払財産が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に地方農政局長に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができること。この場合、地方農政局長又は買受申込者は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができること。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項】

ア 本項の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして地方農政局長の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受申込者は、地方農政局長に対し、損害賠償を請求することができること。

イ アの損害賠償額は、売買代金の額を限度とすること。

ウ 本項の契約不適合により、買受申込者が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができること。

エ 本項の契約不適合が買受申込者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受申込者は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできないこと。

③ 前項の契約不適合の存在を理由として、買受申込者は、地方農政局長に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は②】

④ 買受申込者が本契約締結時に②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合を知っていたときは、地方農政局長は契約不適合に係る責任を

負わないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は③】

- (18) 一般競争入札、公共随契、不落随契の場合に買受申込者は、買受けを希望する国有財産の「所在地」、「面積」、「地目」、「契約日」、「契約金額」、「買受申込者の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意しなければならないこと。
- (19) 地方農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(10)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (20) 国は、(15)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(10)に定める違約金又は(16)の第2項若しくは(19)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 第7の7により用途指定をする場合には、様式例第6号の3を付加すること。
- 3 第7の5の(1)のエのなお書により取得原価で売払う場合は、その他の売払いの条件として、記の6の(5)及び(6)の条件を付すこと。
- 4 旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の6の(12)から(16)まで並びに(18)及び(20)の条件を削除することができる。
- 5 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 6 一般競争入札、不落随意契約、公共随意契約により契約を締結する場合には6の(18)に記載し（農耕貸付地を売払う場合を除く。）、その他の随意契約による場合は、6の(18)を削除するとともに、これ以外の条項を適宜修正するものとする。

| | |
|------|--|
| 売払区分 | |
|------|--|

国有財産売払通知書（延納特約用）

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

年 月 日付け買受け申込みに係る（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第2項の規定に該当する）国有財産は、（同条の規定に基づき）下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記及び担保物権に対する抵当権設定登記は、当方が囑託しますので、別添納入告知書により即納金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書及び抵当権設定承諾書に印鑑証明書（発行日から1か月未満のもの）を添え、提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 所有権の移転の期日 売払いの対価（即納金）の納入があった日
- 3 売払いの対価 金〇〇円（別添売払価格計算書のとおり）
- 4 対価の支払いの方法
 - (1) 売払代金のうち即納金〇〇円を 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。ただし、やむを得ない理由により即納金の納期限までに納入できないときは、即納金額について納期日の翌日から納期の日までの間年利〇パーセント（※国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率）の割合による延滞金を支払うこと。
 - (2) 残りの金額（以下「延納金額」という。）金〇〇円について、次の条件により延納の特約をし、それぞれ納付期限までに納入告知書により納入すること。

延納金額の納期及び金額、延納代金の支払方法は、年の $\left(\begin{array}{c} \text{四半期賦} \\ \text{半年賦} \\ \text{年賦} \end{array} \right)$ 払いとし、各納

付期限ごとに買受申込者が支払うべき延納代金及び延納利息（延納利率年〇〇%）並びにその合計額は次表による。

| 延納回数 | 納付期限 | 延納代金 | 延納利息 | 合計額 | 延納利息計算期間 |
|-------|-------|------|------|-----|--------------------|
| 延納第1回 | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延納第2回 | 年 月 日 | | | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延納第3回 | 年 月 日 | | | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(留意事項)

延納の利息は、残延納代金につき、前回納期の翌日から納付期限までの延納利率の割合による。

(3) (2)の表にかかわらず、買受人は繰上償還申出書により随時延納代金の繰上償還（納付期限の繰上げ及び延納代金の一部繰上償還を含む。）を申出ることができます。

5 用途

6 延納の特約に係る条件

- (1) 買受人は延納代金及び延納利息を担保するため、別添記載の不動産に抵当権（第1順位）の設定に同意しなければなりません。
- (2) 地方農政局長が担保として提供された不動産につき、価格の減少その他の理由により担保価値が減少したことを認め、増担保又は代りの担保を請求したときは、買受人は、その請求に応じ遅滞なく増担保又は代りの担保を提供することとします。
- (3) 買受人が延納代金及び延納利息の一部又は全部を支払った後、担保の一部又は全部の解除を申し出た場合において、地方農政局長がこれを適当と認めるときは、担保の一部又は全部を解除します。
- (4) 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、延納の特約は当然に解除されます。
 - (ア) 買受人が支払い停止の状態に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (イ) 買受人が破産手続開始、民事再生開始、整理開始又は会社更正手続の申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。
 - (ウ) 買受人が合併によらないで解散したとき。
 - (エ) 買受人について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認の申述をしたとき。
 - (オ) 買受人が担保物件を滅失し、又はき損し、若しくは担保価値を減少させる行為をしたとき。
 - (カ) 担保物件について強制競売又は競売の開始決定があったとき。
 - (キ) 担保物件について滞納処分としての公売の公告があったとき。

- (5) 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、地方農政局長は延納の特約を解除し、又は延納期限を短縮して、延納代金を繰り上げ徴収することができます。
- (ア) 買受人の財産について、仮差押、又は強制競売若しくは競売並びに仮処分の申立てを受けたとき。
- (イ) 買受人が滞納処分を受けたとき。
- (ウ) 買受人が合併、資本の減少又は事業の譲渡をしたとき。
- (エ) 担保物件について、訴の提起、裁判上の和解、又は調停の申立てがあったとき。
- (オ) 買受人が本売払の条件に違反する行為を行ったとき。
- (カ) 買受人が売払財産を転売したとき。
- (6) 地方農政局長が前2項の規定により延納の特約を解除したときは、買受人は期限の利益を失い未払いの延納代金と当該金額に対して延納の特約の解除の日までの期間に相当する延納利息との合計額を一時に支払わなければなりません。
- (7) 買受人は、4に掲げる表の合計額欄に定める金額を、納付期限(4の(3)に定めるところにより納付期限を繰上げたときは繰上げ後の期限)までに支払わなかったとき、又は(6)に定めるところにより、納付すべき金額を指定する期限までに支払わなかったときは、延納代金について当該納付期限の翌日から支払う日までの期間につき年〇パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率の割合による延滞金を支払わなければなりません。
- (8) 買受人は、延納の特約の期間中、(4)の(ア)から(オ)まで、又は(5)の(ア)から(ウ)までの各号の一に該当する事実が発生したときは、遅滞なく地方農政局長にその旨を報告するとともに、地方農政局長の指定する職員又は都道府県の吏員が行う調査を妨げないこととします。
- (9) 買受者は、地方農政局長が行う延納代金の給付の現実性の確認するための、収入状況等の確認の求めに協力しなければなりません。

7 その他売払いの条件

- (1) 買受申込者は、1に定める面積をもって契約面積とすることを了承すること。
- (2) 4に定める即納金が納期限までに完納されたときは、売払財産は所有権移転の期日になんらの引渡手段を用いなくて、買受人に引渡されたものとする。
- (3) この売払通知書発行の時から売払財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が天災地変その他の地方農政局長又は買受申込者のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、国有財産売買契約の履行が不可能となったときは、地方農政局長及び買受申込者双方が書面により通知して、当該契約を解除することができる。また、買受申込者は当該契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。
- ② 地方農政局長は、売払財産の引渡し前に、前項の事由によって当該財産が損傷した場合であっても、修補することにより国有財産売買契約の履行が可能であるときは、地方農政局長は、売払財産を修補して買受申込者に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡し当該契約に定める引渡しの時を超えても、買受申込者は、

地方農政局長に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできないこと。

③ 第1項によって、国有財産売買契約が解除された場合、地方農政局長は、買受申込者に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還すること。

(4) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(5) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(6) 地方農政局長は、買受申込者の(4)及び(5)に定める公序良俗に反する使用等に関して、地方農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

② 買受申込者は、地方農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を地方農政局長に報告しなければならないこと。

③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(7) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として地方農政局長に支払わなければならないこと。

ア (6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額

イ (4)及び(5)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額

(8) 地方農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(9) 地方農政局長は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (10) 地方農政局長は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為
- (11) 買受申込者は、(9)各号及び(10)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (12) 地方農政局長は、(8)から(10)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。
- ② 地方農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
- ③ 地方農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。
- (13) 買受申込者は、地方農政局長が(8)から(10)までの規定により解除権を行使したときは、地方農政局長の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、地方農政局長が売払物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、地方農政局長の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を地方農政局長に提出しなければならないこと。
- (14) 買受申込者は、売払財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壤汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、売払財産を買い受けること。なお、買受申込者は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができないこと。【地下埋設物・土壤汚染等に関する資料がない場合は削除】
- ② 買受申込者は、引き渡された売払財産が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に地方農政局長に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができること。この場合、地方農政局長又は買受申込者は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができること。【地下埋設物・土壤汚染等に関する資料がない場合は第1項】
- ア 本項の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして地方農政局長の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受申込者は、地方農政局長に

- 対し、損害賠償を請求することができること。
- イ アの損害賠償額は、売買代金の額を限度とすること。
- ウ 本項の契約不適合により、買受申込者が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができること。
- エ 本項の契約不適合が買受申込者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受申込者は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできないこと。
- ③ 前項の契約不適合の存在を理由として、買受申込者は、地方農政局長に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は②】
- ④ 買受申込者が本契約締結時に②【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合を知っていたときは、地方農政局長は契約不適合に係る責任を負わないこと。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は③】
- (15) 買受申込者は、買受けを希望する国有財産の「所在地」、「面積」、「地目」、「契約日」、「契約金額」、「買受申込者の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意しなければならないこと。
- (16) 地方農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(7)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (17) 国は、(12)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(7)に定める違約金又は(13)の第2項若しくは(16)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 欄外の「売払区分」は、売払相手が旧所有者等のときは「2項該当」、その他のときは「1項該当」と記入する。
- 3 買受申込者の（資格）及び本文の（ ）部分は、「2項該当」の場合のみ記入する。
- 4 旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の7の(9)から(13)まで及び(15)から(17)までの条件を削除することができる。
- 5 第7の7により用途指定をする場合には、様式例第6号の3を付加すること。
- 6 本様式中「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 7 一般競争入札、不落随意契約、公共随意契約により契約を締結する場合には記の7の(15)を記載し（農耕貸付地を売払う場合を除く。）、その他の随意契約による場合は、記の7の(15)を削除するとともに、これ以外の条項を適宜修正するものとする。

所有者の変更通知

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長
(都道府県知事)

従前あなたに貸付をしていた下記1の土地は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条の規定により、国がその買収前の所有者（又はその一般承継人）に 年 月 日付けで売払いを行いましたので通知します。

なお、 年 月 日までの使用料を別添納入告知書によって納入してください。

記

- 1 財産の表示 合計 筆 m²
- 2 売払相手方 住 所
氏 名 (ほか○名)

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 この通知は、売払いの対価（延納売払いについては即納金）の納入を確認してから送付すること。
- 3 売払相手方が一般承継人で、複数のときは、1名のみ住所及び氏名を記入し、他は人数のみを（ ）に記入する。

所有者の変更通知

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

従前あなたに貸付をしていた下記1の土地は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条の規定により、国がその買収前の所有者（又はその一般承継人）に 年 月 日付けで売払いを行いましたので通知します。

なお、この土地には（公共用利用希望者）が（公共用途）の用に供するため使用したい旨申出がありますので、極力公用公共用の用途に使用されますよう御協力願います。

記

- 1 財産の表示 合計 筆 平方メートル
- 2 売払相手方 住 所
氏 名 (ほか〇名)

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 この通知は、売払いの対価（延納売払いについては即納金）の納入を確認してから送付すること。
- 3 なお書きは、公共利用の希望がある場合にのみ記入する。
- 4 売払相手方が一般承継人で複数のときは、1名のみ住所及び氏名を記入し、他は人数のみを（ ）に記入する。

売払代金の支払いの催告書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長

年 月 日付け第 号の国有財産売払通知書による売払いに対して、その代金の納期限からすでに相当日数を経過し、歳入徴収官から納入の督促を行ったにもかかわらず、なんらの連絡も受けてはおりません。

よって、上記通知書の6その他売払いの条件の(2)の原則に従って、この通知の日から〇か月以内に売払代金及び延滞金の納入がないときは、売払いを解除する予定です。その場合には、旧所有者等としての買受権は消滅することとなりますので、念のため申し添えます。

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 〇か月の期間は、通常6か月とするが、この予告による解除の日が売払通知書発行の日から通算して1年を超えることにならないよう留意すること。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

売払解除通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長

年 月 日付け第 号国有財産売払通知書による下記国有財産の売払いは、同通知書の「6その他売払いの条件の(2)」の定めに従い、これを解除します。

記

国有財産の表示 合計 筆 m²

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

所有者の変更通知の取消しについて

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事

年 月 日付け第 号をもってあなたが使用中の土地の所有者が(売払い相手方氏名)になった旨通知しましたが、この度やむを得ない事情により売払いが解除され、再び国の所有となりましたので、再度売払いされるまでの間、先の貸付け(貸付書番号)を継続しますから御了知ください。

売払価格評定依頼書

番 号
年 月 日

財務局長 殿

地方農政局長

別紙記載の（国有農地等） 件（計 筆 m²）は、旧農地法第80条第2項の規定により、買収前の所有者又はその一般承継人に売払うこととなったので、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法第2条に定める売払いの対価を算定するため、下記により、当該土地の価格の評定を依頼します。

記

- 1 評価対象財産の表示 別紙のとおり
- 2 求めるべき価格
現況にかかわらず、使用収益を制約する権利（及び地上物件）が附着していない土地としての所有権の正常な売買における適正な価格
- 3 価格時点 年 月 日（買受申込みのあった日）
- 4 現地確認の日時等
年 月 日（変更の際は担当課長から連絡させる。）
（貴局の処理計画策定後、都道府県知事と打合せの上、別に定める。）
- 5 添付書類 位置図 枚
- 6 その他
 - (1) 当該土地の民間精通者の鑑定評価額については、現在当局において、鑑定依頼中であるから、後日（ 月 日ごろ）鑑定評価書を送付します。
 - (2) 数量は公簿面積によってください。（特に実測面積による必要があるときは、(1)と併せて実測図を送付する。）
 - (3) 価格評定の結果については、1件ごとにその土地の現地確認の日から2か月以内に通知してください。
なお、通知に当たっては、価格決定の理由、評価の手順、採用した資料等も付記してください。

別紙

評価対象財産の表示（国有農地等・開拓財産）

| 番号 | 所在・地番 | 国有財産 台帳上の 地目 | 数量 | 45年相続税課 税標準概算見 積り額 | 備考 | |
|----|-------|--------------------|----|--------------------------|------|-----|
| | | | | | 管理区分 | その他 |
| | | | | 円 | | |
| | | | | | | |

(様式例第7号の7及び第7号の8に添付)

売 払 価 格 計 算 書

| 事項 | 価格 | 備考 |
|---------------------|-----------|---------------------------------------|
| A 基礎とした価格 (㎡当たり) | 円 (円) | 財務省(財務局)及び不動産鑑定士の評価による 年 月 日現在における時価 |
| B 特殊事情による修正価格 | 円 | 売払地の所在する地域における地域慣行の 権の割合 %に相当する額 |
| C A-B (㎡当たり) | 円 (円) | 貸付相手方名 使用料年額 円 |

$$\text{算式} = \text{A(又はC)の平方メートル単価(円)} \times \text{実測面積(㎡)} \times \frac{7}{10}$$

(留意事項)

この土地は、Cの備考欄の理由によって、価格の控除が行われたものであり、国の貸付相手方との貸付契約は、貴殿との間に存続するものであることを御了知ください。

(記載要領)

- 1 この様式は2部複写とし、1部を旧所有者等への売払通知書に添付する。
- 2 Cの備考欄に、当該土地の貸付け又は管理の状況と、Bを控除する理由を記入する。
- 3 鑑定評価が実測面積によって行われたときは、算式を

$$\text{A(又はC)の総額} \times \frac{7}{10} \text{ とする。}$$

また、実測を要しないものとして公簿により評価し売払いするときの算式も同様とする。

- 4 留意事項は売払通知書に添付する場合に記入する。

延 納 申 請 書

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け国有財産買受申込書をもって買受けの申込みをした国有財産の売払代金を納付するに当たって、延納による支払いをお願いしたいので、担保を提供して申請します。

1 売払物件の所在等

| 物件の所在 | 区分 | 数量 | 売払予定価格 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|----|
| | 土地 | | | |

2 即納できる額及び希望する延納の額等

即納金額 円
 延納金額 円 (回)
 延納利率 年〇〇%

3 希望する延納期限等

| 延納回数 | 納付期限 | 延納代金 | 延納利息 | 合計 | 備考 |
|------|------|------|------|----|----|
| 第1回 | | 円 | 円 | 円 | |
| 第2回 | | | | | |
| 第3回 | | | | | |
| 第4回 | | | | | |
| 第5回 | | | | | |
| 計 | | | | | |

4 担保の種目、銘柄、種類及び数量（売払財産に対する抵当権による場合）

(1) 不動産

| 物件の所在 | 区分 | 数量 | 担保物件の 価格（時価） | 担保設 定順位 | 先順位者があるときは担 保されている債権金額 | 摘要 |
|-------|----|----|-----------------|------------|---------------------------|----|
| | | | 円 | | 円 | |

(2) 抵当権に優先する債権の額及び種類

- 5 売払代金を一時に支払うことが困難である理由
 6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 2の延納利率は、普通財産取扱規則（昭和40年4月1日付、大蔵省訓令第2号）第17条の規定に定めるところによる。なお、この利率は変動することがあるので注意してください。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とします。
- 4 1の売払予定価格は、都道府県知事又は地方農政局から内示された額を記入してください。
- 5 2及び3の金額は、下表により算出される額以上とし、延納回数は同表の延納期限の年数以内としてください。
- 6 4の(1)は、1と同一の物件とし、担保物件の価格（時価）は、1の売払予定価格の10/7の額を記入してください。なお、特にこれにより難しい場合には〇〇地方農政局農地政策推進課に申し出てください。
- 7 5の理由は具体的に記載してください。

| 売払予定価格 | 延納 期 限 | 即納金額 | 納期限内の納付額 | | | | | |
|-----------------|-----------|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|--|
| | | | 1年以内 | 2年以内 | 3年以内 | 4年以内 | 5年以内 | |
| 60万円を超え180万円まで | 1年以内 | $\frac{\text{売払代金}}{5} + 48\text{万円}$ 以 上 | 残 額 | | | | | |
| 180万円を超え300万円まで | 2年以内 | 同 上 | 96万円 以上 | 残 額 | | | | |
| 300万円を超え420万円まで | 3年以内 | 同 上 | 96万円 以上 | 96万円 以上 | 残 額 | | | |
| 420万円を超え540万円まで | 4年以内 | 同 上 | 96万円 以上 | 96万円 以上 | 96万円 以上 | 残 額 | | |
| 540万円を超え660万円まで | 5年以内 | 同 上 | 96万円 以上 | 96万円 以上 | 96万円 以上 | 96万円 以上 | 残 額 | |
| 660万円を超えるもの | 5年以内 | 同 上 | $\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上 | $\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上 | $\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上 | $\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上 | 残 額 | |